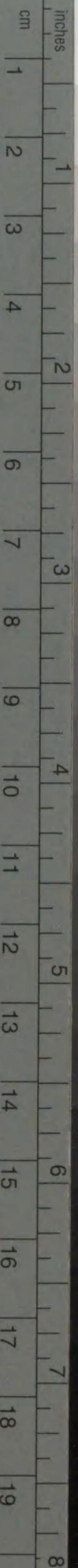


# Kodak Gray Scale



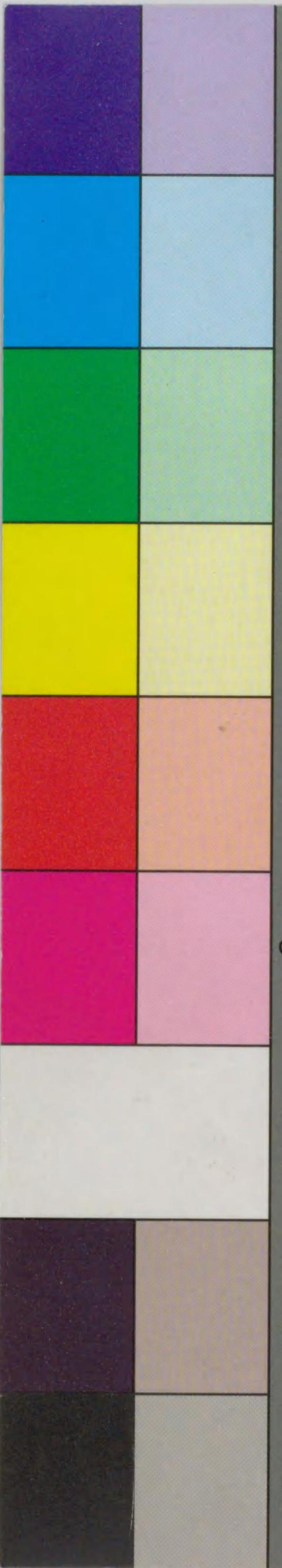
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



© Kodak, 2007 TM: Kodak


601  
35

601-35




\*76W10255 \*











工十x46

社會經濟史料雜纂

第三輯

日本常民文化研究所編

日本常民文化研究所彙報 第六二

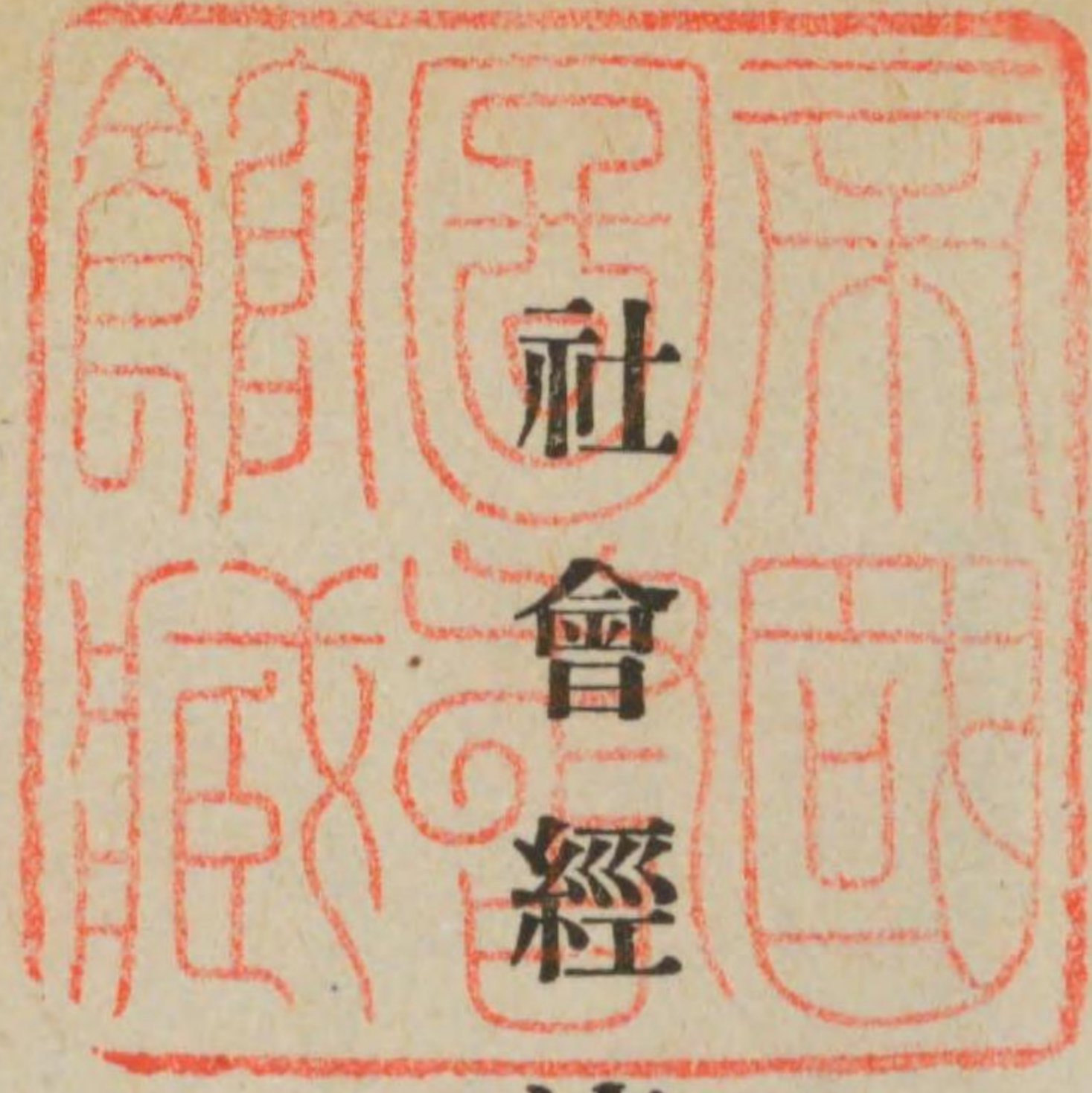
60

35



601  
35

日本常民文化研究所彙報 第六二



社會經濟史料雜纂

第三輯

日本常民文化研究所編





601  
35

凡 例

- 一 原本の舊に據るを旨とした。
- 一 然し句讀點は編者に於て適宜に附した。
- 一 變態假名も概ね平假名に改めた。
- 一 文書常用の宛字及び脱字はその儘として傍に(マ、)の記號を附したが、その傍に( )として適當と認むる文字を註した場合も存する。
- 一 原文の蠹蝕にて讀み得ない場合は字數を推して□を本文中に記し、字數推定し難い場合は□を記した。
- 一 捺印は(印)とし、寫本等に印とあるものはそのまま印とした。
- 一 朱書、貼紙は前後に「」を附して、その肩に(朱書)或は(貼紙)と註した。
- 一 本史料雜纂は第一輯より逐次冊數を累ねつゝあるが、その所載史料番號は第一輯より通し番號を以て示した。

凡 例

76W10255





解題

二八 越後栃尾侯温泉文書

新潟縣北魚沼郡湯之谷村栃尾又星松枝氏の所藏文書で、金子總平氏の好意により茲に載せることが出来た。星家は文書中にも表はれてゐる如く栃尾侯温泉の湯守であり、又庄屋を兼ねてゐた由である。温泉の年貢及び湯治に関する文書として興味ある記録であらう。文中の朱書はすべて明治十四年東京上等裁判所に於て調査の際書入れたものと思はれる。

二九 霞浦四拾八津漁獵規約連判手形

茨城縣土浦町役場圖書館の所藏に係り、慶安三年霞浦四拾八津に於て鯉入會漁に關して協定連判したものである。

三〇 下總足川村岩井氏之記録

解題

千葉縣海上郡矢指村足川岩井市右衛門氏の所藏文書で、先年山口和雄氏が九十九里探訪の際筆寫されたものである。古くから九十九里に於て地曳網漁業を經營してゐた岩井家代々の記録であつて、漁業に關する記録と共に、各年代につき詳細な物價記録がある。

三一 安房大六村庄屋控書

祭漁洞文庫所藏の安房大六村庄屋「諸用留」(文化六年)より抜粹したものである。主として元名、本郷、大帷子、吉濱、大六の五ヶ村に關した漁業文書で、年代は寶永より天保に及んでゐる。「安房郡水産沿革史」所載の史料と關係があり、中には同文のものが二通(同書史料第六一號、第九五號)あつたが、之は省略した。

三二 活鯛浦と并活附方御圍場所巨細書



解題

三三 活鯛船略圖

共に祭漁洞文庫所藏文書で、徳川時代の活鯛に関する史料である。

三四 相州腰越村三ヶ浦村手繰網出入書付寫

祭漁洞文庫所藏。寛政九年、片瀬、江之嶋、腰越、坂之下、材木座の五ヶ村入會の漁場に對し、三ヶ浦村より新規の手繰網を以て入込んだ際の出入文書である。

三五 相州小田原町地曳網新規網立出入口

上書控

神奈川縣小田原町伊豆川氏所藏。享保二十一年(元文元年)古新宿、千度小路支配の漁場に、新規に万町にて地曳網を仕立たに對して、支配の由緒を申立てたものである。

三六 武州多摩郡五日市村漁業文書

祭漁洞文庫所藏。(一)―(六)の御用鮎に関する廻狀は明和六年三月「御廻狀留帳」より採つた。他は文政元年

より明治三年に至る、五日市村を中心とした、主として御用鮎漁に関する史料を年代順に配列した。徳川時代の御用鮎漁に関する史料としては可なり纏つたものと思ふ。

三七 志摩採集記事

「動物學雜誌」第一卷第一號(明治二十一年十一月十五日)に載せられたものである。「動物學雜誌」にあつたのでは一般の目に觸れることが少いと思つて茲に収録した。

三八 惠美壽講中諸事定帳

祭漁洞文庫所藏。明和六年に於ける魚仲買仲間の取極であるが、どこのものか不明である。

附録 祭漁洞文庫所藏 日本捕鯨史料文献解題

祭漁洞文庫所藏の捕鯨に関する史料文献を解題したもので、伊豆川淺吉氏の編纂に係る。以後水産史の各部門について夫々文献解題を試みて行く積りである。

社會經濟史料雜纂 第三輯 目次

二八	越後栃尾俣溫泉文書	一
(一)	湯免許狀	
(二)	湯錢赦免狀	
(三)	湯掟請書	
(四)	入湯者心得書	
(五)	湯御年貢銀請取書	
(六)	湯御年貢銀請取書	
(七)	湯錢請取書	
二九	霞浦四拾八津漁獵規約連判手形	九
三〇	下總足川村岩井氏之記録	三
三一	安房大六村庄屋控書	四
(一)	打替船御極印證文之事	
(二)	漁舟御番所前往来掟請證文	
(三)	名主役惣髮を以て勤めたき願書	

目次



(四) 秀輔名主役被仰付候節進物之覺  
 (五) 七村組合高割控  
 (六) 家數人數田畑色取石盛浦役永書上覺  
 (七) 鱒網五ヶ浦分取之事  
 (八) 安房國平郡吉濱村と同郡龍嶋漁獵場境論裁許之事  
 (九) 房州平郡元名村大六村保田村吉濱浦漁場境裁許狀  
 (一〇) 房州平郡大六村吉濱村爭論披證文之事  
 (一一) 大六浦地引網發之事  
 (一二) 五ヶ浦各獵前後次第取極之事  
 (一三) 大六村吉濱村海境論口上書  
 (一四) 御察當  
 (一五) 秀輔船株之事  
 (一六) 浦運上金覺  
 (一七) 五ヶ村運上金覺  
 (一八) 大六村吉濱村道路普請出入返答書  
 (一九) 小笠原若狹守様御知行所村々高  
 (二〇) 反取帳差出之節控書

(三) 船手形  
 (三) 漁業仕入金借用書覺  
 (三) 船手形  
 (三) 五ヶ浦砲運上書  
 (三) 村高書上

(三) 活鯛浦々并活附方御圍場所巨細書 . . . . . 六  
 (三) 活鯛船略圖 . . . . . 七  
 (三) 相州腰越村三ヶ浦村手繰網出入書附寫 . . . . . 七  
 (三) 相州小田原町地曳網新規網立出入口上書控 . . . . . 九  
 (三) 武州多摩郡五日市村漁業文書 . . . . . 三  
 (一) 御用鮎に關する廻狀  
 (一) 御用鮎生巢場川上にて紺屋營業停止の請書  
 (七) 五日市村明細差上帳控  
 (八) 多摩川漁師定書  
 (九) 御用鮎捕鵜漁場入會出入口上書  
 (一〇) 鮎漁場入會出入濟口證文



目

次

四

(三) 農間稼人書上帳

三七 志摩採集記事 . . . . . 105

三八 魚仲實惠美壽講中諸事定帳 . . . . . 111

附錄 祭魚洞文  
庫所藏 日本捕鯨史料文獻解題 . . . . . 115

社會經濟史料雜纂 第三輯 目次終

社會經濟史料雜纂 第三輯





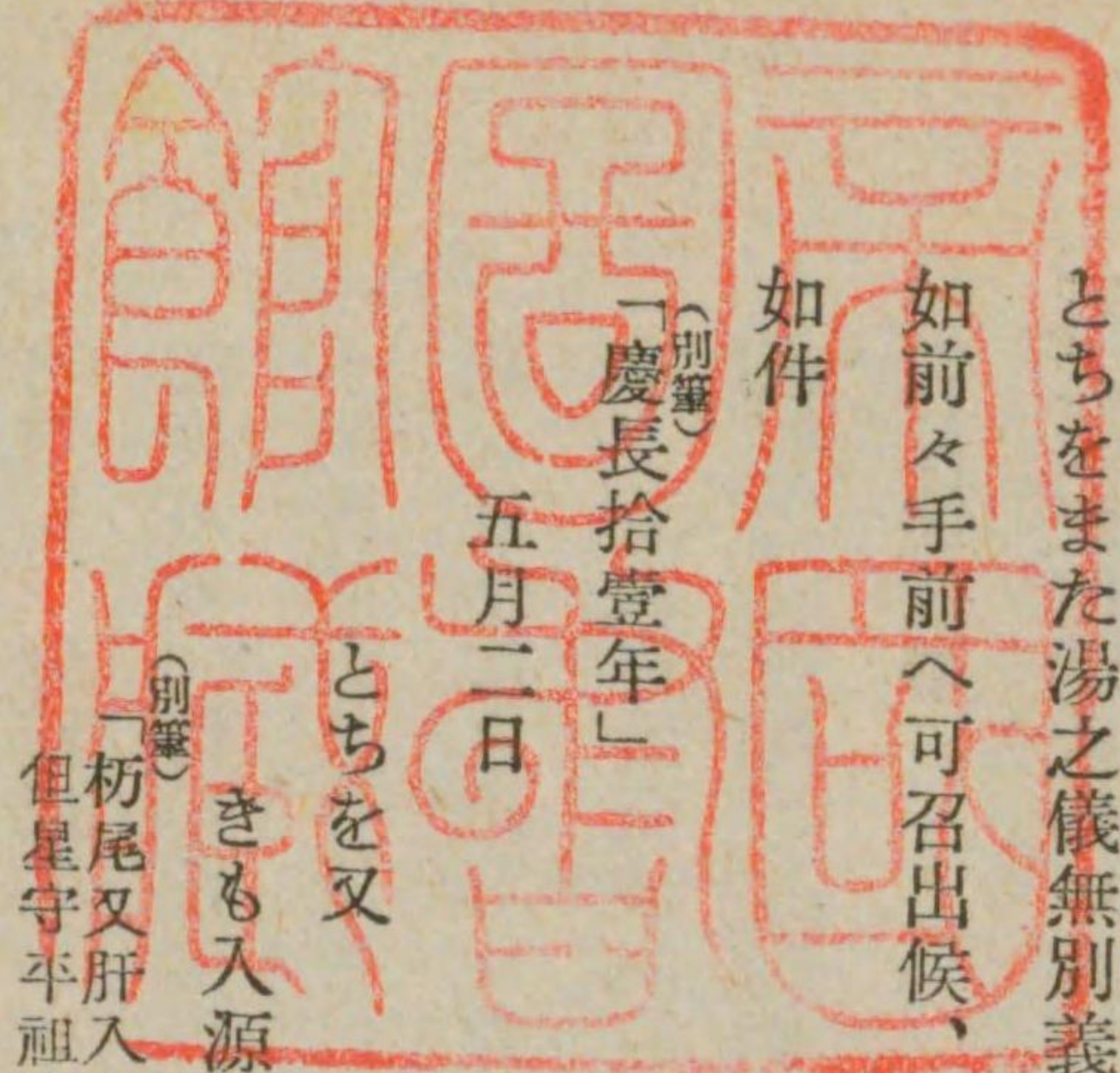


二八 越後枋尾侯溫泉文書

(一)

(朱書)  
「明治十四年八月廿二日東京  
上等裁判所判事富永冬樹閣」

とちをまた湯之儀無別義右之通ニ申付候間、此以來も  
如前々手前へ可召出候、少も申分有之間敷候、爲後日  
如件



(別筆)  
「慶長拾壹年」  
五月二日

とちを又  
きも入源□  
(別筆)  
「枋尾又肝入源番  
但星守平祖先事」

出羽守

□□(花押)

入候者也

(朱書)  
「元祿七甲」

戌六月廿七日

(朱書)  
「明治十四年八月廿二日東京  
上等裁判所判事富永冬樹閣」

隼 人(印)

筑 後(印)

遠 江(印)

大 隅(印)

與左衛門參  
(別筆)  
「但星守平祖先事」

(三)

指上申一札之事

- 一 大湯枋尾侯兩所出湯入賃銀取立之内、當年より三分
- 一 ハ湯守ニ被下置難有奉存候、依之自今湯舟湯小屋
- 一 □修覆御普請たりとも御公儀様より一切御構不被

(二)

魚沼郡枋尾侯湯錢御赦免に候間、入候もの互に可



遊候間、湯賃銀之内を以只今迄之通普請いたし、入湯之者不自由ニ無之様ニ可仕旨被仰渡奉得其意候事  
一湯賃之儀重而御下知御座候迄ハ只今之欠□之通取立可申候、壹錢成共多ク取候ハ、湯守役被召上、其上越度可被仰付候旨奉得其意候御事

一小屋賃宿賃其外所帶道具等并敷物借賃薪野菜拂代之儀も只今迄之通可仕候、飯米鹽喰も當時相場ニ賣可申、若向後致我儘高直ニ仕候敷、惣而湯入人爲及迷惑候之段被爲聞召候者、拙者共いか様共越度ニ可被仰付候御事

右之趣被仰渡承知いたし奉得其意候、少も相背間敷候、只今迄之通毎日湯入人名所相改微細帳面ニ記置可申候、不依何儀我儘不仕私共了簡ニ及不申儀ハ、御役人又ハ大肝煎方へ相達受指圖可申候、爲後日之仍如件

元祿貳年巳十二月十七日

大湯村湯守

折立村之内枋尾又

守右衛門

右之通湯守共ニ被仰渡承知仕一札判形指上申候以上

一湯つほにて湯を飲候へは毒にて御座候

一湯の中にて高音にうたひいかり腹立候へは氣血と、

こおりて湯の勢めくらす候

一髪を洗たる雫目に入候へは大毒にて御座候

一湯つほにてねむり候仁有之候は、傍よりさむるやう

に可被成候

一飯後之儘御入候とすき腹入候へは悪敷候、勿論湯治

中大食不宜候、附りなましき木のこるひ一切御用被

成間鋪候

一房色第一の毒に御座候由御慎御尤ニ存候

右之條々御持無之候へは、湯治之益無御座候間、御心得可被成候、兼而此様子わきまへ可被成候、或は入湯

之驗不見へ、又中る事有之候ニ付、今度三人衆中御相

談之上此條目板行燈御調被遣候、末久しく不可廢捨候、

三人之名字則裏に記置候以上

寶永七年庚寅八月 日

入湯御客人様方

枋尾侯湯守

守右衛門

大肝煎  
井口三郎左衛門

(四)

入湯用心之覺

一初日にハ一二度かろく御入可被成候、始に若あたる心地なる御方御座候故、うかゝひのために候  
一翌日にハ二三度線香半本立候程の間御入被成、三日めよりハ幾度も機根にまかせ御入可被成候、但し長入ハ不宜候

一初兩日程大瀧にうたせ候事、御疲の方は不宜候、おもき痛無之方は一二度入湯之上にては不苦候  
一頭痛或は疝氣の寄たる所坏、初より直に瀧にあて候へは悪敷候

一入湯之後、湯の氣さめぬ中小便致し候へは、淋病指發るものに御座候間、兼而可有御用心候  
一湯治中亦歸宅以後も、近キ間水に觸候へは毒にて御座候

〔裏書〕

信行院

僧目幸

同不輕

山田成久

(五)

覺

一御入湯之衆中多勢諸方御集ニ候得者、御自分之諸道具念ヲ入取紛無之様ニ御意得可被成候、若落物失物有之候共、出入人勢晝夜を不限御入替り候へ者吟味難成候間、龜末ニ被成間鋪候、尤捨物御見付候御方ハ諸人之目前ニ御置、本主知れ次第請取候様ニ可被成候、自然無覺束事か取違ニ而、諍論ニ罷成候ハ、双方共湯本拂可申候御事

一於惣湯ニ老人并女中杯ヲ掠、強勢之衆我儘ニ瀧ニ御あたり被成間敷候、湯船之兩側ニつき先々順番ニ瀧ニ御當り可被成候、惣而老若男女長あたり御無用ニ候、爲御保養之義ニ候へ者、御退屈無之様ニ諸事御不肖之御心持專要ニ候御事



附タリ慮外糺シ先年より御禁制ニ候、并無作法之衆有之候ハ、御内證爲御知可被成候

一御歷々様方并其外御入込之御入湯ハ不及申、御逗留中喧嘩口論御禁制之事

一御入湯之間淨瑠璃說狂并無益之高聲惡言等一切御無用之事

附タリ小屋中火本御用心并博突堅御禁制ニ候

一御留湯之御方<sup>(マ)</sup>鑰番札ニ書記置候通り、順番線香一本之間御入湯之圖ニ而、御上湯早々次番へ鑰御送り可被成候。若當番ニ御差合候ハ、御除、早速先々へ鑰御渡可被成候御事

一御入湯之節、着類其外はき物御取違無之様ニ可被成候、且又湯舟ニ而たはこ御禁制之事

一大瀧之義留湯惣湯共ニ先々次第御あたり可被成候、尤長うたれ御無用之事

一御留湯惣湯御供之衆、御主人之權威をかり狼藉一切被成間敷候御事

一湯錢之義御逗留中湯守方へ御拂可被成候御事

如此請取申者也仍如件

申霜月廿一日

大門與兵衛(花押)(印)

<sup>(貼紙)</sup>「正保元年」

枋尾俣湯守

甚 吉との

大湯村湯守

理右衛門との

(八)

請取申銀子錢之事

一町銀六百五匁也

一錢百五拾九文

右者辰年枋尾俣湯錢取立被差上候、慥請取申者也

辰九月廿八日

<sup>(貼紙)</sup>「承應元年」

森勘左衛門(印)

松原喜兵衛(印)

枋尾俣村万吉參

(九)

二八 越後枋尾俣溫泉文書

右之條々從御 支配所先規

(六)

請取申枋尾俣湯御年貢銀之事

合參百六拾三匁者但灰銀てんひんめ

右請取所實正也

午ノ十月十五日

<sup>(貼紙)</sup>「元和四年」

塚田三右衛門(印)

柳島太左衛門(花押)

枋尾俣女蕃殿參

(七)

請取申銀子之事

一町銀六百七拾目五分

一同銀百貳拾壹匁

ノ七百九拾壹匁五分

枋尾俣湯賃

大湯村湯賃

右ハ魚沼郡枋尾俣出湯大湯村出湯申之年分如御定り取立指上候、此外湯小屋以下入用并被下候御褒美致指引、

覺

一金三兩銀七百拾三匁六分六厘

一錢百三拾六文 但長百文也

右ハ枋尾又湯錢巳ノ九月朔日より午ノ八月晦日迄取立

被指上候を慥請取申者也

午ノ九月八日

<sup>(貼紙)</sup>「承應三年」

森勘左衛門(印)

岩崎文左衛門

枋尾又森左衛門殿

(五)

覺

一金壹兩三步町銀百九拾九匁八分五厘<sup>㊦</sup>

一錢七拾六文<sup>㊦</sup>

右ハ午ノ九月朔日より未五月廿九日迄枋尾又湯ちん銀

錢如斯取立被指上候を請取申者也

未六月十一日

<sup>(貼紙)</sup>「明曆元年」

森勘左衛門(印)

岩崎文左衛門

枋尾又守左衛門殿



(二)

請取申金銀錢之事

一金三兩銀貳百九拾匁三步四厘  
一錢六拾四文也

右ハ未六月朔日より同八月晦日迄枋尾又湯錢取立被指上候を請取申者也

未九月十九日

森勘左衛門(印)

(貼紙)(朱書)  
「明曆元年」

枋尾又守左衛門殿

(三)

請取申金銀錢之事

一金貳兩銀百九拾壹匁六分貳厘  
一錢八拾八文

右ハ申ノ六月朔日より同壬八月中迄枋尾又湯賃銀如斯取立被指上候を請取申者也

申ノ九月十五日

森勘左衛門(印)

(貼紙)(朱書)  
「明曆二年」

枋尾又守右衛門殿

横澤庄左衛門

(三)

請取申湯賃銀錢之事

一銀貳百四拾八匁也  
一錢拾壹匁三百五拾七文

右ハ戌卯月十日より同九月廿五日迄枋尾俣湯賃其方取立銀錢如斯慥請取申者也

戌十月五日

益田平右衛門(印)

(貼紙)(朱書)  
「万治元年」

枋尾俣湯守

牛之助殿

(四)

覺

一銀貳百五匁八步七厘  
一錢六貫貳百四拾八文  
一同百拾文

本庄彌左衛門  
杉本三右衛門

(貼紙)(朱書)  
「延寶八年」

枋尾又村

牛之介殿

(六)

覺

一銀百三拾四匁壹分貳厘  
一銀貳拾貳文

本庄彌左衛門(印)

(貼紙)(朱書)  
「貞享二年」

刁九月廿五日

右ハ刁年枋尾俣爲湯賃取立指上候を請取申者也

湯守  
牛之介殿

(七)

請取銀錢之事

卯壬四月廿一日より同八月廿九日迄  
一銀九拾四匁壹分四厘  
外貳拾三匁八分六厘  
外三拾貳匁四分

湯小屋湯船御作事入用ニ渡ス  
牛之介ニ被下分渡ス

一同貳拾壹文

(貼紙)(朱書)  
但銀拾匁ニ付錢壹文ツ、御公儀へ  
荷錢被差上間如此取立候

右ハ枋尾俣湯賃銀錢如斯取立差上候を子ノ年分ニ取上納申者也

子九月十九日

益田平右衛門(印)

(貼紙)(朱書)  
「寛文十二年」

湯守

牛之助殿

(五)

請取申銀錢之事

一町銀三百六拾七匁八分  
一錢六貫八百六拾九文

(貼紙)(朱書)  
但九拾六文百也  
申卯月十九日より同九月十五日迄ノ分

右者申年枋尾俣湯賃銀錢如斯取立帳面共ニ指上處慥ニ取申者也

申九月十八日

野上忠右衛門(印)

二八 越後枋尾俣溫泉文書



卯壬四月より同八月迄

一錢貳拾六文 外拾三文ハ牛之助ニ被下分渡ス

右者卯年枋尾俣湯賃如斯取立指上候を慥請取申者也

〔貞享四丁〕卯九月十五日 野上又右衛門(印)

〔朱書〕  
〔明治十四年八月廿二日東京  
上等裁判所判事富永冬樹閣〕

枋尾又村

牛之介殿

(六)

請取申金銀之事

合金拾六兩壹步銀三匁四分 但三分貳之分

外金八兩銀拾匁八分三厘ハ三分一其方へ渡ス

右是ハ當巳四月朔日夕同八月廿七日迄枋尾俣出湯永入

并當座入賃取立帳面を以令勘定、三分壹其方へ相渡、

三分二ハ此方へ請取申所仍如件

元祿貳年巳十二月十八日 野上亦右衛門(印)

〔朱書〕  
〔明治十四年八月廿二日東京  
上等裁判所判事富永冬樹閣〕

枋尾俣

守右衛門殿

〔前書〕  
〔但星守平祖先ノ事〕

(五)

請取申湯賃銀之事

申ノ九月より酉ノ極月迄

一 下銀百四匁 此人數八拾人

内

銀貳拾四匁 湯守ニ被下引

銀八拾匁 取立銀

一 錢百四拾四匁 此人數四拾八人

内

錢四拾八文 湯守ニ被下引

錢九拾六文 取立銀

此下銀壹匁七分五厘

取立銀合八拾壹匁七分五厘也

右ハ枋尾俣湯賃銀如此申ノ九月より酉ノ極月迄之分請

取者也

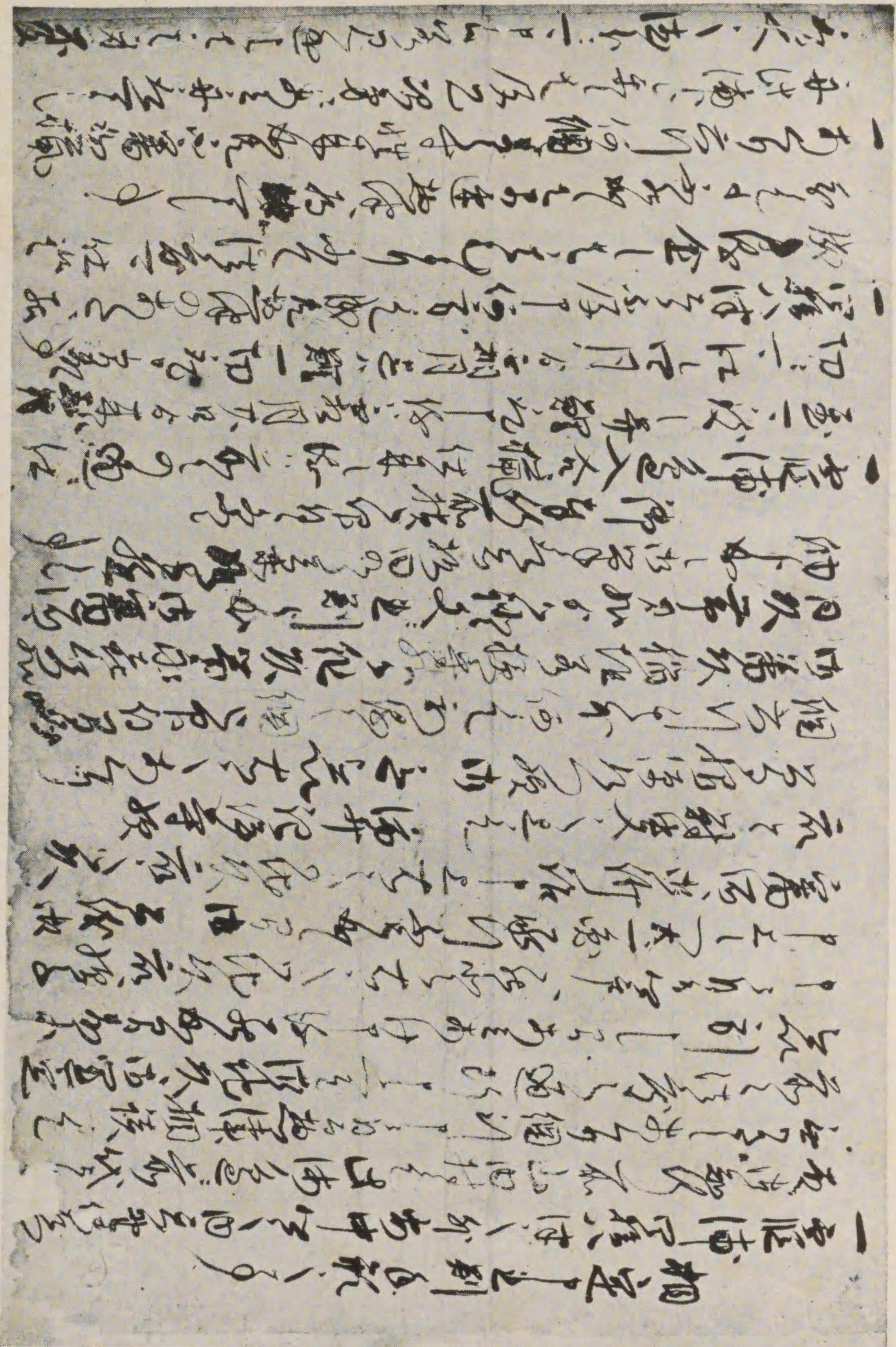
戌極月廿一日

井口三郎右衛門(印)

〔朱書〕  
〔元祿五年〕

枋尾俣

守右衛門殿



(一) 形手判連約規獵漁津八拾四浦霞



Handwritten text in two columns, likely a copy of the regulations mentioned in the page headers. The text is written in a cursive style with many circular stamps or seals interspersed throughout the lines.

二九 霞浦四拾八津漁獵規約連判手形

相定申連判手形之事

一 霞浦四拾八津之外安中郷之内天野傳左衛門殿御知行所山内村にて、此海邊ニ前代より無道之あくり網引申ニ付而、惣津相談にて前々法度之通斷申候へは、御地頭へ御運定を以引申候間、あゝあけ申儀罷成間敷由申ニ付而、江戸へ罷登、右之御地頭衆へ様子申上候へ共一圓承引不被成候間、御公儀御審所へ御訴訟申上、右之御地頭衆之御頭衆と對決之上にて酒井紀伊守様 會根源左衛門様御意を以、右之あくり網六引其外何ニて新儀之網被仰付間敷由、御番頭稻垣若狹守様御組頭富永喜左衛門様同頭帶刀様より御證文ニ連判被成 御番所へ納被成候御筆取は杉田九郎兵衛様被遊候事

御奉行所様被仰付候條

一 霞浦邊入合ニ獵仕來候儀ハ前々之通ニ仕置可致候、并鯉取申儀ハ霜月廿日より來ル三月切ニ可仕候、四月より霜月迄ハ鯉一切取申間敷候事  
一 四拾八津は不及申何方にて成共、惣津のあたニ罷成候儀企候は、其むよりにて法度可仕候、其分ニても不罷成候は早速惣津へ爲知可申候事  
一 あくり六引何網ニよらず、性來成共不審成獵舟此浦へ參候は、及見次第ニあゝ舟取可申候、取人之徳分ニ可申候、若見逃申候は、其身ハ不及申其村中何様之曲事ニも可被仰付候事  
一 常ニ仕候獵之事ハ、かまたためつまりはかりかけ可申、若此旨相背、かまたためすきの網かけ申候もの



候は、見合ニ取可申候、是も取人之徳分ニ相定申候事

一浮島牛堀村富田村麻生村嶋並村橋敷村今宿村此七ヶ村ハ御 留川箕輪田のきしニ御座候故、ばいひき仕間敷候、但極月中みのわたの魚爲御取候日より來三月迄はい引可致事

一夏秋鯉取申所及見及聞候は、穿鑿之上ニて曲事ニ可申付候事

一うちあみの諸法度之儀ハ去丑ノ年之連判手形之通ニ可相守候事

一惣津津寄合之儀ハ毎年十月廿日ニ村廻リニ出合、諸法度ノかため可申候、若出合不申候は、海中の獵末代仕らせ間敷候事

右之條ニ於相背村有之は、津頭カふれ狀を廻シ、相談上ニて法度可申付候由かたく被仰付候、若惣津相談いたし候通一ヶ村二ヶ村相背候は、則御番所ニ可申上旨御奉行所カ被仰付候間、於末代可相守者也、爲後日仍如件

掛馬村

今宿村 久左衛門(印)

庄三郎(印)

五丁田村 長右衛門(印)

大室村

二郎右衛門(印)

内 匠(印)

手賀村 二郎兵衛(印)

主 殿(印)

玉造村 源五左衛門(印)

里 兵衛(印)

柏崎村 小左衛門(印)

田伏村 二郎左衛門(印)

有賀村 十右衛門(印)

崎濱村 久三郎(印)

川尻村 かもへもん(印)

あは崎村 圖 書(印)

慶安三年ノ七月晦日

上須田村 平右衛門(印)

板久村

下須田村 五郎左衛門(印)

市郎兵衛(印)

浮嶋村 市右衛門(印)

高野村

圖 書(印)

平右衛門(印)

古渡村 將 京(印)

松川村

右馬 助(印)

内 記(印)

左 助(印)

木原村

鳩崎村 圖 書(印)

七郎右衛門(印)

大山村 五郎右衛門(印)

尿崎村

馬掛村 庄兵衛(印)

四郎右衛門(印)

上嶋村 十三郎(印)

大須賀戸村

西白村 權三郎(印)

主 殿 助(印)

富田村 十右衛門(印)

舟子村

牛堀村 源之丞(印)

五郎左衛門(印)

麻生村 宇兵衛(印)

嶋津村

嶋並村 長右衛門(印)

與 兵衛(印)

橋敷村 源五右衛門(印)

須賀津 三郎左衛門(印)

馬渡村 外兵衛(印)

三ツ木村 作右衛門(印)

飯手村 久左衛門(印)

あまこ村 作右衛門(印)

押堀村 太兵衛(印)

野 中 助 藏(印)



### 三〇 下總足川村岩井氏之記錄

謹みて我か遠つ美祖の其上を尋ぬるに、天正十六年より以前の昔にかゝる事は更に記録の徴すへき材料としてハこれなく、唯一冊の過去帳に似よりたる一卷か、元文四季中岩井善四郎豊重てふ先きの祖の記し、文の有る耳りにて、そか文に因れハ、吾か岩井氏も往古は千葉家の屬黨にて、其六頭の内一人(千葉六頭てふ者ハ岩井内六氏)にして、今の住所なる下つ總の國海上の郡足

川の里に僅か七軒の家の有る時より住けるか、其當時何方より移り來しか、携ひこし槍一筋と刀壹振り秘め有りけるを、中頃當家の嫡男にて玄蕃と云し人、この二品と傳來の書類迄併せて持ち行き竟に紛失せし由。尙天文前後に係る位牌も數體有りしをいかなる都合に

有りけむ、本寺野中村長禪寺へ納め置、同寺焼失の災

内人ハ岩井四郎兵衛同喜右衛門之を爲したり。

○万治二巳亥年七月十五日豊明享年七十二歳にして歿す。法號珠林道寶明居士と諡す。

○寛文六丙午年三月廿七日配ツタ子享年六十八歳にして歿す。同桂林妙莊信女と諡す。共に先人の塋域に葬る。

参考、是より三代ハ、前に記す如く父母子孫及埋葬地等知るに由無し。然れ共墓地ハ古達中或は堂の越の二所の内なるへし。石碑ハ寶持院にあり。寛永四年檢地繩入れの惣反別ハ四十八町八反〇〇六歩、惣戸數四十八戸、外に寺寶持院觀行院密藏院の三寺あり。内寶持院ハ繩入れ除き地なり。當時繩受け村民中、重達ちたる人名と反別を水帳により取調たる所左の通り。

隼人二町四反八畝廿三步宅地五畝十八歩、喜右衛門二町〇四畝拾七步宅地壹畝拾歩、與右衛門壹町五反九畝拾六步宅地六畝十二歩、市右衛門壹町四反四畝拾六步宅地二畝二十歩、内匠壹町〇〇拾貳步宅地貳

難により爲ニ皆なくなりける由(野中長禪寺は同寺住職の開基)。斯る故に天正十六年生岩井豊明翁を始祖として記しぬれと、跡包豊豊一翁共三代ハ生みの父母及配偶者の親さへ記すへきすへなき爲め略しぬ。其の以後ハ記録の有る限りハ、その出來事務の有様當時の諸物價迄後の見る人の参考にもがたと書き副ぬ。

岩井市右衛門豊明天正拾六子年足川邸ま生る。長して配ツタ子を娶り、岩井氏を繼續す(此時紀元二千二百四十八年第九〇八代後陽成天皇陛下の御代に當る)。

○寛永四年豊明四十歳の時、幕府徳川氏の吏橋本善右衛門三浦七郎右衛門河村惣兵衛平岩勘右衛門を派

遣せしめ、本村の檢地繩入れを爲す。其當時土地畧畝十歩、長四郎壹町二反八畝〇七步宅地三畝貳拾二歩、治右衛門壹町貳反四畝十貳步宅地貳畝十貳歩、内藏の助壹町〇一畝廿二步宅地三畝廿二歩、四郎兵衛九反八畝〇三步宅地二畝〇四歩、以上九人。

岩井市右衛門包豐元和六庚申年生る。配サタ子を娶り、岩井氏を繼續す。

○天和二壬戌年五月十五日六拾三歳にして歿す。乘蓮道明居士と諡す。

○延寶四丙辰年九月十八日配サタ子七拾二歳にして歿す。貞壽明戒信女と諡す。共先人の塋域ニ葬る。

岩井市右衛門豐一元和八壬戌年生る。海上郡椎名内村加瀬市郎右衛門女タイ子を娶、岩井氏を繼續す。

○承應二巳年二月十八日、村高二百四十三石の中間六組にて、鎮守として日月大明神てふ社を始めて建て、本日遷宮の式を執行するニ依、金參歩を寄附す。其宮ハ現今の鎮守の西に有りし由なり。

○寛文十二年亥某月一男を生む。



○元祿九子年九月十二日豐一七拾五歳にして歿す。寂光常源居士と諡す。

○正徳元卯年七月十四日配タイ子歿。享年七十八歳。本如妙源信女と諡す。共に先人の塋域に葬る。

岩井重兵衛豊春、父豊一の長男なり。海上郡成田村長右衛門の女ハル子を娶とり、岩井氏を繼續す。

○元祿七戌年長女ユウ子を生む。同八年亥某月長男伊之助を生む。

同年野中長禪寺焼失せしを、再建ニ付、本堂佛間正面三間に雲龍獅子に牡丹彫刻の欄間を寄附す。

同十一年幕府代官山本莊大夫支配所の村にありしを改めて與力給地と爲る。

○寶永四亥年二月十七日長男伊之助十二歳病を以て歿す。

同五年子年十一月鎮守日月大明神の社建替ニ付、金壹兩貳分を寄附す。

○寛延二巳年七月五日配ハル子歿、享年七拾五、晴雲妙意信女と諡す。

終身婚嫁せず。其故ハ詳かならずと雖も、精心身體共ニ異狀無き事ハ口碑に残れりと云。

岩井重兵衛豊重父豊雅の長男なり。正徳元卯年八月十六日を以て生る。幼名龜之助と稱し、九歳の時父豊雅歿し、十四歳の時母ユウ子歿。爾來祖父母に養育せられ稍々長して善四郎と改名し、同郡網戸郡九兵衛の女テイ子を娶り、岩井氏を繼續す。天資英敏にして膽略あり。故に二十歳の頃地頭拔擢して里正と爲す(地頭とハ本村を領すハ與力なれハ幕府ニ殿様と云能ハざる制なれハなり)。

○元文四未年字新切の地に一家を創立す。是岩井久兵衛の祖と爲○同年十二月岩井氏の家系の概略を先人の遺言口碑舊記に徴して編成す。是本稿作成の原本と爲る。

○延享三寅年地頭更ニ豊重を擧げて知行所改め役(則ち俗に)と爲す。因て給地(給地とハ當時の制)常陸(與力の採地を云)下總の惣名主を監督せしめ(此時給地ハ常陸信太郡船子村海上郡三宅村椎名内十日市場の)、扶持米三人口を賜ひ苗氏佩刀を許さる。

○寶曆四年の頃、農業の傍、鮫網漁業を爲し居りけ

○寶曆三酉年三月二日豊春八拾三歳を以て歿。素光心源居士と諡し、共に先塋に葬る。

参考、寶永中村高貳百四十三石組の名主役清左衛門、八拾石の名主喜右衛門等勤めたる由、亦元祿の頃ハ家資饒かにありしと思はる。其當時日附債券證書及神佛の寄付等の事蹟存すべなり。

岩井善四郎豊雅、元匝瑳郡井戸野村石橋源左衛門の三男なりしも、先代豊春の長女ユウ子の婿養子となり、岩井氏の繼嗣となり、一男二女を生む。長男を龜之助と稱し、長女をカネ子と云ふ。

○享保二酉年十一月九日カネ子歿○三戌年二女ミチ子生る○同五子年三月十九日同伴三人にて常陸下總の神社參詣の途中、香取郡猿渡村源田川岸渡船中過つて船の覆へりたる爲め不幸にして溺死す。享年三十歳、春夢淨灌居士と諡す。同九辰年十一月廿五日配ユウ子も又病て歿す。享年三十一歳、炳現有眞信女と諡す。皆先人ノ塋に葬る。

○天明六年六月十四日貳女ミチ子歿。年六拾九歳、

る故を以て、西ハ上總國木戸東は海上郡下永井邸迄の地曳網ハ手網漁業者全部連署して、鮫網業の地曳ハ手網漁業の妨害あるを名として、鮫網漁禁止の訴訟を提起せらる。依て豊重鮫網業者二十一人の惣代となり、答辯數回遂に勝訟して斯業の繼續を得たり

○同五亥年當村隼人名主役と爲る。依て豊重職務上手續として舊名主某より村方水帳を受取り、調査の上新名主隼人に渡す(水帳とハ其村の地籍を領主にて各筆毎に總受け人に分配を記したる物な)。當時本村舊來より大組小組目奈組と三組に分れ相反目し、一致の村治を行ふ能ハす。其大組と稱するハ戸數百八十人小組ハ四十九人目奈組ハ四十五人にて○寶曆八寅年より同十辰年迄の間、大組名主

與右衛門八郎右衛門等なり、小組ハ喜右衛門自然酋長の形に有り、名主善八にて、目奈組ハ名主仁左衛門なりしか、後名主交換ありて清左衛門平治郎善八等三人となる。本年家屋の大修繕工事を起し、奥坐敷及上湯殿上厠等を改築す。

○明和四亥年九月村民百八拾五名或者の煽動に因



り、願人物代喜右衛門、組頭儀兵衛等押領出入りてふ訴名を以て、豊重を被告として、幕府奉行所へ出訴す(押領とハ村民より地頭へ納むべき金。數等を私にする事奉行所ハ法衙なり)。○同六丑年本訴願人共申分相たす(立腹カ)、却て手錠申付らる(手錠とハ今之の輕罪に當り囚人の輕き辭なり)。豊重ハ訴名實無しと雖も、役儀不行届の廉を以て押込め申付らる。時に歳五十七。此年又當村寶持院も住職出入として同寺より奉行所へ訴出て、審理の上住職ハ逼塞申付られ、豊重ハ前事件と共に押込申付られたり。

○安永二巳年大組名主與右衛門退役。跡役久三郎へ前手續を経て水帳を渡す(當時豊重押込休役中なれハ重平治豊充の代理と思へる)。○六年豊重休役の處更に復役の命を受けたり。曩に豊重父祖の遺業を継ぎ相續爲したる時ハ、持高七石余に過す(往昔田畑貢租の制ハ草高と唱へ高壹石目ハ今の大凡地價金五十圓の土地に稍相當するもの如し)。後六拾四歳の頃に至り持高拾三石壹斗余、外在來椿新田琴田村に於て持高二石八斗三升有り。尙吾岩井氏は往古より地曳網の漁業を營み來りけるを、中古より廢業しありけるを、豊重に至り再興して今

たりと云○同六酉年三十四歳にして父の現職に代り割元代官役となり、扶持米三人口を賜る。天明二寅年隣村椎名内村と數回談判の上村境字花立の經界を定め、互に證書の交換を爲し、將來論争の基を斷ちたり○初豊充匝瑳郡横須賀郵金杉太左衛門の女セイ子を娶り、後明和八卯年長男金治郎を生む○安永元辰年六月廿五日配金杉氏病を以て歿。年十八歳、慧光院靜盛信女と諡す。後某年某日匝瑳郡高郵伊東作左衛門の女某を娶り、安永八亥年二男利七を生む。四歳にして歿。生母某も幾ならずして離別す。天明六年匝瑳郡川部村及川平右衛門の女ヨシ子を娶り後妻とす。

○寛政十年五月十一日字新田の畑に耕作中、豊充突然病を發し竟に歿。享年五十五、夏月道光居士と諡す。塔の越の先塋に葬る。

○文化四卯年配ヨシ子又病を以て歿。享年四十九、本光妙善信女と諡し、同塔の越の塋に葬る。此當時の不動産の控に依れハ、田畑六町九反八畝拾九步、

日に至りしと云。

初め豊重の配テイ子、元文未四年某日を以て長女リキ子を生む。九歳にて歿。寛保元酉年長男龜之助を生む。二歳にして歿。同三亥年次女スカ子生る。三歳にして歿。延享元子年次男重太郎生る。同三寅年三女ケイ子生る。長して匝瑳郡尾垂惣領郵伊東權太夫方に嫁し、後寶永二巳年廿四歳にして歿。延享四卯年三男重四郎生る。六歳にして又歿。○寛政九巳年十二月晦日配テイ子歿。年八十五、貞心壽永信女と諡す。同十二庚申年七月廿五日豊重歿。年九十歳、積善壽慶居士と諡し、共に字塔の越の塋に葬る。

岩井重平治豊充、父豊重の二男にて幼名を重太郎と稱し、十六歳の時に地頭某より重平治豊充と改名を撰ミ賜り、濱方取締役を命せられ給米五俵を賜り苗氏佩刀を許さる○安永二巳年徳川將軍日光社參の式を行ふ。地頭某之れが具供員を命せられけるに因り、地頭某も亦豊充をして倍從せしむ。此役豊充大に力を盡し某か爲に働き、周旋して大に某か賞感を受け

鹽場三ヶ所二十九尋九寸三分、筆數二百三拾二筆なりと有り。

按するに此當時前後ハ不動産ハ利益薄くして、漁業豊漁なりしが、此の近傍海岸ハ地曳網業者ハ更に不動産に望みを置かざるか通例なり。

岩井市右衛門孔豊父豊充の長男にて幼名金治郎と稱し、明和八卯年生る。翌安永元辰年六月生母セイ子歿。故を以母方の祖母金杉某孫金治郎の不幸を憐み、吾里横須賀村の家に連れ行き七歳迄養育す。

寛政元酉年十九歳の時、地頭より濱方取締役を命せられ扶持米貳俵を賜り、二十歳にして又地頭より岩井重藏と改名を賜りたり○同年六月四日野中村檀那寺長禪寺表門燒失、同月八日夜又々本堂全燒したり○寛政四子年大般若經百卷を上箱付共代金八兩貳分を以て購求して、長禪寺へ寄付す○寛政四年より九年間ハ、名主善八及權右衛門兩人更代に勤む○五丑年長禪寺佛壇用胡摩爐一箇を寄付し○同年古達中舊塋域へ庵を再建築す○同年某月西國巡覽に行きたり



(西國巡覽とハ西京大阪四國) 同十年父豊充死去に依り、二十歳にして跡割元役を命せられ、苗氏佩刀を許され、扶持米等父の時の如く賜りたり。

○寛政十年村方清左衛門鞆助なる者、當郡反高紛亂致したるハ割元岩井重藏及當路の役員の故意に爲したるなりと唱ひ、村民を煽動し訴訟を提起したり(反高紛亂は田畑上中下に區別して高を付しあるを、上田へ下田の高を負せ下田上田の高を負せ抔したる云)。

同年十二月村方長兵衛なる者藤助が訴出てたる分作高振り決せざる間ハ、小作米も仕拂難き趣きの難問題を出してたり。同年同月廿八日地曳網用袋一つを質物として預け、金拾五兩を海上郡足洗村喜右衛門より借入れ、水主三十人の年取金と爲す。是本年不漁にて漸く水鯛千四百籠迄曳上げし斗りの故なり。

○同十一年未年地頭所へ出願の上岩井市右衛門孔豊と改稱す。同年訴訟發頭人たる藤助及東馬外何人なるも奉行所へ門訴の罪により入牢申付けらる(今の入檻なり)。

同年十一月藤助一件判決の上門訴頭取たる藤助を遠島(今の無期徒刑)、外勘左衛門七左衛門は牢死、爾より該

より地所取調帳簿仕立に係り本田新畑替地等迄分出來す。是今の田畑實檢帳なり。同年十一月廿三日晝

十二時頃濱納屋焼失し地曳袋四つ其外漁具共多く焼亡す。(頭註) 享和二年分補充米春夏一石一斗前後秋冬八貫八百文干鯛秋小ま拾七八俵

参考本年當地方ハ田畑共上作なれと濱方不漁なり。上方筋は不作の由諸物價左の如し。

○米春より夏迄下直、金壹圓ニ付壹石壹斗前後、秋八斗二三升、冬九斗八九升より壹石二斗、十二月に至り壹石〇八九升と成る。○錢相場是れハ本位なる一圓ハ其當時ハ一兩と唱ひて、小判てふ金貨壹枚を以て補助貨なる寛永又永樂通寶と記したる黄銅製の一厘錢、今に残り有る穴の眞中に有る一文錢にて、之を九十六枚を以て百文とし、十百文を一貫文と云。此當時の相場六貫八百文なるか故に六千五百廿八枚を以て小判壹枚に交換すべきなり。

○干鯛肥料用鯛の乾したるをほしかと云。壹兩に拾七俵なり。當時干鯛壹俵ハ大凡二斗六升入りの斗り

の罪を問ず、外村民の内之れに同意したるもの百貳拾人ハ各過料金二十貫文徴收申渡されたり。同十二年より村方反高整理の爲め地所取調へニ着手し、孔豊之か主任となり、宇兵衛其他の者付屬となり各事務を取扱ひたり。

○享和元酉年野中長禪寺再建ニ付、佛間欄間舊の寄付の形に習ひ、雲龍獅子に牡丹の彫刻を寄付す○同二年名主役ハ惣右衛門勤務す○同年酒造株(何百何十石造りか)を海上郡中谷里村久右衛門より譲受く。(此當時酒造營業は何萬何千石と幕府に於て定め其分配外は新規を許さず、故に株式となり、賣買は譲り渡し名とす)○同年土藏壹棟を新築す。同年某月名主惣右衛門退役に依り初めて宇兵衛名主役となる○同年九月廿日地所取調事業新畑替地を除き粗々落成に付、當家に於て清算に着手す。替地とふ字ハ此時始て置かへなり。其原因ハ地所取調の序に、沼より用悪水路溝則ち今の大川なるものを開設して、この敷地となりける田畑の潰水地の代用として、各地主に新畑の芝地を替地に分配したるに因ると云ふ。○同年十一月十二日

桶に山もり三配つゝを入れて普通壹俵と云ふか故に、油を含む魚は馬に二俵付けなりと云。

○享和三亥年六月名主宇兵衛地曳網漁業場に来り、石持魚を強請押收せし故を以て、海上郡地曳網主共連署の上營業妨害解除を其筋へ出願し、尙當家持網ハ其發頭人なる以て水主共亂妨等の恐れを注意し、漁業を停止謹慎したり。此年地所取調概略整頓の處、村方與兵衛なる者該調へ方不公平の爲ししかた有ると苦情申出て、再調査を出願の後日に心得違ひなる故を以願ひ下けを爲したり。後日至り名主宇兵衛組頭與兵衛の兩人惣代となり、地頭所へ孔豊勤役中不正行爲有りと稱し訴出て、爲に休役申付らる。然れとも苗氏帶刀ハ元の如し。亦村方百姓六十五軒惣代權右衛門佐五兵衛より名主宇兵衛に不正の取計ひ有る趣を以て地頭所へ出訴したり○此年四月十五日野中村沖合に於て死鯨一尾漂流せるを發見し、野中権名内足川三ヶ村漁民示談の上曳き上げ各自分け取り爲したり。當享和三年米價ハ(金壹兩ニ付春一石五斗より六斗十月頃一石三斗よ



り四斗)。

○文化元子年某月より海上郡相給地十日市場村林伊兵衛割元役と爲り、宇兵衛割元名主となりて割元の次席となる。○同年四月九日孔豊林伊兵衛方へ呼はれ地頭所より苗氏帶刀取上の沙汰を通告さる。同六月廿日割元林伊兵衛より地所取調野帳寫し差出す可き旨通知さる。此時字新切地所取調未た出來ず。○七月水主共の内藤次郎吉右衛門七郎兵衛彌治右衛門與兵衛彌惣兵衛等當家持網東網其他の水主にて身代前借り金多分に有り乍ら、擅まゝに他網にわり込みたる故を以て、網主孔豊甚兵衛市郎右衛門三人より地頭所へ訴出つ。○同年某月足川村役用書類割元林伊兵衛方へ地頭所の命に依り引渡す。○十一月十一日九十九里地曳漁業者關係者關東取締役へ網方取締へ出願書に、各村名主の連署必用に付、當村名主宇兵衛に連署を請求せし處、同人ハ從來各廻船浦方にて曳上鯛分一運上ハ十盃以下を見捨て分一運上取立てざるを、十盃以下も分一を納むと改めされハ調印致

し難くと主張するに依り、水主惣代次左衛門與兵衛を以て地頭所へ出願の上、従前の通り据置き調印すへき命を得て、宇兵衛に調印致させたり。(十二月昨年燒失の納屋再築仕上り本年水鯛二千八百九拾五盃曳く) 参考本年地方田畑共六分作、九十九里ハ不漁房洲地方大漁、諸物ハ左の相場なり。

○干鯛百俵に付金十二三兩より下落して七兩迄になる。  
○米壹兩に付壹石六斗より壹石七八斗迄なり○錢兩替相場六貫九百文

○文化二丑年某月地頭所より昨年中出訴致したる水主一件ハ、網主ハ謹慎水主共ハ元の網へ戻り出精す可き旨申し渡され、名主宇兵衛ハ水主共を監督し精勤せしむ可き旨申渡され、願人共要領を十分に得る能はず。此年當家傳來の網の外東網一乘前新出來網株四分の一を所有致したる故に、或ハ宇兵衛の煽動に起因せし如し。同年四月廿一日孔豊名主宇兵衛方へ喚寄せられ、以來水主共漁業中辨當に米飯を用ゆ

賣鯛代金九拾七兩有り。

る事を禁す可し、必米に粟を雜え食す可しと。之を守らずして萬一水主の内貢米上納に不足する者あらハ、直に網主其責に任し辨納すべき請書を出さしめられたり。此年又濱納屋壹棟新築本日建前の式を行ひ、尙長禪寺本堂欄間修復を佛師左門をして之を爲さしむ。同年七月十八日水主共の内四人不勉めに因り、名主宇兵衛方出願致し候も要領を得ざるに因り、同夜二時頃孔豊吉三郎なる者を供として江戸表へ發足出願す。

参考本年貢米三拾七俵壹斗四升余を納む。當時の制田畑山林屋敷各草高の定有り、壹石の高を有せず、貢米四斗俵一俵を大凡納むる義務あるハ普通なれハ、三十七石余の草高を所持するに當る。本年田畑共に平作。諸物價ハ○干鯛壹兩に十六俵より二十俵迄○米壹兩に壹石三斗より壹石六斗迄○錢相場兩替七貫文○鰯漁並漁手網二千三百盃余曳く

○文化三寅年酒造株を匝瑳郡堀川邸幸右衛門へ貸渡し釀造せしむ。此年網水鯛二千七拾七盃と外壹袋塚

○同四卯年九十九里大漁にて手網干鯛七千俵を製す此年長女トイ子椎名内村佐太夫方へ習字讀書の稽古に通ふ。又次男金次郎天然痘に罹り輕症故に日ならず肥立つ。此年十二月廿日名主役宇兵衛椎名内村嘉左衛門持網中善里村四郎兵衛持網等廻船の上、曳揚鯛安直押買致したるニ付、網方慣習法により手網後日中谷里椎名内各浦へ廻船の上ハ、宇兵衛か爲したる如く押買ひ致すへきと兩村より斷りを受け、止む事を得ず最寄り網主共と協議の上、宇兵衛と談判を遂げ漸く示談の上將來斯る事爲さぬと決す。

○九月中羽粕上物百七拾五俵每俵二斗六升辨三杯三合つゝ入れたるを、金壹兩に付三俵五分の相場を以て椎名内村綿屋九兵衛方より買取りたり。同年十二月八日海上郡網戸村外口與右衛門より干賀問屋預りの渡り證書を引當擔保品として金百五拾兩を借り入れ水主暮手當と爲したり。又昨文化三年中横須賀村領主佐倉藩へ先納金貸上本年返済を受け、元金二十



兩ニ付利子金四兩つゝの割にて貢米四拾八俵を、兩に一石〇六升六合六夕七才の相場として請取たり。

参考本年諸物價水罽壹兩に付二十三盃、本年二月廿一日横根浦にて曳上ケ一番袋壹盃にて代金百〇二兩にて賣りたり。米壹兩に付壹石壹斗七升、諸職人手間食料付一日に三百二十文、但し一兩に十九日八分つゝ當る〇錢相場壹兩に付六貫六百匁なれと、補助貨以外小判壹枚に交換せむとせハ七十文の打歩を要す  
〇地曳船壹乘前二艘を作る、用材黒木杉木代金十一兩と四分三なり。

〇文化五辰年正月十三日海上郡成田郡佐次兵衛へ干鱈一印〇印貳百俵半金受取、殘金延へにて賣りたり。同月外口與右衛門へ先月借用金の内五十兩を利足金二兩を相副へ辨濟す。但し元金十六兩に付利足金壹歩つゝの計算なり。外に南鐮てふ通貨なるにより小判との打分一兩に付七拾五文つゝの打歩を仕拂ひたり。當時地曳網水主四拾七人を使雇す。此年長男重太郎海上郡猿田村大行院榮祥方へ學問修業に引越す。

に因り、濱方取締役及知行所目付役申付けられ、割元次席給米貳俵を給せらる。之に依て先祖井氏神へ奉告の式として麻上下着用佩刀の上之を執行す。此年田畑共に並作にて米壹兩に付高直九斗より壹石四斗迄、漁業不漁なり。

〇同文化七午年惠心僧都眞筆阿彌陀佛の畫像壹幅に金貳兩を添へ長禪寺へ寄附す。本年ハ漁業並漁にて、持網水罽四千〇七十盃曳きたり〇同八未年正月五日長男重太郎元服の式を行ひ、岩井重兵衛康豊と改む。此年漁事並漁年にて持網水罽四千五百盃を漁獲す。地租米三拾八俵余を上納す。又新出來網株四分の一の持分を椎名内村清右衛門へ賣渡す〇九申年正月次男金次郎十一歳にして猿田村榮祥氏方へ讀書習字等の修業にゆく〇十月廿九日村方久兵衛弟に林藏とふ兒まがにくまの漢有り、西足洗村にて喧嘩口論の上某村利八なる者を負傷せしめし爲めに紛紜を起す〇十一月十三日匝瑳郡尾垂惣領邸伊東五郎左衛門持網廻船し歸航に係り、海俄かに荒れ當浦へ引返し着岸すへき折、

時に年十二歳なり。二月相模國大山阿布利神社配札掛り目黒久太夫勸化に來りし故に金五兩を寄付し永代祈禱を托す。亦猿田神社神橋架替渡橋式に付重太郎麻上下着用大小刀を帶し渡り初めを爲す。金壹兩を同社に奉納す。此年三月中旬より五月上旬迄降雨續き、椿新田植付稻水腐麥作も四分作にて漁事無し。

参考物價斯の年地曳網用上等野洲産麻三箇正味三十貫に付金七兩壹分貳朱。但し當時ハ補助貨ハ多く銀にて壹分と唱ふるハ一兩四分の一、貳朱(銀貨)ハ一分の一壹朱(銀貨)一兩の拾六分の一なり。然れと今日の如く種類一定せず、其外南鐮又甲州金杯と種々あり。

〇文化六巳年二月廿四日更に鯛網漁を創む。漁獲の魚ハ江戸日本橋小田原川岸問屋に送る。此節ハ晝夜兼行駄馬を以て船橋驛繼立てにて運送する慣習なり。

三月十八日地頭所より去る文化元年四月中取上げたる苗氏帶刀を再び許され、其上祖父豊重以來の勤功

二艘共に覆へり水主十二人溺死したり〇十四年名主宇兵衛又と本郡網主共より浦方取締出願書に請求の連署を拒み、其外不當の行爲を爲しける爲めに、竟に出訴せられ名主退役申付られたり。

〇文化十戌年名主權右衛門より宇兵衛退役後村方諸帳簿引渡さるに因り奉行所へ箱訴す〇同十二亥年正月廿日宇兵衛より名主權右衛門孔豐兩人を被告と爲し、難澁出入てふ訴名を以て反訴を提起したり。〇同年四月廿五日夜窃盜入り來り金三十兩衣類一品を盗み去らる〇同年八月七日次男金次郎十五歳にして匝瑳郡八日市場灰吹屋某方へ商業見習奉行に行く〇同年十一月廿七日海上郡琴田村服部治左衛門男某を貰ひ受け長女トイ子に配して、孔豐の配の里八日市場佐藤清右衛門の名跡を相續せしむ、後幾ならずして離婚し服部氏ハ復歸せり。(初孔豐の妻三千子ハ佐藤清右衛門の一人娘なれハ他に婚家すへき者にあらされと、三千子の生みの母ハ及川ヨシ子にて佐藤氏に婚家中三千子を生み、離別し岩井氏に再婚し孔豐の繼母となり居れハ、三千子が生む子を以て佐藤氏を相續すべき約束にて、強ひて金杉氏等の周旋を以て貰ひ受けたる義務上、本件)の手續きに及びたるなり)



此年濱方漁事持網水鯛三千五百盃と外賣上代金六兩貳分なり。

○文化十四年丑二月八日市場佐藤清右衛門の家屋を新築したり。又三月小座離れ座敷一棟を新築し、同月十八日醬油藏一棟を更に新築し、本日棟上げの式を行ふ。○同年五月宇兵衛反訴申分更に相立ず、諸帳簿引渡方申付らる。其後某月某日以上の怨を以て宇兵衛謀主となり、同志及悪漢林藏等と申合せ、孔豊江戸表より歸宅すへき日を探索し匠瑳郡小笹邨地藉字遠藤てふ人家遠き山路に於て要撃して斃さむと待ち居りしも、幸にも孔豊不意に同郡横須賀村金杉太左衛門へ祖父母の墓參ニ立寄り、竟に止宿しける爲め其の災難を遁れたり○同年六月二日網戸邨外口與右衛門の外孫香取郡諸徳寺邨菅谷又左衛門の次女ヤス子を、長男重太郎か嫁に貰ひ受けの約束を右與右衛門方にて致し、同十一月廿五日婚姻の式を爲す。参考本年地租米四十一俵余を上納。當時諸職人手間一日金三百十二文五分、八日間にて金一兩の四分の一

篠山要撃の企てを爲したる故に、折々宇兵衛へ金錢の強談借用等申込、應せされハ此悪事を口外すとの強迫に堪えず、或夜窃に宇兵衛同志と殺害して死體ハいつれにか押隠したる由なれ共、宇兵衛素より強膽不敵の者故に奉行所にて嚴敷拷問すと雖も更に自白せず、反て孔豊か北國へ逃したる等と云ひ通したる由。

○三辰年網戸村外口與右衛門より十日市場林伊兵衛に係り、貸付金催促の訴訟を奉行所に提起したるに依り、孔豊中裁の勞を採り遂爾談濟方になさしむ。此年林伊兵衛割元役を辭し孔豊割元役に復す(此間年なり)。

○同四巳年春中より早りして播種に困難し、諸徳寺村又左衛門方へ托し苗の播種を爲したれとも、沼及川埋の二ヶ所を植付たる耳にて跡全部植付出來ず、故本年の貢租米十分の五分五厘納の免を地頭所より受けたり。又野中長禪寺へ十日市場村伊東六左衛門首唱者となり佛殿へ天蓋を寄付するに付、孔豊共に

を得るなり。屋根葺用杉皮一兩貳百間替、杉尺巾厚四分板一兩に拾七間半替なり。

○文政元寅年醬油藏概略出來に付醸造を始む。此年長男重兵衛名主役となる。九十九里海岸旱損違作。諸國大豊作。幕府貳分金通貨を發行す○正月四日次男金次郎元服の式を行ひ岩井重藏と改名す。十一月十五日長女トイ子匠瑳郡吉崎村石橋與右衛門へ嫁したり。漁業ハ干鯛千七百俵水鯛賣代貳百五拾兩の漁獲高なり。

参考諸物價錢一兩に付六貫六百文より七貫貳百文。鯛搾粕一兩に付三俵七八分より三俵五六分。干鯛百俵ニ付金拾兩に拾五兩。赤穂鹽一兩に付十壹俵。米一石三斗より一石六斗。

○文政二卯年三月二日林藏謀殺一件ニ付同人妻里方某より奉行所へ出訴ニ付、下手人として宇兵衛召喚吟味の上入牢申付らる、其末遂に牢死す。孔豊安左衛門久兵衛等證人として喚出たさる。参考本件ハ前に記す如く悪漢林藏宇兵衛に一味して遠

賛成して此資金を分擔寄付す○十二月廿五日匠瑳郡井戸村山林より發火し濱沿林地傳ひ燒け來り、當村久兵衛始め濱方十四軒燒失す。同五年二月十五日次男重藏商業修行として常洲土浦町商色川惣三郎方へ見習奉行に行く。劍客中村一心齋なる者來る。長男重兵衛師として擊劔の術を學。重兵衛此の近傍にて中村の惣領弟子なりと云。同年十一月二日濱納屋一棟を新築し、又先年建築したる土藏を戌亥寺へ引き移す。

参考本年来騰貴し壹兩に付八斗九升に騰る。赤穂鹽壹兩に付十一俵半の相場。又水鯛壹兩に付十八盃なり。○初孔豊前に記する如くの約を以て佐藤清右衛門の一女三千子ミチを娶り、三男三女を擧ぐ。長を重太郎と稱し寛政九丁巳年七月七日生。次をトイ子云同十一年未年生る。次男金次郎文化元甲子年生。次女カノ子文化二丑年生。三男千藏某年某月生れ六日間にて夭す。三女フキ子文化十一戌年生る○孔豊天資強健にして年七旬を越ゆるも意氣壯時の如く、嘉永二酉年



八月五日七拾九歳の時十日市場村飛脚業七郎兵衛なる者を従者として江戸表に出府す。同年六月廿五日横須賀村長徳寺に於て金杉氏の祖父母の追福法會を重兵衛昌豊に營ましめ、孔豊施主となり自ら臨場す。翌嘉永三戌年八月廿五日匝瑳郡大田村幸藏寺住職某を師と爲し髪を削り孔豊法師と稱す。後嘉永三戌年十月三十日午後二時頃天壽を以て歿。享年八十歳なり。炳現孔豊居士と謚す。寶持院に葬る。○安政四丁巳年十月十四日配三千子亦新宅重兵衛方に止宿し居り天壽を以て歿。享年八十一歳。阿室妙貞信女と謚し同寶持院に葬る。

参考天性意志の強固なる者ハ自ら其死期の來りしを自覺するもの如し。吾孔豊翁ハ死亡大凡一週日以前身體ハ更に異狀を認めず吾父昌豊に命し、我不日死去するにより葬儀の米等ハ今日にも精白にし何事も準備せよと申聞平然たりしに、果して其意の如し。

又祖母三千子も死去當日より三日以前、記者自ら東小笹村に學問の爲め引越居、折好く歸宅して又再度の肱股羽翼となり共に難局を治し、齡天壽を以て中道にして歿すと雖も、翁の勤勞の跡歴と徴するに足る。又孫孔豊翁豪邁不羈の性を以て父祖の遺業を繼ぎ、日夜勤勉の功により未化の奸徒を制服し、再び興る無きに至らしめ、父祖の遺産を擴張し後世子孫の處世の難きを知らざるゝに至らしむ。

おきふしにしのひまつれよ我か字から三つの御祖のいさをしの跡

岩井重兵衛康豊 孔豊の長男にして配ヤス子を娶り岩井氏を繼續す。壹男貳女を生む。長女ツル子文政三辰年生る。二歳にして歿。二女テイ子文政六未年生る。長男金次郎文政九戌年生る。康豊資性不羈卓牢の風あり。文學擊劍等を好み個人の生産を屑とせず。尙廿二歳にして名主役となり、後病に罹り早世したる故に、父孔豊弟昌豊相前後して家道の庶務を取扱ひける故に、該三代間の代換り等ハ區別致し難く、只年曆により其代と區別したるにより見る人之を諒知せよ○文政六未年二月三日地曳網と二艘張漁業と漁

行く時に當り、記者自らに迎ひ我一兩日ニ死すへけれハ死去の後に歸れと、是れ又平然として申聞けたり。實に珍ら敷往生生なり。なれハ筆の序に記し置きぬ(記者述す)

抑吾か岩井氏の祖宗の事を按するに、岩井重翁より豊充翁孔豊翁の三人りの御祖こそ中興の功蹟ある祖云へけれ、中にも豊重翁の代に當り幼時に父母を失ひ爾來祖父母の手に養育を受け、家産豊富ならず、村内各黨派を樹て相共に反目覬覦し殆と錯綜亂麻の如き間に生長し、毅然として志を立て夙に家道の復興と村治の匡正を計りけれハ、竟に地頭某の知る處となり、擢てられ代官役と爲り、常總各村の名主役の監督となり、自村各部の酋長輩を統治し經畫其當を得村治大に改良に趣けとも、村民の奸徒輩已れか不利なるに依り翁をして冤罪に陥し入むと數回謀れとも、却て翁の爲に鎮壓せられ命に隨ふに至り、内ハ財政を整理饒かにし廢業を再興し内外の功績をあげたり。此時に當り男豊充翁亦謹儉着實の資を備ひ父

業上の争より訴訟に及、康豊地曳網方の惣代となり争論中、某(新町村藤次郎と云ふ人なり)の中裁者出て示談濟となりたり。同二月十四日濱納屋棟増築す。同日地曳網の妨害となるへき故を以、沖合の立網漁具を手操り上たるにより、其網主共より出訴され奉行所より召喚さる。此時當地曳網ハ賄掛り五郎兵衛勤め水主四十三人となる。當年も春中旱りにて村方耕地五分の仕付、六月十一日より廿一日迄雨降りて六月下旬に至り田植致す。故に違作により地頭所へ檢見願出つ。此年秋冬共八手網ハ大漁なれと地曳網不漁なり。當村百姓七左衛門なる者困窮に迫り、冬中江戸表へ出稼に行き途中にて凍死せり。當家持網ハ一般不漁の中に幸に水罽壹万三千六百盃余と水魚賣上げ代金百兩の曳揚げ高あり。

參考物價水罽壹兩に付十七八盃より三十五盃なり。干鱸二斗六升拵にて三盃五合入り百俵ニ付代金九兩。米壹兩に付壹石壹斗四五升秋一石〇五六升。錢六貫七八百文兩替相場。







す。此年持網匠瑳郡へ廻船して、同郡川部村及川七郎右衛門持網と互に水主共沖合に於て漁業上の争より大に鬭争し、双方負傷者ありしも、尾垂新丸の水主共の中裁を得て局を結ぶ。小座離座敷を南向きに改め増築す。此年又八月十四日の朝より十二時頃迄大風吹き田畑被害甚し、爲に七八分の作なり。

参考物價米一兩に五斗より三斗八升、九月の頃より六斗の處八九斗に低下す。小麥一兩に付六斗より八斗迄。白麥六斗より八九斗迄。錢六貫七百文。干鰾四俵四五分より五俵。水鰾兩十三四盃。

○天保七申年本年ハ終首氣候大不順、ことに昨未年九月より北東風吹き續き降雨多く、殊更に本年四月下旬より東北風耳ふき雨降り快晴の日稀る耳ならず、六月土用に入り降雨一層多く冷氣甚しく、七月中旬より少しの間快晴なりしも、同月十八日と八月一日と同月十七日三回の大風吹き、剩十二月の頃迄北東風多く吹き終日曇らされハ雨降り西南風ハ更に吹かず、爲に漁業さへ大不漁にて、田畑共收穫皆無

場邨林伊兵衛方に再嫁の約束成る。又妹フキ子も八日市場より離縁しゐたるを、更に銚子町岡本七右衛門へ嫁せしむ。鰾漁ハ手網水鰾五千百三十盃余と水魚代壹兩壹分を得たり。

参考物價米春中七斗より八斗七月に至り六斗十月十一月二斗七八升十一月下旬より十二月に至り三斗より三斗四五升となる。白米百文(但し小判一枚に當錢六十錢前後)十六分の一、今の凡(三合七八夕なり)。白麥二斗五六升より三斗四五升。大豆春中壹石秋八斗十月頃五斗となる。小麥夏一石十月より十一月四斗二三升より四斗七八升となる。赤穂鹽五月頃十三四俵高直四俵に爲る。才田鹽十七俵より五俵になる。錢五貫七八百文迄引上、幕府の令に付六貫文より六貫三百文に下ける。干鰾一兩に五六俵。粕三四俵より二俵迄となる。魚油拾樽代十兩前後。酒地新酒一升四百文、下り酒一升五百五十文。

○天保八年酉三月十七日村方窮民四十七人へ白米三升小麥五升つゝ救與す。地頭所より下總三ヶ村窮民

同様莫實に至る迄豊熟しけるものなし。斯れハ地租米一兩ニ付壹石の安石にて、金納を地頭所にて開濟に相成たれ共、前々年よりの不作續き故に上納方大困難を感じたり。又三回大風の内八月一日の荒れにて海上郡浦と津浪押し寄せ、地曳網を流失致したる者多く有れとも、幸に手網と隣村中谷里新網丈ハ無難なれと、浪ハ現今有る納前の石燈籠迄打寄せたり。

此年野中長禪寺へ大般若經貳百卷を父孔豐の名を以て寄附す。先年百卷を寄付しあり、且外檀家中より三百卷の寄附已に有りける故に、今回を以大般若經合計六百卷全部整備により、同寺住職部下の僧徒を隨ひ當家へ來り轉讀す。其後安政年度迄ハ毎年二月八日大般若經を當村戸別に廻して後寶持院に於て僧侶來り轉讀する例と成りて有りたり。同年四月六日に於て、去る文政十一年中幕府の命により凶年豫備として積繩金と唱ひ、年々地頭所へ納置たる金八兩貳分と錢七百元當村分下け渡し相成りたるを、惣小前百姓に割り與ひたり○八月廿八日妹カノ子十日市

へ米百俵と金四拾兩を救助として下賜に付、又當家より之に添ひて大豆貳升つゝを合せて一同に配分したり。斯る結果春より夏にかけて悪疫大に流行して村民も之にかゝりし者多し。當春中地方一般貧民ハ草木の若芽を食し飢を凌きたるに因り、五月五日に屋根に葺くへき蓬たに無かりし。又水主へ扶持米貸與に代用の素麵一箱つゝを與ひたり(壹箱の代金貳分つゝなり)。本年ハ氣候稍々上順にて五月より旱り續き爲に當邨にハ植付難き田地三四分ありける上に、八月五日十五日の兩日に大風吹きたる爲め、當村ハ五六分の作物なれ共、幸にして濱方漁業豊富に有りし爲めに露命を繋ぎける者多し。當家持網ハ春秋にて水鰾代金千七百兩此引揚鰾大凡二万六千盃以上なり。地方綿非常に高直故に、水主共地曳前祝衣類の外銘と着料の拾壹枚つゝを江戸通り油町大丸やへ注文す。

参考物價米春中ハ兩に二斗四五升より壹斗七八升九月より四斗又ハ五斗四升より五斗七升迄。白麥春二斗より五斗又四斗迄下かる。小麥秋四斗六七升より五



斗迄。大豆春中五斗より四斗五升秋九斗より一石又ハ七斗六升より八斗三升。鹽赤穂兩に四俵三分より五俵五分迄。才田鹽安直十二俵高直六俵。小豆夏秋共四斗八升より五斗迄。正油上兩に四樽、中兩に五樽半、下七樽より七樽半。鯉搾粕兩に五俵五分又ハ四俵六七分。麻網麻上物合三十目三本に付十二兩袋用上物十五兩より十七兩迄。

○九戌年二月十六日亡康豐女テイ子を横須賀村金杉太左衛門方へ嫁せしむ。同三月廿六日本村と椎名内村の各浦の經界を定、字川埋當村清左衛門持の松林の際に原所壹番杭を打ち、正午の正中に當る浪打際に至る迄取替書の如く杭を打ちたり。同月廿七日又十日市場村と當村浦との經界を定む。壹番杭取替せ書に有る如く打ち、是より浪打際迄已の八度當る方位にて定めたり。同年四月十三日昌豐及姉石橋トイ子共病氣に付從者一人を具して伊豆國熱海より上洲伊香保等の溫泉保養に行翌閏四月廿八日歸る。七月五日に珍ら敷くも直徑七分位の雹降りたり。當年よ

同年某月某日父孔豐孫金杉テイ子を江戸見物の爲に連れ行きたり。其後十月廿四日テイ子女子を出産す

○本年田畑共に並作にて、漁業ハ水魚代金千貳百兩余を得たり(當時地曳漁春漁秋漁と分其度毎に千兩以上ハ大漁なり)。

参考諸物價搾粕大俵二俵七八分より三俵小俵三俵三四分。江戸仕切り干鯉脊黒上物三杯七八合入り兩に四俵七八分大鯉小俵八九俵。醬油上兩に四樽三分中六樽五六分下七樽五六分。錢六貫七百文より六貫九百文。鹽赤穂兩に春と夏六七俵秋より七八俵より十一二俵迄、才田兩に十三俵又ハ十四五俵安直二十俵迄。大豆八斗二三升より九斗迄。小麥六七斗より壹石迄なり。米春五斗五六升十一月壹石より壹石二斗になり十二月壹石に上る。

○天保十一子年被後人金治郎十五歳に相成りけるに(見脱カ)より、父孔豊に於て後見人重兵衛分家の準備として其資産を確定爲す事左の如し。尤も諸建築物普通家具ハ右資産外本家にて調製し渡す事。

一反別貳町三反〇二拾六步 分家所有すへき田畑宅

り幕府壹分銀を發行す(但し此銀貨四枚は小判壹枚に當る)。田畑共に上作なり。漁事水鯛五千百盃に水魚金貳圓五拾錢有り。

参考麻網用三本十四兩袋用同十五兩。干鯉江戸仕切手取四俵地相場五俵なり。鯉搾粕春物兩に二俵前後秋物壹俵五六分。醬油上物兩に四樽一二分中物六樽下物七樽。赤穂鹽春十二俵七月頃三俵七八分四俵五分より五俵迄。小麥七斗四五升より六斗又ハ五斗四五升なり。大豆秋八斗米春五斗より五斗四五升秋四斗七八升より五斗四五升。

○天保十亥年故康豐未亡人ヤス子先年中常州信太郎船子郎中島内藏之丞方へ再嫁し、一男善次郎を生みけれども故有り離別により今回引取りたり。同年二月廿七日自分持網水主と同郡野中村飯笹縫右衛門網水主と漁業上鬭擾致し、後論争の處郡中網主一同の中裁により和解す○同月三十日夜椎名内濱失火あり數戸焼失す。同年九月廿八日妹フキ子前年銚子より離別し、今回更よ香取郡仁良村竹蓋六兵衛へ嫁す。

地合計

内譯

- 上田三反五畝廿二步八勺 中畑壹反六畝五步二勺
- 高三石五斗八升四合 高四斗七升〇三才
- 中田壹反五畝廿四步四勺 下畑壹反四畝廿九步三勺
- 高壹石二斗六合 高壹斗八升
- 下田壹反五畝步八勺 屋敷壹反四畝九步五勺
- 高四斗八升八合 高九升三合三勺八才
- 上畑貳反七畝拾三步五勺 新畑四反三畑七步四勺
- 高壹石壹斗壹升三合 高四斗六升九合八勺
- 中畑八畝〇九步 下畑壹反八畝拾五步四勺
- 高七升三合三勺三才 高七升三合八勺三才
- 沼三畝拾八步 此買添代
- 高壹斗八升 金七拾九兩三分貳朱ト
- 合高七石八斗九升 九百六十四文
- 五合三勺

一醬油釀造藏付屬倉庫諸道具一式但し諸味七百石造り藏  
右確定後に於て被後見人分家希望の上醬油造ハ不向きの趣きに付孔豊に於て左の通り取極め書加へたり



金治郎分家相望み分家に成り醬油造入用無之に付本家持ちに可致候に付、醬油造代り本家より金五百兩差遣し、醬油造藏屋敷之儀元權左衛門居分は本家持、其余畑二字は分家持ち、但し醬油造致し候内は本家へ貸置き可申候、醬油造仕舞候ハ、分家にて支配可致候

右之通り重兵衛龜二村方にて身代持ち候ハ、書面之地面醬油造藏共永く所持可致候。尤本家中入用醬油之儀ハ下物本家有程本家より差續可申候。祝儀無祝儀之節ハ上醬油入用に候ハ、是亦有用程差續可申、外に進物等本家より代相拂可申、若又龜司他所にて身上持候ハ、本家より醬油藏建物代見積り右代金及右地所代共本家より相渡し醬油造并地面共本家へ請取可申候。重兵衛儀は龜司地所にて身上持候共兩家見廻り補佐可致候。金治郎三十歳迄ハ何事も重兵衛差圖を致し、金治郎儀も一代は地曳網曳揚之内百兩に付貳兩ツ、水主當り諸掛りに不拘金治郎より相渡し可申候。金治郎龜二兄弟共實の兄弟と心得

一田畑四反三畝廿五歩 一田九反四畝廿九歩  
高三石八斗二升四合三勺三才 高三石七斗一升一合

椎名内村四五兵衛より買入れ分

○天保十二丑年新宅家屋建築に着手す。十月十八日石据同月廿五日棟上げ大工棟梁村方六郎兵衛なり。此年田畑並作漁業も通例なり。

参考物價米春中兩に一石〇五六升より一石一斗五月頃九斗五六升より七八升十月頃一石一斗十二月九斗七八升より一石貳斗迄。大豆上物一石三斗七八升下物一石〇五六升十一月頃上物一石五六升より一石一斗迄。小麥一石三斗より一石四斗迄。赤穂鹽春八九俵五月頃十一二俵六月に至り七俵より八九俵、才田鹽十一二俵より十四俵迄。搾粕八九月頃ハ大俵貳俵八九分十月頃より大俵貳俵小俵三俵八分より四俵十月頃小俵三俵迄。

○十三寅年正月五日持網中谷里村浦にて鯿袋壹盃の漁獲かれ共、袋海底に吸ひ付き日の暮るゝ迄引けとも揚なざるに付、據無く其夜繫き留め置きたる處浪荒く立ちて魚ハ残らず流れ失せけり。(此年水鯿にて貳萬三千〇拾)

相互に助合聊隔心有之間敷候。龜司兄弟村方にて家持候共又他所にて身上持ち候共、相互に見續決して等閑の致し方有之間敷候  
右之段双方共急度相守り可申候以上

天保十一年庚子某月 岩井市右衛門孔豐

重兵衛 七十歳

金治郎へ

龜司

金治郎義存生中濱手地曳世話可致候。新宅肥之儀は醬油粕干鯿等入用丈本家より見繼可申、鹽醬油之儀新宅入用丈醬油造致し候内ハ本家より差遣し可申、新宅にて外へ進物等の醬油等は新宅より代相拂可申候。  
前記地所の外新宅にて醬油造藏入用無之よし、故に該代金五百圓渡すへき内より、買入れたる地所左之通りにして、殘金百六拾五兩壹分ト三匁ハ正金を以て渡す。

一田畑三反貳畝〇九歩 一田畑山四反三畝貳拾九歩  
高三石六斗四升七合六勺七才 高三石壹斗九升九合〇才

壹盃) 又新宅家屋内拵ひを日々大工共爲し居れり。本年穀物安價に付醬油も大に下落して損害を蒙る。本年田畑共大豊作なり。

参考物價米春九斗十月頃一石〇五六升より一石壹斗四五升。小麥壹石二三斗。大豆春九斗五六升より一石と又一石二三斗十二月頃一石五六斗。鯿搾粕三俵より三俵五六分。干鰯大俵兩に五俵より六俵。麻春袋向き十六七兩秋十三四兩、綱向き春十三四兩秋九兩。錢六貫五百文相場。

天保十四卯年新宅家作内のり細工も出來上り、且つ金治郎十八歳と相成りける故に、岩井重右衛門豊治と改め本家より引移りたり。

此年野中長禪寺佛壇前へ備付用黄銅製金燈籠壹對を岩井孔豐の名を以て寄付す。同年寶持院所持の田畑村方平次兵衛方へ質地と成り有るけるを請返し、同院へ奉納す。當年十二月に至り來る正月より弘化元年と改元すべき達し出つ。本年も氣候適順ならず、故に田畑並作以下、漁業も一般ハ通常以下、持網水



鯧九千貳百七拾盃水魚代金廿四兩と六貫貳百五拾文の曳高なり。

参考物價魚油拾樽に付十兩より十二三兩。赤穂鹽兩に拾俵より十一二俵まで、才田鹽兩に十五俵より十七八俵。大豆兩に一石一斗より一石二斗又ハ一石二三斗。小麥兩に一石三四斗より一石二斗二三升より一石三斗、冬に至り一石一斗に上る。米一石一斗二三升より一石二斗五六升十一月に至り八斗二三升到る。

○弘化元辰年二月十四日次男重四郎大病に罹りしも幸に全快す。同三月二十二日新宅物置き棟上げに成る大工棟梁大田村喜七なり。

此年去る二月廿五日姉石橋トイ子病氣にて死去し、本日葬式に付昌豐會葬す。此年某日沖合に於て死鯨一尾を發見し、浦方へ曳付けし爲に隣村と紛紜を起したれと、或者の仲裁により示談濟方す。本年七月下旬より雨天續き爲に大豆腐り違作に付、醬油醸造家ハ皆肥後大豆を買入れ仕込す。田畑共に並作。持

網水鯛七千九百盃曳き當時水主四十九人と成りたり参考物價米兩に八斗五升より八斗二三升迄。小麥一石三斗より一石壹斗迄。大豆壹石より九斗八升迄、常州本場大豆五斗五升、肥後大豆七斗。搾粕江戸積四俵より四俵五六分手取、九月より上げ三盃入れ三俵大俵物貳俵。干鯧兩に五俵五六分より八俵四五分十月頃六俵。水魚兩に十二盃より十八盃。鹽赤穂十二三俵、才田十七八俵。

○弘化二巳年二月廿八日吉崎村石橋氏の姪ツネ子をして新宅甥重右衛門に配す。後離別となる。八月十四日夜大風ふく。又八月廿九日妹フキ子先に竹蓋氏より離別となり居りしを、又更に八日市場油屋助右衛門へ嫁す。昨十二月より農業漁業等の副業として下質(直接買入れしたるを更に其業者より預る)の營業を始めたり。本年氣候不順暑中冷氣の爲め田畑共に關東地方異作に付、當配下常總村と困民の年貢立替上納致し遣す。漁業水鯧九千貳百盃外に水魚代金三拾九兩壹貫貳百五拾文を得たり。

参考米春と夏ハ六斗より七斗迄九月より十月に至り四斗八九升より五斗七八升十二月に至り六斗七八升、上州地方ハ三斗七八升到りたりと云。小麥壹石一斗より六七月壹石〇四五升九月十月頃九斗四五升より一石又ハ一石一斗五六升となる。大豆壹石より一石壹斗。鹽赤穂十二俵より九俵、才田十五六俵より十四俵。白麥八斗より五斗。干鯧大俵物寒物五俵位入梅物五俵より五六分。搾粕小俵四俵大俵三俵七月頃より大俵壹俵五六分小俵貳俵五六分。

○弘化三年二月二日大田村齋藤清兵衛女キイ子を當家の娘女分として海上郡下永井村宮内惣右衛門へ嫁せしむ。同月廿二日長男龜司をして同郡三川村神主某方へ學問修行の爲に遣す。三月二十六日新宅土藏建築四月七日吉辰なるを以て棟上げ式を行ふ。六月三日幕府國中に令を發し海防の準備を爲さしむ。是外國船屬(マツ)と貿易開始の爲め浦賀又長崎港等へ來りし爲めなり。六月廿九日新宅重右衛門へ永倉村權左衛門女某を娶らしめ後に離別す。八月に至り非常大

雨降り爲に刀根川筋未曾有の洪水にて、同川に沿へ及干潟等に至る迄稻田立毛全部水腐す。是を後年丙午の洪水と唱ふ。然れとも水害地外ハ一般に豊作なり。江戸表も洪水にて本所に住居の地頭方ハ水難に罹りける故、壹軒に付金拾兩つゝ下總常陸地行所より見舞金として納む(地頭所は組與力と唱へ十八組にて五百石を給せられし由)。此の年父孔豐老年の故を割元役を辭職に付添役に有りし昌豐へ直に本役申付けらる。當時地曳業稍盛大となり水主五十九人、又本年の曳揚高水鯧貳萬三百盃なり。

参考物價魚油拾樽に付十一兩。搾粕本升十二三盃より七八盃に上ける。干鯧二十盃大豆九斗二三升より一石一斗二三升。小麥一石より一石四五升。白麥一石一斗より八九斗迄。米六斗より七斗七月に至り四斗七八升到り、十二月に至り八斗より七斗八九升到る。

○弘化四未年八月三日新宅重右衛門方農業の側質業を營むへき事と爲りける故に、本家の質業を譲り有



質物一切を新宅へ引渡し、尙正油醸造等の代用金全部も本日相渡す。又本年某月に於て地頭より爾今永と苗氏佩刀を許されけるに付、冥加として金八拾兩を納めたり。(頭註) 脱落補正本年十月三日海防巡見として黒田豊前守來たり又魚獲高三萬〇六百六十

○嘉永元年申年當家にて永年召使たる常吉(後才兵衛と改む)か爲に、字新田徳左衛門の隣に一家を新築し遣し普代百姓と爲す。○本年昌豊配里方多古村川口惣左衛門一時廢家となり有りける、今回再興に付領主松平豊後守(本姓ハ、久松)より惣左衛門先祖の勤功により松平氏の邸宅古物一棟を下賜せられ、右を改築して住ると爲すに付金拾兩を見舞に遣す。(多古川衛門ハ同村矢城五郎兵衛の本家も同様なる續きからにて、惣左衛門先祖某財政頗る豊富の頃領主松平家へ金壹萬三千圓餘の用達證書あり。其後如何の故にか松平家を相手として右用達金請求の訴訟を起し、爲に領主より調所てふ罪に陥り、夫れ等の結果廢家と爲り居たる、昌豊の舅某矢城五郎兵衛の長男か同家は實弟某に譲り今回再考したるに依りてなり。其後前記の債券證書壹萬三千圓を領主に返済して再興川口惣左衛門ハ永々苗氏佩刀を領主より許されたり)

同六月廿五日多古村川口惣左衛門親類なる矢城五郎兵衛二女を迎へて新宅重右衛門に配す。十一月十五日鷹場一件に付昌豊江戸表に上る。本村及近隣村々將

軍家狩用の鷹を飼ひ習し實習地及右鷹の餌用小鳥を捕獲すへき處と定め、御鷹場と唱ひ現今宮内省御獵場と均しき地なれと、其鷹を取扱ふ人を御鷹匠と稱し、毎年春冬の頃其鷹匠又ハ下役共鷹の演習の爲出張し來り、賄賂又ハ待遇にあらむ限りの注意を用ひされハ、幕府の威光をかり種々の難題を申出て各村民を困ましむるに因り、其の鷹場替の請願と他村の惣代をかね其筋へ出願したれと、遂に願意を果さずして止む。本年地方大漁且田畑共に豊作。持網暮職仕舞の取調水魚代金八百兩干鰯五千俵有り。

参考物價白麥一石〇八九升より一石壹斗迄。魚油十樽に付十六七兩より十一兩、搾粕三盃五合入り江戸仕切り二俵五六分川岸相場(野尻)二俵七八分大俵にて壹俵八九分。干鰯四俵六分より五俵。水鰻平均兩に十八盃八合。赤穂鹽七俵より八俵迄。小麥九斗五六升。大豆一石〇八九升より一石二三斗迄。米八斗五升より一石〇五六升迄下かる。

○嘉永二酉年三月廿五日代々の先祖位牌を更に修繕

して野中長禪寺の僧を招き法會を營む。又六月廿五日父孔豊の命により横須賀長徳寺に於て法會を執行す。八月五日父孔豊江戸表へ行き歸る。本年も五月大雨度と降り利根川大洪水爲に沿岸村々干潟橋新田まで水腐地方水害地ハ大不作、外ハ並作なり。漁業大漁にて水魚金代金九拾八兩壹分、水魚干質分貳萬千盃余有り。小麥は九斗八九升より石まで。

参考物價米春八斗五六升より九斗秋七斗二三升より六斗四五升。大豆一石〇四五升より九斗。赤穂鹽九俵より拾俵迄。干鰯江戸切り六俵より二三分。粕三盃五六合入り江戸切り二俵五六分川岸二俵八九分大俵壹俵八九分。魚油拾樽十五兩。白麥一石〇一二升より壹石迄。

○嘉永三戌年正月九日長男龜司元服の式を行ひ岩井市重郎豊勝と改む。本月十五日未曾有の大漁にて持網一日に三袋引揚げ此水鰯壹萬百五拾盃有り。三月六日當村鎮守社の屋根全部葺替寄付す。七月十五日十日市場村八郎兵衛悴新七或者と喧嘩の上對手を負

傷せしめたるにより、昌豊地頭の命に因り之を檢視す。八月廿五日父孔豊落髮して佛門に入る。十月三十日父孔豊歿す。田畑豊作漁業大漁なり、故に持網水魚賣代金三百四拾四兩と水鰯四萬四千九百盃の干鰯を製したり。

参考物價米春六斗七八升より八九月頃八斗十月八斗五六升十二月五斗三四升。小麥七斗四五升より一石三斗十二月九斗五升に上かる。大豆一石〇五六升より九斗。赤穂鹽十俵より十一俵半迄。干鰯六俵半。搾粕貳俵八七分より三俵大俵二俵。水油二十五兩。魚漁(油カ)十三兩。白麥七斗。

○嘉永四亥年二月廿八日香取郡鐺木郡秋葉神社當浦へ神幸す。人數七十人余に當家に於て朝飯を振舞ひたり。三月六日椎名内村加瀬新右衛門地曳網を始め。當日初漁に鰯九百盃余曳きたり。此月又江戸日本橋西川岸醬油問屋大國屋勘兵衛元支配人茂兵衛と云ふ人同店に何かの失敗事ありて、當家取引上知己の故を以て便り來り食客兼番頭と爲り、爾來嘉永七年五



月廿八日迄居り歸る。本年七月中野中長禪寺佛壇備品黃銅製五具足を新調して、父孔豐の名を以て寄附したり。同年八月九日新宅重右衛門より去る七月廿一日外口又左衛門外親類を以て申込たる所の希望を入れて本人を本家へ立戻らし、昌豊自身新宅となるへき事を代人久兵衛を以て地頭所に出願して許可を得。同年九月廿三日匝瑳郡太田村齋藤清兵衛男國藏嫁を迎ふるに因り、此の結婚式に招かれたるに付昌豊新宅重右衛門共に來賓として行く。(齋藤清兵衛妻惣左衛門及久城五郎兵衛と兄弟なれハなり) 本年も田畑共豊作の上、濱方大漁にて持網水鯧四萬九千四百三十六盃と水魚代金拾參兩貳分の收獲あり。

参考物價米五斗五六升より八斗八九升迄。小麥一石壹斗四五升より九斗五六升。大豆九斗より一石〇五升迄。白麥八斗八九升より九斗二升。鹽九俵。魚油拾樽十二三兩。搾粕四俵より五俵。干鯧十四俵。水鯧壹兩に付三十盃又四十盃五十四五盃迄。

○嘉永五年同六年兩年分ハ記録書類紛失見當り無き表被害多く人家倒れたると、其結果よりの火災等に江戸市中にて貳百余町潰れ家と焼失家とありしと云。

参考物價兩に米八斗より九斗迄。搾粕二斗四升入り升七盃より七盃五合。干鯧中俵中俵より五俵五六分。麻上物十二兩中物十一兩より十一兩二分、東麻(下物)八兩二分。

○安政二卯年村方鎮守へ石燈籠一對を寄付す。本年田畑並作。漁業大漁持網水鯧二万七千四百拾三盃外に金四百九拾一兩水魚代を得たり。

参考物價米兩に七斗七八升より一石迄。搾粕兩に十二盃。干鯧兩に小俵にて十俵。水鯧八兩に七盃より十盃迄。

○安政三辰年記録材料書類無き故に記さず。  
○同巳四年豊治新宅豊勝重右衛門(濱船大工九左衛門門を譲) 久兵衛外に網戸村外口與右衛門等同伴村方幸藏を供に引連れ、西京四國紀洲等の見物に行○五年正月廿三日豊治前年の旅行先きより病を得て下

故に記さず。

○安政元寅年二月九日龔に本分交換出願済にありける故に、昌豊始て新宅に引移り岩井重兵衛の開祖と成る。(頭註(記者九歳の春)

岩井市右衛門豊治文政九戌年七月五日生れ。同年十一月廿一日父康豊死亡。其後母ヤス子又船子村中島氏へ再嫁(再嫁)に付天保十四年に至る迄祖父母或ハ伯父昌豊等の養育を受けて、同十四年希望に依り新宅に移り、安政元年示談の上伯昌豊(昌)と更に本分を交換し爾來本家を相續して、配トイ子の間に三男四女を生む。長女トミ子次女トキ子長男龜之助三女イツ子次男市三郎四女トヨ子三男市五郎と云。尙通稱重右衛門を改め市右衛門豊治と成る。安政元年二月十七日濱藏一棟を改築し本日棟上げす。七月七日鯨曳網を張り袋曳揚らす(但し泥土の爲め)、其夜海中に留め置き翌八日に漸く引揚げたり。當時水主七十三人なり。本年田畑並作。漁業も並漁にて水魚代金七百五拾兩曳く。十一月十日夜大地震あり。關東最甚しく取わけ江戸

埴生郡長沼村醫師本多元俊方へ治療受けに行。又下埴生郡四つ谷村の者石上兵右衛門とふ者を雇入れ置く。九月廿四日太田郡齋藤清兵衛老人死去に付會葬す。同月幕府の鷹匠巡回に付宿所を申付らる。嘉永六未年記録書類無き故に記さず。(水鯧千八百五十盃と此年又古達中舊墓所の庵を改築す)

○萬延元年申年豊治幼年より新宅伯父昌豊か厚意を受けたる徳に酬ゆる爲とて、新宅三男巳之吉を乞受け養嗣子と爲し、後岩井市太郎と改めしむ。翌文久元酉年市太郎元服の式を行ふ、麻上下帯刀の上鎮守氏神等に詣て、報告式を爲したり。文久二戌年横須賀郵金杉氏老人死去に付市太郎をして葬式に臨ましむ此年大漁にて水鯧三萬二千五百盃曳く。同文久三亥年本年村網水鯧貳萬余盃曳揚げたり。○元治元年子某月徳川十四代將軍家茂公上洛の慶典を起し之を行ふ。同年三月廿八日楠晋次郎と稱する者近傍の悪漢を集め己れ酋長となり、上總國片貝郡大村やてふ家を本居とし攘夷の軍資なりとの口實を設け、近傍の



農商へ金錢の徵發を申込む。當家も之れの災難にかゝりける故に使を以て許多の金を遣す。今年より村方昔より黨派の餘習により、未だに念佛に限り小組大組の名稱残り、何となく穩かならぬ故に、自分より各瀬古毎に金壹兩つゝ、又年寄共に金五兩を遣し其舊慣を改め、各現在の瀬古毎に行ふへき様改めたり。○四月十六日太田網戸江か崎の三ヶ村に限り未曾有なる大顆の雹降り、爲に麥作皆無と成りたる由なり。當時各田舎地方迄幕府改革論喧しく、爲めに國中何となく穩かならず。同二年十一月廿二日新宅祖伯父岩井昌豊行年六拾三歳を以て病に罹り死亡す。本年持網水魚代千八百兩曳く。翌年四月改元して○慶應元丑年となる。此年徳川將軍家茂公親藩譜代等諸大名及旗下を引率して長州毛利家追討として江戸表を發す。之に付地頭の内本所方と唱ふる方四人從軍の供を命せられたるに付、上納金申付らる。又八月中水戸藩の内武田組と市川組と二黨派に分れ、市川組ハ左幕黨となり武田組ハ攘夷黨と唱へ相争ひ、

故を以て、給地與力等ハ藏米所とせられける故に、豊治見舞として地頭へ出頭す。此年田畑並作漁事普通質持網水魚九千盃余曳く。

参考物價干鰯兩に壹俵五分内外。米二斗一升十二月より一斗二升三合より九升。白麥春中二斗五升秋に至り一斗一升四合に上る。麻袋向壹駄四十二兩。

○慶應三卯年幕府倍々諸般の費用に困窮して鉄鐵を以て寛永通寶の文字ある四文錢を新らたに鑄造して、黄銅製の在來の錢と同價格を以て流通せしむ。斯る世の有様と成れる故に幕府及各藩共に軍備にいそかはしく、武装一變し筒袖及細袴等を着用する故に是れを筒袍だむ袋出て立と云。又幕府旗下に令して貳百石以上の者ハ其采地半額を返納せしむ。此年三月五日常州行方郡潮來町故宮本水雲先生宅焼失により、見舞として市太郎成田村飯田良太郎網戸村戸口幸太郎(當時は與右衛門と云)兩人と同伴して行たり。是皆會て同家の塾生たりし故を以てなり。同年八月某日トミ子長孫ミヤ子を生む。本年九十九里大不漁に付、

竟に幕軍と市川黨と力を併せて武田黨を征伐すへき場合に至り、自然武田黨ハ兵力及軍資の不足より地方の惡漢共にて之れか用を爲すへき者ハ引入れたるより、其餘弊右惡漢共是舉に乗し隣國又ハ近傍の民家に金穀を強請するに因り、是を近隣一般に水戸の天狗組と唱ひて恐れ戰慄きて小兒の泣くたに止むと云有様にて、各地小藩の領分又ハ旗本知行所の如きハ力足らずして其各自の民百姓を保護する能ハさる故に、各地村々之れに困ミ刀槍銃器を新調して之れか防禦に備へ實に物情騷然たり。本年十二月廿八日養嗣子市太郎廿二歳に長女トシ子十五歳を配し結婚式を行ふ。(頭註)慶應元丑年分補充米六七月頃兩に一斗八五盃麻袋用四十兩網三十六七○同慶應二寅年二月二日當村浦方へ相州浦賀港笠屋長七所有鹽荷船難破漂着に付、村役人及水主共出て會ハせ夫々規定手續を成す○同年七月十九日徳川十四代將軍家茂公大阪城滯在中病に因り薨去の報あり○同年十二月幕府長防追討其外國防上非常の費用増加の爲め益々政費不足の

持網匣瑤海上の二郡中大一等の漁高にて、水鰯代金漸く八百兩に達す。田畑並作以下なり。

参考物價春中より夏米八斗に付十月頃に至り代金貳兩貳分に下落す、八斗に付外粟麥等之に準じ高下す代金八兩貳分。干鰯壹兩に付八分より九分迄。錢六貫八百文の所秋に至り九貫三百文に低落す。是れ龜惡の鉄鐵四文錢の通用に原因して斯く兩替相場の下落を見るなり、故に當時錢五兩ハ駄馬一頭にて運搬する重量なり。

○明治元辰年正月三日鳥羽伏見に於て幕軍と薩長武藩の兵と戦ひ幕軍敗績す。是れ王政維新の第一着と成る。本年四月より六月下旬迄大雨數回有り、爲めに利根川堤防全部水にひたり、或ハ崩壞して沿岸付近迄田畑水腐し、椿新田干潟も全部水腐す。此出水ハ弘化丙午年の大出水に優りたる由。外水害無き村々ハ田畑共に六七分作なり。此年四月十一日幕軍西軍(薩長組の兵)と上總國姉崎にて戦ひ、衆寡敵せず幕軍敗れて九十九里浦傳へ常陸鹿島郡を経て奥羽に脱



走せむと兵士八百人斗り通行により、荷物其他を村  
 繼に送る、又上總の濱より疲勞したる兵士を地曳漁  
 船へ乗せて飯岡濱迄送り來りける村もありたり。斯  
 る世となりし故に組合村の驛場繼立人馬其外非常に  
 何かと多くなりける故に、是れ等の助合にて掛り金  
 錢非常に増加したり。本年五月十六日多古村矢城五  
 郎兵衛方老母死去に付市太郎をして會葬せしむ。斯  
 の年九十九里大不漁にて鹿島浦稀なる大漁に付、上  
 總をかけ九十九里地曳網ハ大略廻船す。持網斗り廻  
 らず、春秋にて漸水鯛代金八百兩程曳く。然れとも鹿  
 島浦の漁にて水鯧當浦も四盃半より六盃迄の相場。  
 又米ハ兩に貳斗五六升より高直壹斗四升五合迄あり  
 ○明治二巳年朝廷國中に令して封建の制を改め郡縣  
 となし、當地ハ宮谷縣の所轄と爲り縣廳ハ上總の國  
 宮谷に置く。知縣事柴山文平てふ人之れか縣令に任  
 したり。各村ハ組合の制も一變して、大惣代村に代  
 るに觸元村なる者を置き、當近傍ハ成田村を以て觸  
 元村と爲し、其内に一人防患頭取てふ者を置く。成

られ金五拾兩余強奪さる。田畑豊作。

參考物價米兩に壹斗より壹斗五六升迄。干鯧斗桶六盃

廻り兩壹俵二三十分より四分まで。搾粕壹盃五六合よ

り二盃八九合。麻上物壹駄五十兩東麻三十五兩。

明治四未年十一月市太郎配トミ子共香取郡長部村に  
 一戸設け、分家して姓名を一時遠藤孝之助と改めた  
 り。抑本件ハ豊治若年之頃出所不明浪人大原幽學な  
 る者より、外口又左衛門方にて性學てふ教を聞きて  
 一時ハ深く之を信し、此教を長部村良左衛門始同村  
 二十戸余ハ九分通り學ひ、爲めに之れか教を習得す  
 る爲め同村に於て豊治中頃田畑山林共反別大凡三町  
 程と、外に良左衛門か故と住ける古家一棟共代金五  
 百兩を以て買取置、長男龜之助成人の上ハ右良左門  
 衛粹良助と親類同様の義を結ひ一家を更に設立せむ  
 と準備しありけるを、此度都合に因り協議上假りに  
 其財産を資本として前記の遠藤良祐との關係上を以  
 て姓名を遠藤孝之輔と改め一家を起し、後明治八亥  
 年に至り該家閉鎖し余戸横濱港に移轉す○明治五申

田村西村甚右衛門其役と成る。組合村の行政司法の  
 事あらましを取扱ふ。又各村ハ五長什長三十長及  
 名主役を置くべき制となりける故に、當村ハ三十長  
 を兼ねて新宅岩井重兵衛名主役從前の通りに勤む○  
 明治二巳年正月十九日故地頭の内田中庸武當村へ歸  
 農し、元長兵衛居宅を買取り之に住居を定めたり。  
 同年三月故地頭の内大出忠吾なる人近隣十日市場村  
 へ歸農す。七月十三日辰巳の方より大風吹き田畑被  
 害甚しく、爲に田畑共六七分作にて、漁事も持網春  
 秋にて漸く水鯧千貳百盃程の曳高に過ぎず。明治三  
 午年此年舊幕府徳川氏改て駿遠參三ヶ國にて七拾萬  
 石の領主とせらる○同年三月中田中庸武本村を引拂  
 へ駿河國へ移轉す。是徳川氏に因て幾分の扶助を受  
 む爲なり○本年春二月彼岸に入り七日間大漁有り。  
 水魚代金七千兩余曳得たり○七月十六日十日市場林  
 伊兵衛老人死亡、翌々十八日同配叔母カノ子死亡、  
 兩日の葬式に市太郎會葬す○八月廿四日トミ子長孫  
 市次郎を生む。此年十二月六日の夜強盜二人に押入

年七月廿三日大風吹く。十一月三日政府天下に太陽  
 曆を發布し、本月本日<sub>を以て</sub>明治六年一月一日と定  
 めたり。當日迄水鯧壹萬八千七百四十盃なり。本  
 年ハ田畑共に並作。漁業ハ大漁の方にて水鯧壹万六  
 千盃余曳く。○明治七戌年田畑共七八分作漁業春秋  
 にて漸く二千盃曳く。米ハ八斗に付春中四圓五拾錢、  
 六七月頃七圓五十錢より八圓迄、十二月より至り五圓  
 廿五錢迄低落す(此年より通貨の單位一兩を金壹圓と改まる)○明治八亥年  
 一月廿四日香取郡東松崎村吉田昌健女ヨネ子を娶り  
 長男龜之助に配す。本年も不漁にて水鯧漸千百盃余  
 の曳高に過すして越年す○明治九年分記すへき原書  
 無き爲に省略す○明治十丑年一月十九日鹿島浦大漁  
 有るにより、九十九里地曳廻船に付持網も廻船致し  
 たれと更に漁獲無くして歸る。本年二月元近衛都督  
 陸軍大將西郷隆盛亂を起し、鹿兒島私學校黨を中堅  
 とし、舊藩士を引率して政府に問ふ處有ると稱東上  
 し、熊元鎮臺の本營を圍ミ之を攻撃する數日、因て  
 政府ハ軍兵を發し之を追討せしめ、十月に至り漸平



定す。(頭註) (十年分 漁事水鯛三) ○明治十一年一月廿二日次男市三郎をして同郡猿田村伊東助左衛門方へ養子相續人に遺す ○此年九月十日母ヤス子病て歿。寶持院の先塋に葬る。(頭註) (十一年分 漁事水鯛七)

○明治十二年一月中横濱港より遠藤孝之輔全戸を呼ひ歸らしめて、其筋の手續を経て岩井孝之輔と改稱せしめ、又自分も岩井市右衛門を長男龜之助襲名せしめ、岩井豊治と改めたり。又本年三月岩井孝之輔香取郡小見川字小路町へ住意を以て一の商店を開き之に引移りたり。同年八月十四日四女トヨ子東松崎村林彌助方へ嫁せしむ。同年嫁ヨネ子孫三千子を生む。(頭註) (十二年分 漁事水鯛三千)

○明治十三年辰年田畑並作漁業大漁にて、持綱水鯛代金壹萬五千圓余を曳揚げたり。同年十二月某夜強盜共大凡三四名押入り金錢大凡六七拾圓を奪ひ去る、折に村の者聞つけ集ひきて鳴りを立てたる爲、彼か爲に負傷者四名を出したるにより、當家より各自に治療代手當金等を贈與したり。

ひつれとちからたらすかつハ時の來らされハ、いかてをりもあらハと歎き思ひわたりける。さるを此度人々のたすけを得てかくなりたれハとしころのころさしを遂けいとよろこハしうなむ。

いつまでも消せて残るあとゝはむ

なこりの露のたまのおつき

明治三年二月

岩井豊治

この記録ハおのれ過る明治二十九年之頃遠つ御祖なる岩井豊重大人のものしたる過去帳様の一巻の文を見て思を起し、そかつてに家に傳りたる有と有る文の中、又八年の日記帳杯を見て、これらの文の永き年月の立ちゆく間にハ空しく散りうせぬるもありぬへく、そか折にハ此文によりて吾か家の人と達の昔を偲ふたつきにもがなと、上つ代ハ天正十六年より下りて明治十八年と云年迄百九十八年代ハ十一代の際の事柄を、拙き筆にまかせて記し置きぬ。

鏡にもあらぬ文たによみゆかハ

三〇 下總足川村岩井氏之記録

○明治十四巳年某の日家督相續に係る動産不動産其外一切を男市右衛門に譲り退隱す。其翌年の頃より脳病を發し種々治療を爲すも更に効しく無く ○明治十八酉年三月五日歿、享年六拾歳、字上新田の新埋葬地に葬りす。初豊治當村の共同墓地の狹隘にて幾年月を経ぬ他人の墓たに掘り返し新らたにはふりする有様を見て、吾か遠つ祖の骨も埋まり有る所の斯る様なるを歎き憂ひて、去る明治二巳年中其筋の許可を得て字上新田なる吾か林地及岩井重兵衛と所有の林地を共に寄付し、斯の地に接續地寶持院以下六人の所有地を私財を以て買入れ、今の共同墓地と爲し、後の世のしるしにもがなと左の詞書と腰折れ歌とを石にゑりて残せる。(筆者及添削者ハ鎖々のや辨玉大人)

此墓ところハ此里人のなきからを葬ふるもとつ地の年ふるまこととくせくなりて、さきなる後なるけちめもなく掘りかへしてハ埋むることゝハなれり。おのれ若きころより見聞することに悲み愁

遠つ御祖の影もうつらむ

ちひ筆にかける文にも偲ハれぬ

代々の御祖のいさをしの跡

大正九年七月一日

岩井豊興誌

七十六歳



三一 安房大六村庄屋控書

(表紙)

文化六己巳  
諸用留  
正月吉日

(一) 打替船御極印證文之事

一押送船壹艘  
右船古成用立不申候ニ付 御極印三ヶ所切稜、から船之義は潰關板等ニ仕、船新規造立仕候、船大工之義ハ同國同郡大六村幸八江誂申候段、先達而御願申上候船出來仕候 御極印御打替被爲 仰付被下置候様乍恐奉願上候、尤切稜申候 御極印三ヶ所相納申候、爲後日

證文差上申候仍如件

明和六己丑年十一月

房州平郡龍嶋村  
船主 甚七  
名主 庄右衛門

川船 御役所

右之通吟味仕候所相違無御座候 御極印御打替被仰付可被下候以上

酒井新治郎内

齋藤平藏印

右文言下書ハ役所より出し候、尤謝禮可致事

(二) 差上申證文之事

而名主御役相勤候様被 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、此段乍恐以書付御願奉申上候以上

大六村  
名主 秀輔

文化六年己三月  
西野幸之進様  
中田彌重郎様

右願三月八日ニ御役所江差上候處同九日願之通被仰渡候

一私共浦より安房國相模國浦、江小網釣職之船往來仕候ニ付 御番所前往來仕候節、まねきを上ヶ通船仕候様被仰付、常々吟味仕水主爲乗組申候、此度御燒御印木札御引替被成下候様奉願上候所、願之通被爲 仰付難有仕合奉存候、彌以増水主堅爲乗不申、小網釣職之外荷物一切積申間敷候、御番所前まねきを上通船爲仕可申候、尤此以後新船造立候ハ、御訴可奉願上候、惣而紛敷漁船通船爲仕申間敷候、勿論御法度之趣堅相守船主共迄急度可申付候、若相背候者御座候ハ、當人は不及申、私共何様曲事ニも可被仰付候、爲後日證文差上申候處仍而如件

年號月日

(三) 乍恐以書付奉願上候

一亡父祐輔跡名主御役義以御慈悲私共被 仰付冥加至極難有仕合奉存候、然ル上は俗體ニ而名主役相勤可申ニ御座候得共、私義幼年より病身ニ而頭寒仕、殊ニ折々頭瘡を發難義仕候ニ付、格別以御慈悲惣髮ニ

三一 安房大六村庄屋控書

(四) 秀輔名主役被仰付候節進物之覺

三カ  
尺一寸  
一鯛一尾  
一右同斷  
一平目一尾  
一右同斷  
一金百疋

御内(進力)御家老兼對  
早川仁兵衛様  
右同斷  
安藤爲右衛門様  
御目付  
中山物集女様  
先御家老  
關 與一郎様  
地方御掛  
中田彌重郎様

四九



一右同斷

同

西野幸之進様

一肴

地方見習

西野右内様

一金貳朱

割場

藏様

一貳百文

御料理方

八様

一貳百文

御

勘

門

次

拾壹軒

次

(五) 七村組合高割控

高貳百拾五石八斗

小保田村

高貳百三拾五石八斗

大六村

高貳百六拾三石八斗

大帷子村

高百七拾三石五斗

江月村

百四拾七石貳斗

本郷村

百五拾石

市井原

五拾四石壹斗

横根村

合千貳百四拾石貳斗

右之通七ヶ村高割勘定致來

(六)

高貳百三拾七石余

家數七拾五軒 内寺一軒

人數三百五拾人余

田畑反別合 貳拾七町余

内拾四町余田方  
拾三町余畑方

田内高永荒反別ヲ引

殘而拾貳町余 御年貢割辻

御割付斗立

米五拾石六斗余 此俵百貳拾六俵余

此運賃米貳分御屋鋪より出 此米九斗七升貳合五勺

外ニ壹分惣百性より出 此米四斗八升六合余

殘反別拾貳町余割

平均壹反ニ付 米四斗壹升壹合

外目差運賃米納米壹斗ニ付四合八勺ツ、

一色取書付は先年御屋敷江差上置

上田壹反ニ付 米五斗壹升余

中田壹反ニ付

米四斗五升余

下田一反ニ付

米三斗九升余

下田一反ニ付

米三斗三升余

但上より六升下り

田方

石盛 但上より貳斗下り

上田壹反ニ付

壹石三斗

中田壹反ニ付

壹石壹斗

下田壹反ニ付

九斗

下田壹反ニ付

七斗

畑方

石盛 但貳斗下り

屋鋪壹反ニ付

壹石

屋敷畑壹反ニ付

同斷

上畑壹反ニ付

同斷

中畑壹反ニ付

八斗

下畑壹反ニ付

六斗

山畑壹反ニ付

四斗

新山畑壹反ニ付

三斗八升

壹勺五勺

永拾九貫四百文余 此金拾九兩壹分貳朱余

内永貳百五拾文 浦役永 此金壹分也

内永六貫五百文夏成上納 五月納 此金六兩貳分也

内永六貫五百文秋成上納 八月納 此金六兩貳分也

内六貫百五十文余

此内より永八百文大豆<sup>(貳石)</sup>代引

兩ニ貳石五斗替

殘而五貫三百五十文余 暮納

(七) 罎<sup>コシ</sup>網五ヶ浦分取之事

押送般壹艘積高 但三万

右五分一之勘定ニ而網方より受取

此割合 七ツ半ニ致シ

壹ツ元名村 貳ツ貳分保田町

壹ツ壹分大帷子 貳ツ貳分吉濱

壹ツ大六村



(八) 安房國平郡吉濱村と同國同郡龍嶋漁獵場境論戴許之事

吉濱村訴趣、古來より龍嶋村と海境は<sup>(金カ)</sup>□塚山切通峯見通八王寺洲崎平目根南は龍島北は吉濱村前海ニ而漁獵仕來所、今度<sup>(龍カ)</sup>□嶋村之者共境を打越運上場相妨、殊ニ□網奪取難儀之旨訴之、龍嶋村答趣、三<sup>(十カ)</sup>□七年以前勝山村と爭論之節南は立石けいせい嶋北は幡指山姥塚より見通龍嶋村前海之旨戴許繪面之通相守候所、吉濱村之もの共龍嶋村海江入漁獵致、去夏八王寺□沼崎ニ而鰍網掛候故爲證據其網取置候、自<sup>(分カ)</sup>□ノ我儘不致様仕度旨答之、右論所就不分明、御代官宮村孫左衛門川田玄蕃兩手代差遣遂糺明所ニ、吉濱村より寶永年中大六村と海論戴許繪圖を以境之證據雖申立、金塚山切通峯見通八王寺洲崎平目根之義繪圖裏書ニも一向無之上は、吉濱村□所之境難取用、殊ニ金塚山は大六村□□有之、吉濱村申所とは場所相違候間、吉濱村船役地頭本高ニ入漁獵場仕來由免上ニ海境之譯不書戴、其上吉濱村之者共爲證據龍嶋村之船具取置段龍嶋村江<sup>(セシキ)</sup>鑿義遂之所ニ

吉濱村より漁獵妨候故八王寺洲崎ニ龍嶋之番船付□所ろかい取奪之由龍嶋村申之間、吉濱村申分□□不相立候、扱又龍嶋村先戴許之通姥塚より北小嶋を限り境相立申其繪面裏書ニも北小嶋境之事不書記、墨引中程より沖之方江少シ□開ルを以北小嶋江相當ルと心得候由、令點檢所繪面方角ニ不相當、龍嶋村申所是亦難立、依之今般評義相定所之吉濱龍嶋兩村海境は龍嶋村寶永之戴許墨引相用姥塚より□西南小嶋江見通繪面墨引之通北は吉濱村漁獵場南は龍嶋村前海ニ戴<sup>(マ)</sup>斷畢、向後墨引之通一切互ニ不可差縁之、仍爲後證據繪圖墨筋各加印形令裏書双方江下授條永不可違犯者也  
延享四年卯四月二日 松河内 守印

御用方無□

神 若 狹  
逸 出 羽  
神 志 摩 印  
馬 讚 岐 印  
能 肥 後 印

山 因 幡 印  
大 越 前 印  
小 伊 勢 印  
秋 攝 津 印

判双方へ下置之間、永不可違失者也

寶永七年寅五月十三日

大 大 隅 印  
平 若 狹 印  
中 出 雲 印  
萩 近 江 印  
坪 能 登 印  
松 壹 岐 印  
丹 遠 江 印  
本 彈 正 印  
三 備 前 印  
鳥 伊 賀 印  
安 右 京 印

(九)

房州平郡元名村大六村前海村附支配相願、運上金出之致漁獵度之間訴之、同國同郡本郷村保田町吉濱村之者召寄双方遂吟味之處、保田吉濱從古來船役高運上金年々割賦戴御料并私領江網之來、保田獵百性は本郷大帷子村本名前海迄、吉濱獵百性は共居村并大六前海迄、數拾年致漁獵來段紛無之、且延寶六年增運上金差出之ニ付、御代官之書付御勘定所之裏書證明明白之上は、如先規保田浦南は吉濱境高磯より北は上總國金谷村境明金崎甲嶋限之、吉濱村は龍嶋村境より保田境限之漁獵可仕之、今般元名大六新法之企全無謂□□ニ候、向後漁獵之義は不及論惣而浦方破船寄物等有之節も元名大六兩村之者いろいろべからず、爲後鑑繪圖令裏書各加印

(一〇) 房州平郡大六村吉濱村爭論扱證文之事

大六村訴候は吉濱村より漁獵仕候節大六村田地并浪除之士手踏荒候ニ付荒申間敷由斷候處ニ吉濱村より大六村百性打擲致候旨申之、吉濱村答候ハ大六村田地曾而荒不申大六村之者漁獵之妨仕候ニ付打擲致候旨申之、



及爭論双方罷出候處、野田三郎左衛門様御手代青木園右衛門様長谷川六兵衛様御手代青木右衛門様御吟味被遊候處、江戸兩宿取扱候様は吉濱村獵仕候節大六村田地之□<sup>(内カ)</sup>ニ而岡打一切仕間敷□□又大六村より吉濱村磯打魚獵一切妨申間敷候、右之通双方和談之上得心仕相濟候上は向後少も申分無御座候、爲後日双方加印判仕證文取替申所仍如件

寶永八年卯二月

前書之趣ニ而御兩人様取扱相濟シ被下候段辱奉存候以上

安房國平郡吉濱村

名主

七郎兵衛印

組頭

傳右衛門印

同 國同郡大六村

名主

武兵衛印

組頭

惣兵衛印

之譯ニ而破談ニ成、其後龍嶋村名主庄右衛門佐久間村要右衛門兩人ニ而内濟之趣意ハ、寒ニ入保田町先取、二番吉濱之積ニ取究熟談致、四ヶ村共右ニ決談致候上ハ、元名ニ而強而獵事之障ニも可成取計致ニおゐてハ出入ニも可及程之事故、元名ニ而後ハ無子細附魚度候積ニ相成、如古來五ヶ浦取極り候、大六浦地引之儀者初發吉濱と示談之上保田町江掛合候内、當時明浦ニ候得は吉濱之藻打網ニ而鱸名吉等取揚候節、是迄之通大六村江分合之魚遣吳候哉之旨大六村名主秀輔吉濱江尋候處、吉濱名主七郎兵衛答ハ明浦之分合大六江遣可申道理無之ニ付、獵事之節ハ少も□も心付遣可申由故、又々秀輔答は道理之上ハ尤ニ聞候得共内意ニ不實を合候取斗故面白なき挨拶ニ候□決而吉濱之助情ヲ得□事無之間、大六は大六□古網ニ而も取立漁獵致し御運上金之手當可致旨ニ而立歸り、其同村方組頭嘉兵衛同利兵衛外濱役五郎左衛門忠右衛門百性祐二源左衛門忠五郎七左衛門佐衛門新兵衛彦助六右衛門右拾貳人を集吉濱之かけ

三一 安房大六村庄屋控書

いつとや 吉兵衛様

京屋 九兵衛様

(二) 大六浦地引網發之事

一文化七午年之冬五ヶ浦名主濱役之者川向露屋甚左衛門方江會合致相談ニ及候譯者、近來五ヶ浦不取究ニ而附魚獵事勝手次第ニ相成、寒ニ不入内早取致、其譯ハ一體保田町獵師共早取を好候ニ付、大六吉濱兩村同意ニ而兩三年附魚相休ミ度旨保田へ掛合を遂候處保田町ニ而も同様相休可申旨申之、雖然五ヶ村共内實ハ附魚不致心底ニ而ハ無之ニ付、彼是寒ニ近寄候節保田吉濱兩村外三ヶ村ニ異難儀之體相顯、獵師共より内ニ而保田町八木屋代助吉濱村久五郎兩人ニ而手入致吳候様頼ニ付兩人五ヶ浦江かけ合候處、元名村ニ而右兩人江挨拶ニ者何方附魚不致強而申候ニ付、先殘四ヶ村致熟談吳候様手入人より申來候ニ付、又々露屋江會合致相談候處、保田町と吉濱獵事遲速

合之向申聞セ候得は、早速地引網仕立度由申之、乍去早速網代金ニ差支之段申ニ付、竹之内村次郎右衛門方より借用村方江用達、彌地引網造立ニ決翌日村中ニ□合、秀輔方江金子證文并濱方取締之書付取置此時地引世話人

濱役兼對 忠右衛門 五郎左衛門

世話人 彦助 祐次

□□新兵衛 作右衛門 六右衛門  
忠五郎 長左衛門  
組頭濱方兼對 利兵衛 嘉兵衛

(三) 五ヶ浦冬獵前後次第取極之事

一<sup>(前カ)</sup>字波崎磯草荒目切始は文化八年未三月前文地引網入用爲手當切取代金□□<sup>(拾兩カ)</sup>余揚切始之節濱役五郎左衛門を以吉濱六左衛門江届及候處、字波崎は大六村之地先ニ相違無之間荒目其外磯草ハ不及届御切取可被成

五五



候、入□岡□事名主秀輔様へ

(三) 寛延年中御檢使之節

一 妙本寺之儀吉濱村内ニ而去何ノ年五ヶ村海論之節御檢使被仰付、吉濱大六御尋之上妙本寺御朱印表ニも吉濱村内と有之上者双方相違無之口書印形差上置候兩村境之儀者寺百性居屋鋪限、海境之儀者口附を以差別仕來候處、此度境踏越猥リニ藻草取之我儘至難儀仕候、勿論寺領を打越大六村畑間分者飛地ニ而有之候處、村内之様ニ相心得理不盡之至迷惑仕候

一 大六村申上候者妙本寺領迄吉濱村内之様ニ申立候儀難得其意奉存候、御朱印之表ニ者吉濱村内と有之候得共、此儀往古之吉濱村内ニ而當時之吉濱村ニ而者無之、往古一體之吉濱□□當時之吉濱村者□郷ニ而字下濱と申候、明曆以前分郷と相成本名吉濱を下濱江讓、新大六村名乗候儀村中ニ氏神大六天之社有之候ニ付如斯ニ御座候、御□地古水帳證據明白ニ御

相知申候

右書付之寫亡父祐輔手跡ニ而見取候ニ付此所江寫置以來右様之御役人御糺有之といへども此氣味ニ答候而宜可有之歟、寤と決兼候、公邊委敷人ニ尋心得而可然事共ニ候、右年號寛延者大六利運之年號延享ノ後也、年代記ニ引□□

考 前文古代之申取ニ而今様ノ申立ニは難相成間へ候、然共思慮可有之事也

(五) 秀輔船株之事

一 御運上船 壹艘

秀助曾父 武兵衛分

大六村御料私領貳組之節一家兩名前也

秀助祖父 了右衛門分

一 御運上船 壹艘

小保田川嶋藤右衛門方より當家御入若名了右衛門ト申後ニ是も武兵衛と改名

右譯古來大六村と吉濱村と出入致候比ハ名主武兵衛方ニ御料私領兩名前有之候ニ付父武兵衛は小笠原様ノ方名主役、了右衛門者御料ノ百性也、依之大六浦六拾八艘船株取究之帳面ニ當家ニ船株貳艘有之候

座候、村境之儀者寶永年中海論之節繪圖面被爲仰付、双方立會和熟納得之上出來仕候、是慥成證據ニ御座候、其上何年何年海論之節も御繪圖面被下置□又慥成證據ニ御座候、將又□□打越大六村百性居籠候地所飛地之様ニ申立候得共、此所往還道路御普請所ニ而數度御願申上、則御普請被成下證據正敷場所怪敷申立候儀不埒千万ニ奉存候、右數通之證據任御尋ニ奉入御覽候

(四) 御察當

寛延檢使吟味之節往古之譯決而無之、双方共ニ妙本寺之吉濱村内ニ相違無之段口書印形答上、又候此節未熟成申分上を不恐不届之至被仰聞候、大六村御答候者其節五ヶ浦海論ニ而妙本寺之儀□□論外ニ御座候得者古□□之儀者格別吉濱村ニ相違無之ニ付等閑ニ申立候と奉存候、殊ニ村境之儀證據正敷有之候得者聊之儀申上御吟味ニ差障無益之事と奉存候、往古之吉濱村之所存ニ而口答印形差上候段ほのかに申傳候、委細古帳面ニ

外ニ 一 御運上免除之船壹艘

秀助曾父 武兵衛

此譯者延享年中海論之節長々出府辛勞致候ニ付村方より謝禮之壹艘也、尤永久運上金除ケ

古來船株三艘秀輔所持  
外ニ壹艘并尻佐兵衛株敷永代ニ當家江買取候由、當時隱居料ニ相成居候分ハ良助江讓遣、良助ミとう崎彌七江讓ル

(六) 浦運上金覺

一 永拾貳貫六百六拾壹文五分

本郷村

内壹貫貳百文 舟役

一 永六貫四百五拾文

大帷子村

内六百文 舟役

一 永七貫五拾文

一 永拾四貫貳百五拾文

吉濱村

内六百文 舟役

一 永拾四貫八百五拾文



文政十一丑年三月十七日 和 助(印)  
 天保十一子年正月七日 新兵衛(印)  
 万延元申年十二月十五日 六次郎(印)  
 同年同月十六日 市三郎  
 慶應貳寅年正月廿五日 仁右衛門(印)  
 同三卯年正月廿五日 三郎兵衛(印)

(七)

□□ノ永三拾三貫三百六拾壹文五分

船役合貳貫四百文

運上合三拾五貫七百六拾壹文五分

右者延享以前三ヶ村割合ニ而延享之御戴許後左之通割合取  
究メ候儀と相見申候

右五ヶ村割辻

家數五百七拾七軒

壹軒ニ付

永六拾壹文九分八厘

一家數貳百貳拾七軒

本郷村

永拾四貫六拾九文四分六厘

役人立會寺領之人足を以仕來候由抔品ニ申立、當 御  
奉行所様江御訴訟申上、十一月二日御差日御裏御判頂  
戴被相附候ニ付乍恐以返答書左ニ奉申上候

此段訴訟方より申立候趣意甚相違ニ御座候、當村之儀  
元吉濱村ニ而既ニ慶長元和兩度御檢地帳ニも房州小  
郡吉濱村と有之、右帳面は當村ニ所持仕候、然所往古  
慶長以前吉濱村高貳拾石妙本寺江御朱印被成下、猶亦  
寛永之分郷也

明曆比六拾石餘當時松平越中守様御領分之吉濱村江分  
郷仕候而、私共方者大六天之鎮守有之候ニ付、其比當村  
を大六と唱分郷之方者吉濱村と唱罷在候、大六村ト吉  
濱村之境は當村地内字御堂崎御普請所を限、夫より北  
は吉濱村ニ御座候而、右妙本寺者御堂崎之境より南之  
方大六村内屬有之候、尤唱號者御朱印頂戴仕候節之通  
吉濱村と呼來候得共、場所之儀者右申上候通大六村ニ  
孕有之候ニ付、往古よりは迄道普請之義者北者御堂崎  
境目より南龍嶋村境迄九町半呼之所大六村支配ニ而、  
カ)と改置可申事  
御巡見様者不及申其外御公儀様御用御案内之儀大六村  
ニ而致來、御用往來ニ拘候儀も私共方ニ而取斗來候、

一同 百八軒 大帷子村  
 永六貫六百九拾三文八分四厘  
 一同 六拾九軒 大六村  
 永四貫貳百七拾六文六分貳厘  
 一同 九拾五軒 元名村  
 永四貫八百三拾四文四分四厘  
 五 九十八文十分  
 一同 七拾八軒 吉濱村  
 永四貫八百三拾四文四分四厘  
 ノ永三拾五貫七百六拾貳文四分六厘  
 内三拾五貫七百六拾壹文五分 納辻  
 殘九分六厘過

(八)

乍恐以返答書奉申上候

小笠原若狹守知行所房州平郡大六村名主秀助組頭利兵  
衛煩ニ付代兼同嘉兵衛奉申上候、松平越中守様御領分  
同國同郡吉濱村妙本寺代本郷村大行寺寛祥より當村江  
相掛上訴仕候は、御朱印地有之場所道橋普調は吉濱村

然所道幅左右より小前百性切迫メ候處も御座候ニ付、  
前後を見平均道繕仕候儀者不限當年度ニ致來、且妙本  
寺領之儀は次右衛門と申者名主名目も有之諸事掛合來  
候ニ付、私共方より當八月掛合之上則次右衛門立合道  
繕仕候、尤訴訟方より申立候字大門松之下并苗代町ニ  
不限、惣而大六村内江入込候龜ヶ崎坪ニ而往來之左右  
御朱印地有之、此間數拾七間餘、字荒井坪ニ而往來を  
狹候所間數三拾六間程、其外并尻坪大六原(坪カ)狐塚坪み  
たけ坪等數ヶ所道際ニ寺領田畑御座候得共、往來ハ先  
より當村ニ而繕致來候所、近年寺領百性往來を切崩  
御通り筋御差支之段奉恐入、次ニ者村方百性農業差支  
ニ相成候ニ付理不盡ニ不仕、寺領次右衛門方江對談ニ  
及無依怙量負差支相成候所は少ニ歛入致、目印之杭相  
立候義は御朱印地ニ而往來を挾候場所ニ不限、惣而村  
内一統之義ニ御座候、勿論寺領田畑道際ニ在之所も後  
來道幅切崩不申様杭立置可然旨次右衛門申之ニ付、任  
其意取斗候儀を彼是難澁可申掛筋決而之之間鋪候、一  
體其子細者海邊ニ而漁獵之儀度ニ出入有之、元名本郷



大帷子吉濱大五六ヶ村入會漁業可仕旨御戴許御座候而  
右妙本寺御朱印貳拾石は大六村ニ籠有之候ニ付、海面  
者一圓大六村獵場ニ有之、荒布藻草肥取之儀者進退地  
先ニ限罷在候儀を、當妙本寺現住日承并訴訟人寛祥兩  
人共御私領吉濱村出生ニ而御朱印地地先者吉濱村獵場  
ニも可仕底巧有之、然共御戴許以來當村ニ而海面進退  
仕來候ニ付容易漁業之義難申立、依之妙本寺御朱印地  
字松ノ下苗代町ニ限道繕等大六村之仕來を取放チ、令  
吉濱村役人支配ニ仕候而其地先は則吉濱村獵場ニも可  
相成と馴合候儀と奉存候、尤訴狀ニ獵場之義者不相見  
候得共彼是底巧之儀を不申上候而者出入之發端相分不  
申候ニ付此段奉申上候、前書申上候通吉濱村妙本寺と  
唱候ニ泥吉濱村支配之様ニ申立候得共、元來當村を吉  
濱と申、元村者當村ニ而御私領并御朱印地共當村より  
相分候儀ニ相違無之、證據者御檢地帳ニ而相分申候、  
且妙本寺在來場所ハ海邊御裁許御繪圖面ニも當村と吉  
濱村境御堂崎より南之方大六村内ニ籠有之、御用繼御  
案内并道橋普請者私共方ニ而仕來候、其上妙本寺者大

一〇四百石三斗九升六合

正木下組

内貳拾貳石五斗壹升九合無地高

一〇五百五石貳斗五升九合

正木上組

一〇四百拾五石九斗三升壹合

廣瀬村

内貳拾石七升九合無地高

一〇百八拾六石七斗九升五合

池之内村

一〇九拾六石七斗七升貳合

中村

一〇三百五拾九石貳升五合

上堀村

合貳千七百四拾壹石壹斗六升八合三勺

一〇高百七拾六石五斗

中居村

一〇三百八拾壹石七斗壹升貳合

釜浪村

内貳百貳拾六石五斗五升九合無地高

一〇貳百貳拾三石五斗三升八合

古畑村

内八拾壹石七斗七升三合無地高

一〇貳百六拾九石貳斗九升八合七勺六才

奈良林村

内百六拾七石四斗三升四勺無地高

合千五拾壹石四升八合七勺六才

合三千七百九拾貳石貳斗一升七合

三一 安房大六村庄屋控書

六村惣百性不殘代、且家之事故不寄何事ニ差控神妙ニ  
取斗來候得共、日承并寛祥共吉濱村江最負者故、當村  
を相手取寺且好身も不辨、出家ニ不似合致方心外千万  
奉存候、前段之始末逐一御吟味被成下已來當村仕來之  
儀差繕不申候様被 仰付被下置候ハ、偏ニ御慈悲と難  
有仕合奉存候以上

文化八末年

十月廿七日差上候下書

組頭利兵衛頼ニ付  
代兼 嘉兵衛

寺社 御奉行所様

同

(元) 小笠原若狹守様御知行所村ニ高

一〇高貳百三拾七石三斗八升三合三勺

大六村

一〇百七拾三石五斗

江月村

一〇七拾八石九斗八合

丹生村

一〇七拾石壹斗六升六合

川田村

一〇貳百拾七石三升三合

海老敷

大六村

江月村

高貳千七百四拾石五斗六升八合五勺

正木兩組

此夫人貳拾七人四分

廣瀬村

百石ニ付夫人壹人掛リ

上堀村

丹生村

海老浦

池之内村

中村

川田村

釜沼村

古畑村

奈良林村

中居村

高三千七百九拾一石六斗一升七合貳勺六才

此夫人三拾七人九分壹厘

内九分壹り算ニ不當引

殘三拾七人正夫人差出筈

右者私共拾四ヶ村組合高百石ニ付夫人壹人懸り委細之

通夫人三拾七人差出候様被仰渡承知奉畏候、尤此度相

州村ニ江冬水夫人之儀差出候様被仰付候段被仰渡、私



共村之冬水夫免除被成下候者被仰渡承知奉畏候、依之御請印形證文差上申候以上

文化九年申正月

名主 榎本秀助

大六村

地方御役所

丹生村

藤左衛門

正木村

三右衛門

上堀村

平右衛門

江月村

定右衛門

奈良林村

安右衛門

文政元寅年反取帳認差出候様被 仰付候節控  
一高貳百三拾

内高壹石八升四合 前々小物成高  
高八斗六升三合五勺 小物成高二入

此反別貳拾七町四畝貳拾貳步

内拾四町壹反五畝五步 田方

内高拾九石壹斗六合三勺四才 諸引

壹町九反貳畝貳拾三步

拾三町貳反六畝貳拾七步 畑方

内三石壹斗六升

此反別四反九畝拾步

此譯

一上田貳町壹反三畝貳拾九步

内壹反貳畝貳拾七步

外二壹畝廿九步

外二壹畝六步

殘貳町壹畝貳步

内壹町九反九畝三步

壹畝貳拾九步

(三)

嘉衛門 傳 藏  
百姓代

組頭 □左衛門

七左衛門

同 四郎兵衛

一中田五町四反八畝貳步

外四畝貳拾五步

内六反六畝八步

外貳畝拾步

外拾步

辰畑成永納

諸引

亥起返り

丑起返り本免

殘四町八反貳畝四步

内四町六反三畝貳拾五步

拾步

壹反五畝步

貳畝步

壹畝九步

丑起返り本免

卯起返り取下反ニ米三升

午起返り取下反ニ米貳升

申起返り取下反ニ米五升

一下田六町貳反八畝貳拾壹步

内壹町壹反貳拾五步

外壹畝步

外拾五步

殘五町壹反八畝拾壹步

五町九畝四步

内拾五步

内九畝七步

壹町壹反貳拾五步

外壹畝步

外拾五步

諸引

巳起返

丑起返本免

本免

丑起返本免

卯起返取下反ニ米貳升五合

諸引

巳起返

丑起返本免

三一 安房大六村庄屋控書

〔加筆〕 殘五町壹反拾壹步

内五町九畝四步

拾五步

九畝七步

一下田七畝貳拾壹步

内三畝拾六步

殘而四畝五步

一上畑田成八畝拾六步

一下畑田成六畝步

一新山畑田成貳畝六步

小以田米四拾三石壹斗八升七合貳勺

一上畑壹町九反貳畝貳拾九步

外八畝拾六步

内四畝拾步

殘壹町八反拾九步

〔加筆〕 内八反七畝拾壹步

〔加筆〕 壹畝八步

卯起返取下反永拾六文

〔加筆〕 文政五年五月廿五日印形紛失之由ニ而古き印形 百性文吉印

印形ニ而用候品后来用候由之届

一中畑貳町四反貳拾壹步

印鑑



外貳畝貳拾壹步 卯屋鋪成  
內六畝貳拾九步 諸引

殘貳町三反七畝拾貳步

內貳町壹反七畝六步 卯起返取下反永拾貳文  
拾六步

一 中田畑成四畝貳拾五步 反永拾貳文

〔加筆〕  
〔文政七申年十月廿七日〕 印鑑六右衛門

一下畑四町五反三畝貳拾九步

外六畝步 亥田成  
內三反貳畝貳拾四步 諸引

殘四町貳反壹畝五步

〔加筆〕  
〔四町六畝七步〕 本免  
壹反四畝貳拾八步 未卯起返取下反永拾文

一 山畑八反六畝六步

內壹畝拾九步 引

殘八反四畝拾七步

內八反貳畝步 本免  
貳畝拾七步 未卯起返取下反永八文

〔加筆〕  
〔文政七申年十月廿七日〕 印鑑 忠兵衛

一新山畑貳町七反四畝拾九步

此永拾八文

一 永貳百五拾文

浦役永  
文化十三年分

一 永三百七拾五文

匏運上

內五拾貳文壹分六厘

文化十四丑年分

一 永貳百五拾文

小買冥加永

〔船紙〕  
一見付畑

但新開發書出し候は當村文吉事左キ百性ニ有之候得共、不如意ニ而屋地無之候ニ付、砂田芝地へ家作爲致置候間、此段相改メ差出候事

〔朱筆〕  
〔補助役中〕

(三) 差上申手形之事

一 安房國大惟子村傳左衛門船水主四人乘此度生魚積沖直通仕候所紛無御座候、此船積爲登申荷物之事

一 酒 拾駄

一 米 拾五俵

一 醬油 五樽

一 たばこ 五箇

頭書ノ四品

三一 安房大六村庄屋控書

外貳畝六步 亥田成  
內三畝拾八步 前ノ諸引

外壹畝步 丑起返本免ニ入

殘貳町七反壹畝壹步

內貳町六反七畝貳拾七步

內壹畝步 丑起返本免  
三畝四步 卯起返取下反永七文

一 屋鋪六反六畝貳拾七步

一 永百貳拾九文五分 前ノ山役高

一 永九拾四文五分 前ノ山役高入

一 永拾五文壹分 百性林錢高

小以永拾八貫三百七拾六文八分六厘

一 見附砂畑壹反貳畝貳拾七步

此永

一 屋鋪壹反貳拾七步

此永

一 永百八拾八文九分

一 新屋鋪七畝拾六步

此永五拾六文五分

一 砂田浦畑三畝步

新見取

右之通從江戸安房國大惟子村迄積爲登申候浦賀御番所無相違御通被爲成可被下候自今以後右之荷物并水主ニ付出入も御座候ハ、私申譯可仕候爲後日仍如件

江戸四日市町

文政五年午三月四日

和泉屋仁平次

相模國浦賀

御番所

御當番衆中様

(三) 覺

一 貴殿方江是迄郷荷物相送候儀ハ、村方出入入用金他借致利金等重り村方殊之外難儀ニ付、貴殿方より三拾五兩助合被成候ニ付、郷荷物并□□猶又此度仕入被成候上ハ、出情致可申候

一金三拾兩貳分也

右之金子此度當村中江仕入金借用申所實正ニ御座候、依之魚漁荷物不殘貴殿方へ相送可申候、少シニ而も脇賣致者有之候ハ、名主役人江可被申出候吟味致宜□法式通思召次第ニ埒明、少も貴殿江御難懸申間敷候、魚



漁之節ぼてい井磯買等一切爲致申間敷候、貴殿方ニ而も隨分御吟味可被成候、向後新漁人出來候共貴殿方ニ而仕入請可申候、仍而如件

明和四年亥八月

大六村惣百性

(百性連印ヲ略ス)

龍嶋村

茂右衛門殿

前書之通相違無御座候以上

名主 要右衛門印  
名主 武兵衛印

(三) 差上申手形之事

一安房國大六村金左衛門船水主五人乗ニ御座候得共、此度生魚積下候ニ付於國元六人増水主仕都合拾壹人乗ニ而沖直通仕候處紛無御座候、此船登り荷物一切無御座、空船ニ而從江戸安房國大六村迄爲差登申候、浦賀御番所無相違御通被爲成被下候、自今以後右之船并水主ニ付出入も御座候ハ、私申譯可仕候、爲後日仍而如件

右者森様御支配四ヶ浦分

高貳百三拾七石三斗八升三合五勺  
一永

大六村

(三)

高貳百三拾七石三斗八升三合五勺 安房國平郡 大六村

高壹石八升四合

前々小物成高

内高八斗六升三合五勺

右同斷

高壹石四斗七升七合

享保年中  
改出シ

外

御相給 無御座候

除地 無御座候

社領 無御座候

一御朱印地之儀吉濱村妙本寺領田畑當村江入組居申候其子細者古來一村故入込居候得共、村高外ニ御座候間石高書上不申□、御檢見入等之節地所紛敷候ニ付此段奉申上置候

三一 安房大六村庄屋控書

文政八酉年八月十一日

江戸本船町横店

□□屋吉兵衛印

相模國浦賀

御番所

御當番衆中様

不用ニ而候得共心得之爲メ寫置

(三)

□□十一子二月六日

元名村

五ヶ浦匏運上之事

名主 泰助

請負

一永壹貫百貳拾五文

百石ニ付永八拾六文

高三百拾石六升五合

一永貳百六拾七文

元名村

高五百七拾六石七斗七合

一永四百九拾六文

本鄉村

高三百五拾壹石壹斗貳升八合

一永三百貳文

大惟子

高六拾九石貳斗六升八合

一永六拾文

吉濱村

右書面之通相違無御座候、尤右□外改出シ新田等無御座候以上

天保三辰年正月

右村

百性代

源左衛門

組頭

嘉兵衛

同

四郎右衛門

名主

榎本秀助

小笠原若狹守様  
地方御役所



三二 活鯛浦、并活附方御圍場所巨細書

活鯛浦、并活附方御圍場所巨細書

御用活鯛御圍場所御尋ニ付左ニ奉申上候

一 相州浦賀

簀船三拾艘程、御圍之儀九月頃より三月中旬頃迄、簀守人三人、右之内神奈川三郎兵衛與市と申者兩人ニ而壹人ツ、月替ニ相勤候、貳人は豆州須崎より相廻申候、外ニ時化風雨之手當貳人相抱置申候、陸より御圍場迄三拾間之間傳馬船貳艘ニ而通行仕候

但簀船寸法 長サ九尺五寸 横六尺 高サ四尺五寸

一 武州品川

豆州須崎より相廻申候、尤品川獵師町家持源太郎と申者旅宿ニ御座候、右源太郎方ニ貳人扶持時化難風之砌手當ニ相渡置申候、陸より御圍場所迄貳拾八町程之間傳馬船貳艘ニテ通行仕候、右品川浦之儀は出水場ニ而多分魚御圍難仕候、其上近年諸國廻船たて船仕候、右たて船たて草灰汁故、活鯛相保兼申候

但簀船寸法 長サ八尺 横五尺 高三尺五寸

御圍場之外 一 相州泊浦

簀船三拾艘程、御圍之儀は三月頃より八月頃迄、簀守定人三人ニ而豆州須崎より相廻申候、旅宿其浦家持久右衛門と申者ニ御座候、時化難風之手當ニ右久右衛門方ニ三人扶持遣置申候、陸より御圍場迄海上三町程傳馬船貳艘ニ而通行仕候、尤當浦之儀は御圍場三ヶ所之外ニ御座候得共、神奈川表出水等之節爲差置候儀

但簀船寸法 長サ九尺五寸 横六尺 高サ四尺五寸

右御圍場諸入用并通船諸掛り等迄一色私方ニ而差出申候、簀船之儀は年々漁事ニ寄増減御座候、尤簀船

三二 活鯛浦、并活附方御圍場所巨細書

一 武州神奈川

簀船貳拾五艘程、御圍之儀ハ三月頃より八月頃迄、簀守家持三郎兵衛と申者ニ御座候處、先長十郎 御用引請候節より御太切成御用之儀故家持與市と申者相増、當時兩家ニ而爲相勤申候、右兩家共一式私方より手當仕、尤召仕貳人宛爲相抱置申候、外ニ時化難風之節爲手當壹軒前ニ五人扶持ツ、遣、都合□□拾人宛爲抱置申候、陸より御圍場所迄海上拾丁程之間傳馬船四艘充ニ而通行仕候、御圍場所より品川又は泊浦魚廻シ活船貳艘何レ之御場所ニ而相用候船も私共より相渡置申候

但簀船寸法同斷

簀船五艘程、御圍之儀は五月下旬頃より八月頃迄、魚 御用之節爲御手當神奈川より少しツ、相廻置候、簀守定人三人、是は年

壹艘ニ付鯛貳拾四五枚より七拾枚程迄、鯛之大小ニ寄増減御座候

活鯛元方浦、并御圍場所

- 一 物元方豆州須崎 但 當浦之儀は網屋建置、旅人惣掛り、此所より小浦迄六里
- 一 小浦村 但 網屋壹ヶ所定人五人漁事次第増人仕候、此所より岩地ニ三里程
- 一 岩地村 但 右同斷、此所より仁科村ニ貳里程
- 一 仁科村 但 右同斷、此所より田子村ニ壹里程
- 一 田子村 但 右同斷、此所よりあらり村ニ貳里程
- 一 あらり村 但 右同斷、此所よりうくす村ニ八町程
- 一 うくす村 但 右同斷、此所より土肥迄貳里半町程
- 一 土肥村 但 網屋貳ヶ所人夫拾壹人掛り漁事次第増人仕候、此所より戸田村ニ貳里程
- 一 戸田村 但 網屋壹ヶ所定人五人漁事次第増減仕候、此所より木生村ニ五里程
- 一 木生村 但 右同斷、此所より重寺迄壹里程
- 一 重寺村 但 右同斷、此所より獅子濱村迄拾八町程
- 一 獅子濱村 但 右同斷、馬込村迄拾八町程
- 一 馬込村 但 右同斷、此所より江の浦迄拾八町程
- 一 江の浦村 但 網屋壹ヶ所定人五人漁事次第増減仕候

六九



一稻取村

但當浦之儀は同所家持惣兵衛と申者旅宿致  
シ、須崎より活附人夫相廻申候、同所よ  
り江□□□方へ五里半手前に御座候

當時相休候場所

但豆州須崎浦より九九里半程

一道婦村

右同斷

一□良村

但右同斷九六里程

右同斷

一我入道村

但右同斷九貳拾七里半程

△拾八ヶ村

右之通何れも海上之儀ニ御座候間見積ニ御座候、右

浦之儀須崎より四百石積活船相廻し、右浦より魚

數請取須崎に乘廻し、右浦ニ而日和見定浦賀泊り浦

□着船仕、此海上四拾里、右浦賀又は泊り浦ニ而活

附見定メ、夫より神奈川御場所迄乗込申候、此海上

浦賀より神奈川迄八里程泊り浦より神奈川迄六里程

右神奈川御圍場所より品川御圍場所迄七里程、右活

鯛魚數積方之儀は凡五六百枚又は三百枚ニ而も積下

し、但四百石積ニ而廻船致し船數は五艘ニ而渡海仕

候

一浦之活鯛漁事之儀は三月頃より五月下旬頃迄相働申

候、五月下旬頃より七月下旬頃迄極暑之砌ニ付魚活

附不申候ニ付相休罷在候、猶又秋浦之儀は八月頃よ

り九月下旬頃迄相働申候、□月頃よりは冷氣相増水

冷候ニ付活附不申依之相休申候

一活鯛取上候日より廿一日之間其場所の御圍□置活附

候而活船の積廻申候

右之通御尋ニ付相調奉申上候以上

活鯛屋

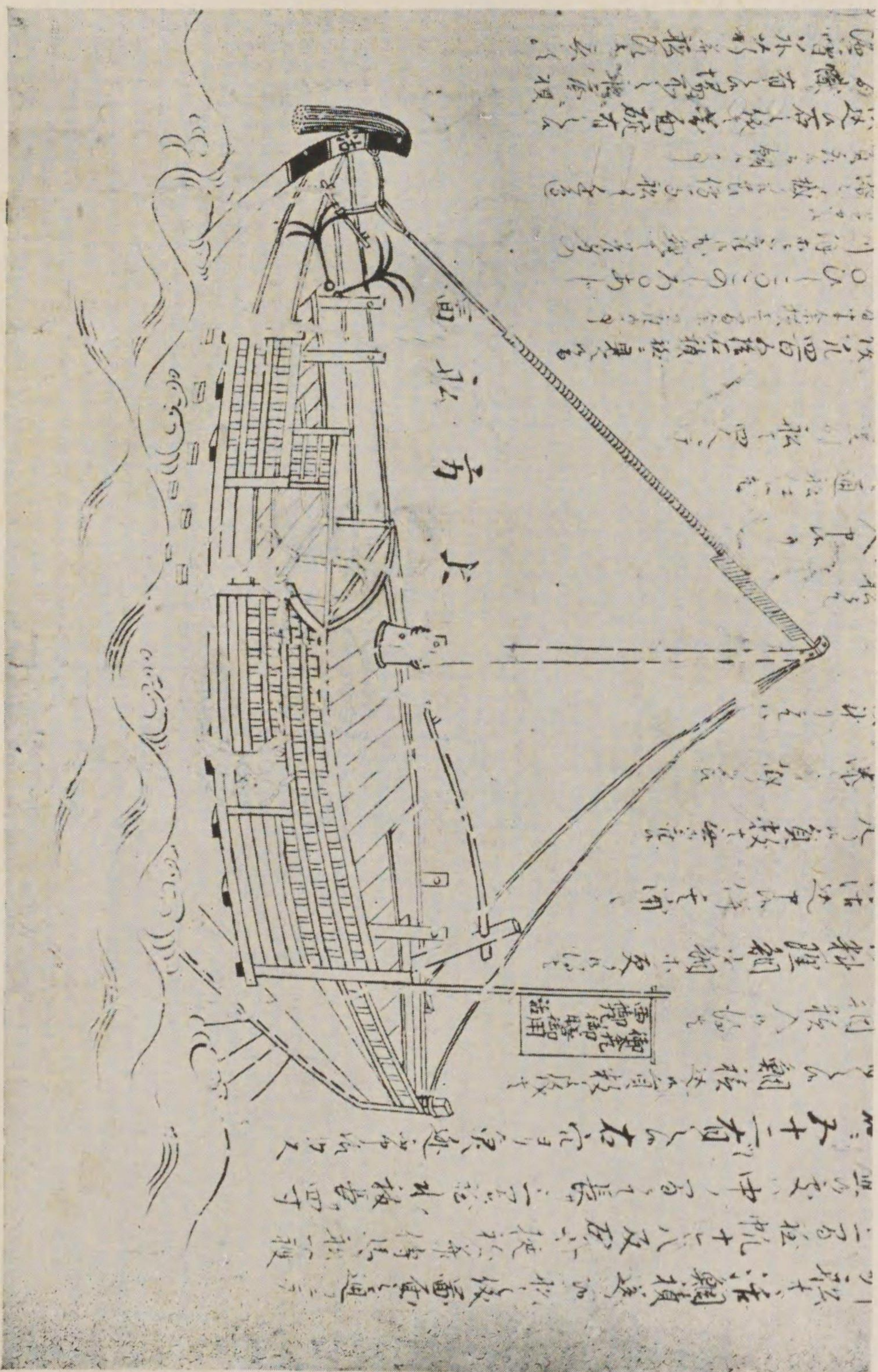
長十郎

同三右衛門頃ニ付

代半 平

御役人衆中様

文化十四五年三月



上方活鯛船略圖



三三 活鯛船略圖

文政五年六月二日北條新八郎ヨリ差越  
活鯛船略圖

上方 活鯛船略圖  
豆州

一上方船并豆州船共活鯛積送<sup>(りカ)</sup>候船之儀圖面之通りニ  
テ長サ十<sup>(間カ)</sup>程幅三間程帆十七八反碇十挺程并傳馬船  
一艘積入レ置候、鯛活置候處ハ中ノ間ニテ長サ三間  
程、水稜<sup>(成)</sup>長サ四寸横二寸□穴□右ニ五十二ツ、有之  
候、右穴ヨリ魚逃不申様カスガイ一挺ツ、打有之候、  
鯛積込候員數之儀は御進上大鯛大小鯛積入候得は凡  
七八百枚程、御料理鯛小鯛等交リ候得は凡貳千枚内  
外活込申候、併其浦之漁次第ニ候故駘と定り候員數

は無御座候、尤鯛餌<sup>(りカ)</sup>儀□湊<sup>(りカ)</sup>□掛り候節喰セ申  
候、且又活鯛斗リニテハ船足入り不申ニ付表并<sup>(トモ)</sup>船  
右傳馬船ニテ石七八盃程運入申候、并船頭乗組共八  
九人ニ而通船仕候、尤上方船は船頭七人位、豆州船  
は四人ニ而通船仕候儀も御座候

但兩場所活船之儀凡四百五拾石積程ニ見ヘ候而傳  
馬船は長サ二間半程横一間半ニ御座候事  
一鯛之餌○いわし○ひしこ○このしろ○あじ○ゑ  
び類○かつほ等ニ御座候、尤鱈は差身の□致  
し喰セ申候  
右餌魚之儀は湊ニ掛り候節傳馬船ニテ近邊漁  
師共方へ參り買取候而飼候事  
一船足として積込候石之儀は圖面碇有之候場所并



帆柱より轆り有之候場所之船底ニ積入、其上ハ水鹽噌米薪并船頭□衣類葛籠等置□事(候カ)

一活鯛活船より御圍場所簀船に移し候儀最初はタマニテすくひ揚げ、後チ魚少ク相成りタマ掛り兼候得は、右左之水稜穴にセンを打水を干し候而不殘移し終り候事

一活鯛活簀に移し終候後は、右船足ニ用候石之儀は土臺石として神奈川并江戸□□邊に賣候而、賣船ニ致し水稜穴へも栓ヲ打歸帆仕候、尤歸帆之節は船頭共土産物之類は積込候得共、商賣物は一切積込不申事

右之通御座候以上

午五月

三四 相州腰越村三ヶ浦村手操出入書附寫

(表紙)

寛政九丁巳七年  
手操出入書附寫  
腰越村  
三ヶ浦村  
池田庄右衛門

乍恐以書付御訴訟奉申上候

大久保山城守領分

相州鎌倉郡腰越村

名主 權三郎

船持 百姓 惣代 豐治郎

訴訟人 同 傳藏

漁場出入

松平大和守様御領分

同州三浦郡三ヶ浦村

三四 相州腰越村三ヶ浦村手操出入書附寫

名主 七左衛門

船持百姓 善兵衛

同 平六

相手 同 仁兵衛

同 利兵衛

同 八兵衛

右訴訟人名主權三郎船持百姓惣代豐治郎傳藏奉申上候私ども漁場之儀は江之嶋より西ハ平嶋邊迄東ハ同州長谷村大佛堂をかすみニ仕、鎌倉郡片瀬村江之嶋村腰越村坂之下村村木座村右五ヶ浦之漁業場ハ五ヶ村入會ニ而、漁業ハ銘々方も相分、村付之儀間まで繩船并ぼうけ之漁職斗ニ而古來より渡世仕、則從 御公儀様先年御當地材木町新肴場に被仰付候御規定之趣相守、新



肴場の荷物送り來り候處、同國ニ而郡も違ひ候三浦郡三ヶ浦村漁船之もの共、手操網と申新職之漁具を以私共仕來之漁場に入込、藻ニ付候而漸く魚形ニ相成候小魚迄を引荒し申候ニ付、私共漁場自然と魚拂庭ニ罷成、仕來り之漁職ニ差障り至而迷惑仕候間、右三ヶ浦村名主七左衛門其外之者共方ニ罷越、其村方漁船共古來より入會ニも無之私共漁場ノ猥ニ入込、殊に新職之手操を以藻中之小魚迄引荒シ候故、私共仕來り之繩船漁職ニ至而差障ニ相成候ニ付、以來入込不申候様申入候得は、駈と承知之旨相答、重而は入込不申候様銘々可申附由申之候、然ニ其後又候猥ニ入込漁業致候間、右之段早速三ヶ浦村ノ相届ケ候得は、此方ニ而急度申付置候得共左様不埒成義仕候ハ、右入込候手操網何成共印ニ取置、其上此方ノ可相届ケ旨任申ニ、右躰可仕哉と存罷立候處、去年中より猶又理不盡ニ數拾艘手操網入込引荒し候間、無據網壹丈預リ置右之段早速相届ケ候處、先達而之趣意とハ以之外相違仕、却而右村方より私共ノ對し、古來より之仕來り杯と我意申懸難儀

乍恐以書附奉申上候

相州鎌倉郡腰越村名主權三郎組頭奉申上候、私共同州三浦郡三ヶ浦村之者共相手取、漁場出入是迄段々御吟味奉請、御利解被仰聞難有奉承知候、依之熟談内濟仕度度々御日延奉願上、再々應懸合候得共、熟談調兼破段々（可）およひ候始末左ニ奉申上候

一私共五ヶ浦漁場之儀ハ東ハ材木座村地先を見通し、西ハ平嶋邊迄、五ヶ浦入會一同渡世仕候、長繩と申釣職之儀者五ヶ浦地付磯間より繩を張始、段々沖迄張候事故長繩と唱、五ヶ浦之内私共村方之もの共重ニ仕來り候繩職ニ御座候、海面廣と申候得共右様之長繩を五ヶ浦之磯間より張初、幾筋も張候事故、外釣職之儀は格別相手方之手操網を以其近邊之海底を小船に錠を下し引荒し候得は、魚ハ逃去り自然と懸ル繩職ノ魚之可附様無御座候、依之繩職之渡世相出來不申候、右張ちらし候長繩之近邊を除候而ハ相手方之手操網職是亦一向出來不申候、依之一方は是非差障リニ相成候事ニ御座候、然を相手方之者共手廣キ

至極仕候、尤私共漁職ニ而取上候魚品ハ乍恐 御膳御朝夕御用、殊ニ御臨時大御用之御義も御座候節ハ、別而漁職出情可仕旨新肴場問屋どもよりも度々申越候儀ニ而、委細之義は新肴場肴問屋共兼知之衷ニ御座候、尤手操ニ而取上候魚品之儀は御用御肴ハ少ク候得共、御用向御差障リニ罷成候儀も有御座間敷哉ニ乍恐奉存候、何れニも私共漁場ノ右躰我儘ニ入込引あらされ候而ハ、私共渡世ニ相離、一同難義仕候ニ付、今般無是悲御訴訟奉申上候、何卒以 御慈悲を相手之もの共被召出御吟味之上以來漁業場ノ入込不申、無難ニ仕來之漁職相成、且亦恐多御儀ニ奉存候得共 御膳御用向も相勤り候様被仰付被下置候ハ、冥加至極難有仕合ニ奉存候以上

大久保山城守領分

寛政九巳年二月

相州鎌倉郡腰越村

名主 權三郎

訴訟人

船持 百姓惣代 豊治郎

同

傳 藏

御奉行所様

自分之八ヶ浦網職自由ニ相成候持場を差越し、私共五ヶ浦持場ノ入込、地魚之障り不相成様網職致候杯と偽申紛、内實之所ハ後々ニ至リ自分之持場同様ニ自由ニ入込進退可致巧ニ御座候、右躰相成候而ハ私共繩職次第ニ退轉仕候より外無御座候、自ラ御用も相勤不申候、然上は少し斗之事ニ無之、私共五ヶ浦末代迄漁業之有無ハ此度ニ拘リ、隨而五ヶ浦立否之境ニ御座候間、相手方望之通卒示ニ内濟調兼候、乍恐此段 御賢慮奉願上候御事

一私共長繩職釣上候魚ハ乍恐 御規定有之、御請印差上 御膳御朝夕御用相勤來り、外河岸ノ送り候事不相成、新肴場ニ限り相送り候仕來り之長繩職ニ御座候、依之他組より網職入會候事決而無御座候ニ付、私共方より相手八ヶ浦組合浦ノ參り繩職致候事無御座候、猶又八ヶ浦之もの共私共五ヶ浦海ノ參り、是迄網職致候事無御座候間、双方共ニ外漁は格別互ニ差障リニ相成候事故釣職繩職入會不致、銘々磯間より地先限り之漁業仕候事ニ御座候事



一外漁之儀は入會候共網漁之義は其浦の御運上差上候  
敷又ハ請負等いたし候ハ、格別、都而持浦限り相心  
得罷在候、既ニ寛文四辰年御當地より請負人有之御  
運上を差上網職仕度旨願出候處、私共浦より有來  
之御運上ニ倍増之御運上差上、網職 御免之御願申  
上、願之通被仰付、今以外より參り網職不致候場所  
ニ御座候事

前書之始末書面ニは聊之様ニ相聞候得共、實ニ五ヶ浦  
立否之事故、八ヶ浦組合三ヶ浦村存念之巧ニ叶候内濟  
調兼此段奉恐入候、何卒 御慈悲を以八ヶ浦組合村よ  
り私共五ヶ浦地漁を無口事申立相掠不申候様被仰付被  
下置候ハ、冥加至極難有仕合ニ奉存候以上

大久保山城守領分

根州鎌倉郡腰越村  
名主 權三郎  
組頭 彌平治

御奉行様

寛政九巳年六月

四ヶ浦口書

去ル二月中腰越村より願出候私ども五ヶ浦之漁場は、  
三ヶ浦之者共新規之漁業理不盡ニ入込候儀ニ付、私共  
被召出御吟味ニ付申立候ハ、三浦郡之儀は先年私共村  
方之者心得違仕繩漁ニ罷越候處、先方ニ而見咎メ候故  
種ニ相詫書付差出候者も有之、其後私ども漁場の三浦  
郡之者共網漁ニ入込候故、已後入込申間敷旨書附取置  
候義も有之、天明二年小坪村之もの共心得違仕、私共  
漁場之内大礪根ハ入込、海老網漁致候故見咎メ差留候  
處、小坪村之者共、三ヶ浦名主七左衛門組頭治郎兵衛  
大町村名主長右衛門右三人相頼、小坪村之義ハ海老網  
漁仕候場所手せまニ付何分以勘辨海老網漁爲致吳候様  
之相詫候ニ付、已後大礪根ニ而外漁仕候哉、又海老網  
漁之儀も五ヶ浦之魚漁ニ差障リニ相成候ハ、何時成  
共相止メ可申旨書附取置、私共村方之儀東ハ材木座村  
地先を見通し、西ハ平嶋邊迄五ヶ浦進退入會ニ魚漁致  
來リ、三浦郡之儀は網職大礪根さへ入間敷ニ五ヶ浦之  
地先ハ打越入込筋は無是、且水面之儀ニ候得は、沖合

之境見極メかたく候故、漁具を以相分ケ浮漁之鰹まぐ  
ろ釣候類ハ一同入會候得ども、網職之義ハ地先限り漁  
業仕候

大久保山城守領分

相州鎌倉郡片瀨村  
名主 五郎右衛門  
大貫治右衛門御代官所  
同州同郡坂之下村  
名主 久藏

江之嶋下ノ宮社領

同州同郡江之島  
組頭 彦兵衛  
大貫治右衛門御代官所  
同州同郡材木座村  
名主 平兵衛

前書之通私共一同罷出承知仕候處、網職之儀は地先限  
り魚漁仕、且水面之儀ニ候得は沖合之境見極メかたく  
候ニ付、漁具を以相分ケ候所相違無御座候以上

大久保山城守領分

相州鎌倉郡腰越村  
名主 權三郎

三四 相州腰越村三ヶ浦村手操出入書附寫

百姓船持惣代  
傳 藏

松平大和守領分

同州三浦郡堀之内村内三ヶ浦村  
名主 七左衛門  
百姓惣代 仁兵衛

御奉行所

差上申一札之事

私共出入再應被爲遂御吟味候處、銘ニ組合地先限り獵  
業致相手方ニ限り、組合外他村之地先迄可入會筋は無  
之間、腰越村外四ヶ村之地先并ニ大礪根ニ而相手方之  
もの網漁致間鋪、浮職と唱沖合魚漁之儀は双方入會ニ  
心得渡世相互之儀ニ付、已來和融致し及爭論間敷旨被  
仰渡、一同承知奉畏候、仍而御請證文差上申所如件

大久保山城守領分

相州鎌倉郡腰越村  
名主 權三郎  
百姓船持惣代  
傳 藏

寛政九巳年閏七月十一日



松平大和守領分

同州三浦郡堀之内村内三ヶ浦

名主 七左衛門

百姓 仁兵衛

大貫治右衛門御代官所

同州鎌倉郡坂之下村

名主 久藏

同 御代官所

同州同郡材木座村

名主 平兵衛

下之宮辨天社領

同州同郡江之嶋

名主 彦兵衛

大久保山城守領分

相州鎌倉郡片瀨村

名主 五郎右衛門

大貫治右衛門御代官所

同州三浦郡小坪村

名主 新左衛門

御評定所

池田庄右衛門政利寫之

三五 相州小田原町地曳網新規網立出入口上書控

乍恐口上書を以テ申上候御事

此度萬町より網ノ義御願ヒ申上候ニ付、私共被召寄

萬町下網場之儀御尋被遊候ニ付申上趣

一萬町下網場之儀惣而地引網貳疊半程掛け候分計ニ御座候、古來ヨリ古新宿町仁左衛門市左衛門千度小路清重郎と申者右三人之者所持仕、只今迄掛け來り數代相續之者共ニテ御座候段申上候處ニ、古來之證據有之哉と御尋被遊候、私共申上候ハ、仁左衛門市左衛門網場、萬町下ニ先規ヨリ喜左衛門場市左衛門場と申、古來ヨリ障も無御座只今迄懸ケ來り、數代之古キ網持共ニ而御座候、右喜左衛門と申者只今仁左衛門先祖ニテ御座候、尤モ慥成ル證據書物等も無御座候へ共、前々より三人之者共持來り、只今ニお

三五 相州小田原町地曳網新規網立出入口上書控

て相違無御座引網漁仕申候、惣テ網場之儀者自分ノ下ニ有之候へ共、自由ニ網懸ケ申義不罷越<sup>成</sup>先規より懸來り候其場主罷越網掛ケ申候、勿論先規之例ヲ以テ懸來り候ニ付、古來ヨリ網場所持無御座候者は、新規ニ網仕立掛ケ申儀自由ニ爲仕不申、漁師仲間之極めニ而御座候、此儀猥リニ仕候而者、古來ヨリ相續之網持共必然と潰れ申候事ニ御座候、萬町ニも海士方支配之者御座候テ千度小路古新宿乗子仕り申候、但漁舟所持仕候者も沖釣一通ニ家業致來り、只今有之候漁師之内甚左衛門義、伊左衛門と申而六七年以前迄漁舟壹艘所持致し沖釣一通り仕り候て、古新宿より支配仕候、此上共ニ萬町ニ漁舟何程出來候而も古新宿ヨリ支配仕候、沖釣漁一通者小田原浦山玉原



古新宿千度小路入込ニ爲仕候得者、別而古來ヨリ致來り候漁海之障リニ相成り不申候網之儀者、古來ヨリ只今迄網場持來り候より外に新規ニ網持セ候義不仕候

一萬町廻船漁船ニ而も所持之者御座候得者先規より古新宿支配仕候、先年萬町ニ小左衛門清九郎八郎兵衛仁平次庄太郎杯ト申者共小廻船所持之時分、古新宿ヨリ支配仕候、中ニも庄太郎儀于今押送り舟所持致候ニ付古新宿より支配仕候、此上萬町ニ沖釣漁舟漁師共出來候得者古新宿ニ而支配仕候、既ニ去ル寅二月類焼之時分、海土方類焼者共小屋かけ可致處も無御座候處、御台所様より壹斬<sup>斬</sup>ニ金貳朱宛拾年賦御拜借被爲仰付、右御救ヲ以テ漁師共小屋掛難有仕合ニ奉存候、其節萬町ニ罷在候海土方支配之者ヲも、古新宿ヨリ類焼之漁師共一所ニ書上ケ仕、御拜借之上右萬町漁師にも割渡し遣申候

一、早川東御臺所様御網場より山王川東端迄古新宿千度小路網持共網場、先規ヨリ檢地割賦仕所持致し來

右ニケ浦より何事も相勤申候、外より相勤申町ハ無御座候、同寅ノ十一月八日ニ相州三浦郡佐島村門四郎舟同永井村孫三郎舟同鎌倉坂下村直乘山三郎舟右三艘之押送り船共當浦ニ舟掛リ罷在候、俄ニいなさ風強ク吹出し大浪ニテ御座候得者何とそ眞鶴港ノ入度奉存、濱御拾分御役人中并私共千度小路古新宿海土方之者不殘召連レ萬町下へ罷越、助船ヲ出し申度色々仕候得共浪高ク風雨はけしく候而助舟も出し申義難成り、其間に右船共三艘共ニ沖にて皆破舟仕り萬町下ニ打上ケ申候、兩浦之漁師共大勢罷有候間大竹大綱杯流入、右水主ノ内貳人九藏孫十と申者命を助ケ申候、直乘山三郎と申者相果申候、此死骸代官町下ニ打上ケ申候、其外之水主共浪ニまかれ相見へ不申候間早速私諸浦ニ浦觸指出し申候、扱又右舟宿千度小路市郎兵衛代官町久五郎ニテ御座候、夫ヨリ在所ニ飛脚を立候ニ付右舟主并縁者ノ者共罷越候間、右取揚置候船數舟道具并助ケ候水主其上山三郎死骸、舟宿立合ニテ相渡則禮齊<sup>禮齊</sup>取置申候、尤私共ヨ

り申候  
一萬町下濱浪打より海上之儀、御用之筋者勿論其外不依何事ニ千度小路古新宿海土方ヨリ支配仕候、浪打より岡濱邊一通ハ何ニ依ラス流物死骸等之義者先規ヨリ其町々世話致來り候、然共舟具漁道具ニ御座候得者縱萬町下濱通ニ浪打より濱ニ打上ケ候共、是レ者古新宿千度小路海土方ヨリ世話仕候

一四拾三年以前戌年之大浪ニ而萬町網場ノ大石共流出網掛候義難成、右網場主共難儀仕候ニ付、浦方御代官様ニ御願申上候得者被遊御聞届ケ、豆州川幸村<sup>幸村</sup>よりかつき御呼寄御扶持等被下置、右大石共不殘取上、夫より御厚恩を以只今迄網所持仕懸ケ來り難有仕合ニ奉存候、且又拾五ヶ年以前寅五月江戸深川重右衛門船水主拾四人乘難風ニテ早川河ニ走り上り候、支配ハ早川村分ニ御座候へ共境目ニ而御座候間、私共千度小路古新宿海土方大勢召連晝夜世話仕り、該道具舟具取集めさせ早川村役人共ニ相渡し申候、山王川より早川河迄ハ町々ノ下ニ御座候、小田原浦之分ハ

り浦狀相渡し申候

一青物町より竹花町迄、高梨町萬町新宿町山王原村ニ廻舟所持之者御座候へバ古新宿より支配仕候  
一千度小路古新宿浦支配境ハ萬町五右衛門下兩境と先規より相立來り、浦方御役其外不依何事ニ小田原浦海土方之筋廻船共ニ千度小路古新宿申合相勤來り候此外數度之夏共も御座候得共、右先々より致來り候例ヲ以テ相勤申御事ニ御座候得者、今度萬町ニテ網仕立萬町下ニ相掛ケ申候ハ、右場主共不及申上ルニ惣テ只今迄持來り候網持共難儀至極ニ罷成り候、乍恐其譯ハ千度小路網場持者萬町下清十郎網場より荒久村下迄所持仕候、古新宿網場持者萬町下仁左衛門網場より山王原村下藤右衛門網場迄ノ内所持仕候へ者、只今迄相續之網持共必然と迷惑ニ罷成申候、以御慈悲ヲ古來より只今迄渡世仕來り候通りニ被爲仰付被下置候様ニ奉願上候以上

享保貳拾壹丙辰年

二月

千度小路海土方  
名主 友右衛門 印  
組頭 又五郎 印



同 金兵衛印  
 古新宿  
 名主 淺右衛門印  
 組頭 五平次印  
 同 仁左衛門印  
 杉浦喜大夫様  
 楠田清次郎様

右之通り地方御役人中様御尋ニ付書付指上ケ申候  
 寫相認御注進申上候以上

享保二十一年丙辰年二月千度小路

名主 友右衛門  
 組頭 又五郎  
 同 金兵衛  
 古新宿  
 名主 淺右衛門  
 組頭 五兵衛  
 同 仁左衛門

町御奉行様

三六 武州多摩郡五日市村漁業文書

(一)

玉川子持鮎此度も御用ニて此節專ヲ取掛り相捕候、然  
 處其村之儀者例年御用不相勤候由ニ候、鮎御用勤候  
 村ハ何れも川下ニ而、其村ニ而差支候得者、川下  
 之方御用差支ニ相成候、仍而御用中ハ切瀨切ハ勿論獵  
 之義も決而不致、下之方障りに不相成候様例年通相守、  
 獵師共へも皆ニ可被申付候、勿論寄ニ世話役とも見廻  
 り可申候間其旨可被相心得候、此狀披見之上承知之村  
 方村下ニ印形いたし早ニ順達、留り村ハ拜嶋村旅宿ま  
 で可相返候以上

丑八月十四日

伊奈備前守内  
 奥村佐忠次

三六 武州多摩郡五日市村漁業文書

(二)

其村ニ川通ニ能淵一貳ヶ所も見立、たて川相仕立置、  
 鮎集り候を見合、此方へ訴候而差圖請捕可被申候  
 一鮎取生之儀隨分無油斷相心得、其時ニ員數寸法等書  
 付を以相訴可被申候、先ニ取溜候方々段ニ上納之積  
 り候間隨分出情可被致候  
 一御用ニも可相立子持鮎、決而賣ニ不仕、尤江戸表  
 ニ差出候義ハ猶以不相成候之間、其旨相心得、心得  
 違ひ無之様獵師とも迄も嚴敷可被申付候、此狀村下  
 ニ請印いたし、留より可被相返候以上

丑八月廿一日

伊奈備前守内  
 奥村左忠次判  
 小中野村繼ク

八三



追而村順見合順能く可被相廻候以上

(三)

御用鮎取生之沙汰一向ニ無之候、随分出情被致取生次第早ニ訴可申候、尤江戸表よりも催促ニ候間、早ク生ぶも出來候ハ、先ツ訴被致、猶又追ニ可被訴候、尤拜嶋村旅宿迄書付可被差出候、此狀其宿可被相返候以上

伊奈備前守内

丑八月廿四日

奥村左忠次

廿六日亥ノ中刻伊奈村請取

追而此分ニ而保方も随分可然候間私生出情可被致候以上

(四)

此通り之雨天ニ而若少々も水出、都而川筋にこり相見へ候ハ、先達而申渡候通早速待綱相掛ケ、無油斷相捕候様能く可被申付候、尤捕候ハ、早々生簀々入置、是

伊奈備前守内

丑九月八日

奥村左忠治

追而右村之内ニ數三十以上取生出來村方も候得共、猶又此上出情のため斗哉相廻し候條相勤可被申候  
一取溜出來次第次第多少ニ不限可被相訴候  
一村順見合順可被相廻候以上

(六)

當村御用御鮎明後朔日御上ケニ付、明廿九日七ツ半時熊川名主庄藏方迄無間違急度持參可仕旨被仰付奉畏候仍之御請一札差上申候

五日市村

丑九月廿八日

名主 勘兵衛

年寄 内藏之助

獵師代 谷左衛門

同廿九日八ツ半取留御鮎生簀揚、即子持御鮎三拾壹熊川名主殿迄持參仕候所、御吟味之上御上納御鮎數拾八差上申候、残りハ底付男鮎故納り

三六 武州多摩郡五日市村漁業文書

又注進可被致候、生簀之儀随分と心を用ひ番人附置、紛失又者押流し不申様可被申付候、此狀銘ニ刻付を以相廻し、留り村方旅宿まで可被相返候以上

伊奈備前守内

丑八月廿六日

奥村左忠次

同夜亥中刻請取、良刻小中野村繼申候

(五)

玉川御用鮎取生之儀取溜數出來之上最早御用申付相納候村方も有之處、其村之儀者先達而より度ニ申觸候得共出情無之哉、いまた一向ニ訴無之候、勿論村之内ニ訴有之村方も候へ共、數三拾以上訴無之候得者御用難申付、此段村ニても例年相心得居可申儀と被存候、取溜數出來之上訴有之候得者、其數ニ随ひ其日割之儀申談置、段ニ相納候積り候處、一向ニ訴無之候へハ其沙汰ニも不及候條、此段相心得日ニ出情被致、取溜數相増候様取斗可被申付候、此狀村下ニ印形いたし留り村より旅宿まで可被相返候以上

不申、代百文ニ御役人様へ差上申候由ニ御座候以上

(七)

差出申御請證文之事

今般玉川通秋川通ニ而御本丸御茶御用鮎捕生、御當村生巢場上川通ニ而紺屋共染あく洗物いたし候ニ付、捕生之御鮎落魚ニ相成候而者御用御差支ニ相成候間、右生巢上川通ニ而洗物仕間敷旨嚴敷被仰渡承知奉畏候、然ル上者右生巢拂ニ相成候迄者、右場所上川筋ニ而洗物等決而仕間敷候、万一心得違仕背違仕候ハ、當人者不及申五人組之者迄、如何様御申達被成候共一言之申譯仕間敷、爲後日一札差出申候以上

五日市番場

文政元 寅年九月

權左衛門座

紺屋 彦次郎(印)

同所

伊原座

喜代松(印)

八五



右彦次郎組合

權藏(印)

同

豐次郎(印)

右喜代松組合

仙右衛門(印)

當所

御役元

(八)

寛文七年 竹村彌太郎 檢地  
享保十八年 寛 播磨守

村高三百拾貳石三斗五合

定免

一高貳百七拾石九斗五合

内高壹石四斗六升九合新田

外

御朱印地

高拾六石

武藏國多摩郡

五日市村

江戸へ道法拾貳里

開光院領

一永八拾文

油絞冥加永

一村内私領入會無御座候、東西凡九町余南北貳拾壹町程御座候

一隣村、東者館谷村西者小中野村峯境、南者秋川境右川を隔小和田村留原村、北者入野村峯境御座候

一當村之儀毎月五日十日十五日廿日廿五日晦日六度市相立、平日者賑ひ候と申程にも無之、十月十一月十二月三ヶ月者格別市相立申候、尤市場役として檜原村養澤村へ焼出し候炭御運上、去卯年上坂安左衛門様御代官所之節被仰付候ニ候、取立上納仕候

一村内一躰平地にも無之片下り同様之村方ニ而、土<sup>性</sup>証石多く眞土野土砂土之場所無御座候

一村方より江戸迄凡道法拾貳里程、村内市場之儀ニ付、農業之間萬之商ひ家數軒ニ而、渡舟場作場渡等無御座候

一村方秋川付ニ而、村下石荒川ニ而幅凡拾四間余、水丈平水ニ而貳三尺位ニ御座候、鮎獵有之、右川水元

同 高拾五石五斗

玉林寺領

同 高拾石

明神社領

田四町貳反九畝貳拾步

石盛<sup>上</sup>十一中九<sup>下</sup>七下<sup>下</sup>五

内壹畝步 竿違引

殘四町貳反八畝貳拾步

此取米拾八石六斗六升八合

畑反別三拾三町三反七畝拾五步

石盛<sup>上</sup>九中八下六<sup>下</sup>五切畑<sup>下</sup>十<sup>下</sup>五屋敷<sup>下</sup>十

永四拾九貫貳百四拾貳文七分

一永壹貫百文

綿賣出

一永三百拾五文

綿賣出

一永貳百七拾文

戌辰迄七ヶ年季 水車運上

一永拾貳貫七百七拾五文壹分四厘四毛

申子迄五ヶ年季 染代金納

此染拾八貫八拾八分七分

但 染四貫目入壹桶ニ付金五兩貳分貳朱 替之内壹貫目ニ付永七百文ツ、被下 候分引之殘金貳兩壹分永七拾七文ツ、

一永百六拾貳文

鮎運上

一永六百三拾文

酒造冥加永

者同國同郡檜原村山中谷より流出、川下同郡高月村下ニ而玉川の落合、夫より川下同郡荏原羽田村にて海に落入、川路凡貳拾貳里程、通船等無御座候  
一五穀之外大根蕪菜そは小麦芋等作り土地相應御座候  
一田方種物は皆川荒き申稻餅は鷹餅之内多作畑方種物のけ折大麥しま芋紅粟古白稗大豆等ニ御座候  
一田畑肥しは落葉秣を取腐置下肥交相用申候  
一御林は無御座候

一百姓持林無御座候

一用水之儀田反別三町八反余は村内ニ而秋川を堰上、用水路凡長貳町程ニ御座候、反別五反余ハ谷會ニ而出水を以植付候ニ付用水溜井等無之、何れも旱損所ニ御座候

一御普請所、秋川通字下小庄字渡りくろ下字大川端と申所長百五拾間程、前ニ御普請所御座候

一自普請所、用水路土橋五ヶ所、前より自普請所御座候

一米津出之儀は前々八王子千人同心御扶持口納來候



二付河岸場無御座候

一海道往還無之掃除等之町場並助郷勤之儀は無御座候

一藥種ニ相成候草木無御座候

一村内に住候獸は猪鹿多、其外品替候鳥獸無御座候

一飢饉之節食物ニは草薺夫食ニ仕候

一田畑山林の植□し可有品は桑梨子桃之類を植、山林

は檜松杉栗之類植仕立置、畑畔へ植候桑は蠶之手

當相仕立土地相應御座候

一農業之間男は秣薪を取年中肥仕度仕、女は夏は蠶春

秋冬は絹紬織出し申候

一村内分限成者無御座候

一名所古跡古城之跡無御座候

本寺

武州多摩郡戸倉村光嚴寺末

御朱印拾五石五斗

禪宗 玉林寺

一本尊釋迦如來

脇立 迦葉尊者

但 本尊無作佛開山明更哲和尚貞和三丁亥七月二日遷化開

山木像丈貳尺壹寸靈寶等無御座候

御朱印院内

同 寺

一御靈權現

天神宮相殿社

但 兩社共拜殿無之、小社ニ而祠所不詳、緣喜寶物等無御

座候

同 寺

右同斷

一大日堂

但 春日之作と申傳ニ御座候

除地反別五畝貳拾六步

同 寺

一阿彌陀堂

但 無作佛ニ而靈寶等無御座候

同 寺

除地反別六畝拾六步

本寺 武州多摩郡小和田村廣德寺末

一本尊釋迦如來

佛頂山 禪宗 楞嚴寺

但 本尊無作佛ニ而開山龍王虎公和尚天正元年癸酉三月三

日遷化開基之儀ハ不詳靈寶等無御座候

除地反別壹反貳畝貳拾四步

一藥師如來

但 行基菩薩ノ作文壹尺五寸、毎年三月十二日大般若執行

同 寺 持

御朱印境内

同 寺 持

本寺

武州多摩郡小和田村廣德寺末

御朱印高拾六石

幽遠山

禪宗 開光院

一本尊文珠菩薩

但 本尊作之儀年來ニ而不詳開山咒獄珊和尚文明十二庚子

二月十八日遷化開基靈寶等無御座候

御朱印境内

一地藏堂

但 靈寶等は無御座候

本寺

武州多摩郡小和田村廣德寺末

除地屋敷反別壹反六畝貳步

金龍山

禪宗 玉泉寺

一本尊十一面觀世音

但 本尊遷慶作ニ而開山開基共德叟西堂大和尚慶長十九丙

寅正月十八日遷化靈寶等無御座候

除地田反別四畝步

一觀音免

同 寺 持

本寺

武州多摩郡橫澤村吉祥院末

除地屋敷反別五畝拾五步

瑟瑟山

眞言宗 不動院

一本尊不動明王

但 本尊無作佛ニ而靈寶等無御座候

除地反別七畝拾四步

武州多摩郡八王子嶋坊宿當山修驗

一阿彌陀如來

圓法院觸下 當山修驗 覺 法院

但 本尊無作佛ニ而開基開山靈寶等無御座候

除地反別壹反壹畝步

年寄 庄三郎持

一熊野權現社

年寄 音 八持

除地反別五畝拾步

年寄 勘兵衛持

一稻荷免

小中野村 百姓 伊兵衛持

除地反別壹反三畝步

百姓 權左衛門持

除地反別七畝步

百姓 權左衛門持

一觀音堂

但 六社共小社ニ而緣起靈寶等無御座候

小和田村

廣德寺支配

東照宮様

御朱印高拾石

京都吉田支配下

阿岐瑠神社

多摩郡五日市村

社家廿五軒觸頭

一春日大明神

大宮司

有竹筑前

拜殿附大社天津兒屋根命祠り、祭禮毎年六月晦日夏越

一金毘羅大權現

但 家共出席仕候而執行任、勿論九月廿八日より翌廿九日

一十王堂壹ヶ所

百姓 楞嚴寺持

一村内持傳へ古器書畫珍既之者碑銘等無御座候

一土人之風異成事無御座候

一家數貳百拾軒

人別合千四拾五人

男五百三拾九人

馬貳拾疋

女四百九拾八人

牛無御座候

酒造人

名主 勘 平

百姓代 權左衛門

百姓 源右衛門

百姓 勘右衛門

百姓 勘右衛門



油絞 百姓 重兵衛  
 水車 百姓代 安兵衛  
 大工 名主 勘平  
 百姓 佐兵衛  
 次左衛門店 權藏  
 農具鍛冶 百姓 仁太郎  
 百姓 庄兵衛  
 炭問屋三拾五軒之者共市日ニハ壹膳飯其外諸色賣買仕候  
 勘兵衛梅三郎伊兵衛庄三郎九兵衛八十八兵次郎次  
 左衛門利左衛門新藏定右衛門安三郎晋次郎善介利  
 兵衛彌右衛門傳兵衛藤右衛門菊次郎太平次後家政  
 次郎茂兵衛安兵衛半左衛門八郎兵衛儀兵衛源右衛  
 門惣十郎庄兵衛次介清兵衛儀左衛門彦七清右衛門  
 辨藏  
 質物其外穀商賣仕候者七人  
 伊兵衛甚五兵衛重兵衛勘右衛門金兵衛安兵衛新藏  
 藥種商賣 權左衛門 彦兵衛

穀物糸繭飴菓子醬油油紙蠟燭豆腐草履草鞋商ハ  
 十藏忠七彌七利兵衛仙右衛門健二郎嘉兵衛兵右衛  
 門源二郎庄助仁兵衛幸助太郎兵衛吉兵衛  
 商人宿 伊八  
 庄右衛門  
 權左衛門店 彦二郎  
 紺屋 百姓 喜代松  
 百姓 伊左衛門  
 欽からや 百姓 吉左衛門  
 木具屋 百姓 玄丹  
 玄房  
 醫師 文仲  
 玄龍  
 鮎獵師 安三郎 吉兵衛  
 次助 礪右衛門  
 初五郎 次郎吉  
 長左衛門 重兵衛  
 政二郎

社人

江戸淺草田村八太夫配下 美濃太夫

馬醫師

百姓 孫右衛門

一やもをやもめニ而極貧窮之者并癡疾片輪者一切無御座候

一郷藏無御座候

一貯穀 文政五年年結辰し 稗六斗五升七合 永貳百七拾文六分

一去酉村入用高五拾貳貫四拾八文 但シ高壹石ニ付百九拾貳文八分

内 金五兩 名主給 金貳歩 定使給

殘錢拾五貫七百四拾八文

但御年貢納入用 諸勸化差遣し申候

夏大麥六石 壹軒ニ付 四升つゝ 定使給

忠孝之者無御座候

寄特之者無御座候

勝れ候幼才之者無御座候

長壽之者

百姓勘右衛門 父 小兵衛 當子八十七才

前書之通當村銘細帳書上仕候處相違無御座候以上 文政十一子年五月 多摩郡 五日市村

(九)

定

一獵禁之儀 御本丸 西御丸御用上ケ鮎之義者先ニ被仰渡有之、伐川下ケ其外何ニ而も御用と相心得、權威ケ間敷義決而仕間敷候事

一獵禁之義、左之仲ケ間之者共出情いたし捕生御用御差支ニ不相成様可仕事

但秋川者不及申、警春川夏川ニ而も日夜商賣同様ニいたし候ニおゐては仲ケ間ニ相成可申事

一さくり釣針之義者不釣と候而も疵魚ニ相成、御用御



差支ニも相成候事故、夏土用明ケ以後者決而爲釣申間敷候、若何れ之者ニ而も右躰之所業いたし候ハ、見懸ケ次第差押可申事

一從先年瀬田ケ谷鵜匠御用請有之候ニ付、御觸を以被仰付候節者無相違出勤可申候事

一しら之義者年番ニ相當り候組ニ而、晝夜ニ不限出情可罷出筈

一生巢見廻り等之義年番ニ相當候組ニ而晝夜ニ番可仕候事

一千川之前者三組一同ニ而出情いたし可申、しら張切之節者獵師一同可罷出筈

一諸入目等之義者前々仕來之通其外すべて先規之通可相心得候筈

天保十三寅年八月日

礪右衛門  
與三郎  
七五郎  
次郎吉  
吉兵衛

五郎右衛門  
忠左衛門  
清兵衛  
安三郎  
忠兵衛  
市五郎  
勘次郎  
八兵衛  
寅吉  
熊次郎  
甚兵衛  
豐吉  
長兵衛  
伊勢次郎  
十太郎  
寅次郎  
彌三郎  
八五郎

(五)

(前欠)

御膳所上鮎御用請仕來、右川筋者山川少流ニ而魚居附兼、差掛御差支も難斗候間、御用前八月朔日よりしら杭打立、漁業差留捕生方仕候儀ニ付、當村之儀者別而谷川同様纜之出水ニ而も鮎押流、其時々御差支相成候而者奉恐入候間、地先川場を見立、先般御出役先の願上、夏土用前後より留川いたし捕生方心掛、御用無御差支相動來候、然ル處近年鵜漁人共村方留場に入込、既ニ當七月四日五日兩夜、館谷村元名主權左衛門悴權次郎伊奈村百姓利兵衛其外大勢面躰不見知もの共當村留場の忍參、盜漁いたし候ニ付、當八月中留川□□<sup>(取カ)</sup>縮之儀御出役先の願上御糺中、村々示談之上先前之振合を以此魚漁稼いたし、御用間近、年々七月朔日より當村下字中村河原、東者高尾村境西者五日市村境川筋凡長五百六拾間余之場所者留川いたし、外村方も右ニ准地先川場を見立しら杭打立候筈、依而者右留場之内明川ニ相成候迄者、互ニ漁業致間敷旨駈と取極議定連印

いたし、右御出役様の奉差上置候義ニ有之、然ルニ當組合之義素々鮎種不足之村方ニ付、同七月中鵜漁人共相談納得之上、來申より子迄五ヶ年之間鵜漁人共者嚴取極置候處、右御出役之砌五日市村邊者鵜漁人共者嚴敷御差留相成候様及承、然ル上者當組合迎も同様之義故、年季明之後混雜之基ニ付、却而年季ニ不拘皆止いたして可然と、是又再許行届其段申立候ニ付、當組鵜漁人共の者別段御察當之御沙汰も無之、就而者後年爭論無之ため鵜漁人共之義相止、前文差上候議定書一同一紙ニ認、連印可致筈前以談置候ニ付、村々役人共立會之上右休年議定破印いたし遣し候ニ付而者、直様一紙調印可仕之處、伊奈村組頭清兵衛并右權左衛門重立、組合之内伊奈館谷山田網代横澤三内六ヶ村者御料御私領村役人共申進メ、兼而談し置候儀と相見候議定兩様共連印相拒、何様掛合候而も調印不仕候ニ付、右者六ヶ村之内御用相勤候者伊奈山田貳ヶ村ならては無之、殊に鵜漁人も右村方之内ニ重ニ有之、剩權次郎義者一旦除帳相成候ものニ候處、未夕歸住も不相願近頃親權



左衛門手元ニ差置候由、旁以前書利兵衛一同専ら御用  
 鵜之趣申觸し、御用捕生場之無差別鵜漁仕候儀ニ有之、  
 畢竟六ヶ村之儀者前文御用請村も少く、纏之鵜漁人之  
 内過半右村ニ有之、右躰之次第ニ付御用御差支ヲも  
 不顧不法稼方仕度存念より休年議定品能破印爲致、其  
 上先般差上置候組合村方連印之議定も有之處、右を破  
 印いたし、當節ニ至留川之義八月朔日迄者魚漁いたし、  
 鵜漁之儀も一同御願立仕候様子粗及承候義ニ而、一躰  
 右漁之義者網漁と違ひ水中悉捕盡し候而已不成、若鮎  
 登候時節も自然追散候義ニ付、既ニ近年新規之漁業者  
 勿論若鮎之内捕盡候故鮎不足ニ罷成、御用御差支相成  
 候而者不容易義ニ付、急度可心得旨 御奉行所様方御  
 連印之御觸も有之、殊更當村之儀者前顯奉申上候通外  
 村ニと違ひ、右取極以前者土用前後より留來候程之義  
 ニ而、必至と差支當惑難澁仕候旨、其外品ニ申立、且  
 相手方ニ而者留原村申立候通、最寄拾壹ヶ村入會ニ而  
 鮎漁其外都而相談之上取斗來、御用上鮎之義者例年秋  
 彼岸ヶ鮎爲捕生之村ニ地先川場を見立、秋川壹瀬壹淵

月余も早く相成候而ハ、漁師共者勿論極窮之小前相續  
 方ニ抱候もの有之趣申之、村役人共ニ相歎候間、無是  
 非鮎漁之義仕來通被 仰付度、入會拾壹ヶ村之内最寄  
 六ヶ村申合歎願仕候迄ニ而、爲取替議定相破候義無之、  
 全留原村ニ而相破候義ニて、既ニ寶曆三酉年九月中瀬  
 田ヶ谷領御成之節、先年御用相勤候鵜匠人共御取調ニ  
 付、私共村方御用鵜三羽舊來相勤來候間、御用次第鵜  
 匠人差添御場所ニ可差出趣御請證文奉差上、其後引續  
 今以御用相勤、殊ニ其時ニ鵜匠壹人ニ付御扶持米壹斗  
 五升路用錢五百文ツ、被下置、右ニ付先年□入會村ニ  
 ニ而鵜漁差障及出入候節も、鵜漁網漁共差留相成候義  
 決而無御座、一躰留原村之もの共義者天保十二丑來以  
 來上鮎御用請村相成候迎、從來漁業者勿論 御成先ニ  
 而度ニ相勤來候鵜匠之義且者先年之出入御裁許狀取扱  
 濟口等多分有之候も一圓不相辨、上ヶ鮎之御威光を以  
 御用ニ事寄、入會之漁業場を相崩勝手儘ニ可致存念ヶ  
 事を巧ミ、尙又館谷村伊奈村左之名前之もの共相手取、  
 無跡形義等品ニ申立双方申争ひ、御吟味中扱入立入篤

にしら杭打立御用大切ニ相勤來候處、留原村役人共入  
 會村ニ相談も不致、夏土用より鮎漁留場杭村下川中  
 相立候ニ付、鵜匠其外漁師共右場所見届來難澁之由  
 申出候間、去未七月中拾ヶ村役人共相談之上、先例相破  
 川留いたし候段難心得旨留原村ニ及掛合候處、鵜匠之  
 義見合吳候ハ、仕來通組合村ニ同意可致旨申之ニ  
 付 御成先鵜相除其義休年可致管相談決着い  
 たし、然ル上者留原村ニおゐても舊來仕來通可致旨申  
 之ニ付、鵜匠五ヶ年休年之積り取極、右拾壹ヶ村役人  
 連印之議定書爲取替置候處、留原村役人共又候入會村  
 ニ相談も不仕、西者五日市村東者高尾村境凡五百六  
 拾間余之場所留川ニ相取替候様書筋、川下村ニも同様  
 留川可致杯自然入念(會カ)を崩、壹ヶ村限ニ相成候様御出役  
 先ニ願書差上置候段、外村ニ而者會而不存處、御出  
 役様より上鮎御用濟御沙汰ニ付村ニ罷出候處、右願書  
 連印可致旨被 仰付候間調印いたし差上、歸村之上  
 村方ニ申聞候處、是迄舊來仕來ニ而も平年上鮎差支相  
 成候儀無之處、留原村依願鵜漁御差留、殊ニ鮎留場壹

と掛合之上鵜漁之義先前ヶ入會來候義者勿論瀬田ヶ谷  
 御成之節鵜漁人共罷出候段も、夫ニ證據物所持罷在  
 候上者相違無之候得共、御用鵜と唱候義御鳥見方より  
 御差免と申ニ者無之旨、當御役所様より御掛合之上事  
 柄相分候ニ付而ハ、是迄平常御用鵜と唱來候段者心得  
 違と相手方相辨、向後右躰御用鵜杯と唱候義差止候義  
 者申迄もなく、寶曆年中定數之外鵜數相殖、又者他村  
 ニ預ヶ候儀等不仕、都而穩便正路ニ相稼、御用鮎之妨  
 ニ不相成様可仕管、且又御用鮎ニ付留川之儀一躰近年  
 別而鮎拂底ニ相成、時宜ニ寄御差支之程も難斗、既に  
 天保九戌年中之御振合を以川筋上下村ニ御觸流之義  
 鮎世話役之ものより御願立いたし候程之仕義、然ル處  
 外漁と違ひ鵜漁者兎角痛鮎出來易く、旁畢竟者御用鮎  
 大切ニ差心得候故を以、今般訴答申立ニ不拘、留川場  
 所以來ハ鵜漁ニ限り秋彼岸三十日前より差止、尤しら  
 杭其余之漁業者是迄仕來之通可取斗段耽と取極、然ル  
 上者前書館谷村權左衛門井同人粹權次郎伊奈村利兵衛  
 義、留原村御用留川之場所と者兼而乍辨居、夜中立入



鵜漁いたし候由者双方申争ひ迄之儀ニ付、扱人貫請、乍然權次郎者天保十三寅年正月申身持不埒ニ付勘當帳外願之通被仰付候身分ニ候處、行跡相改り駢と心底見届候上、追而歸住可奉願心得ニ候迎、權左衛門手許に差置猥ニ外出等爲仕候故、終ニ權次郎も俱ニ鵜漁いたし候趣を以、留原村々被相手取候次第ニ至候段、心得方等閑故之義、右始末權左衛門權次郎者別而村役人一同奉恐入候間、訴訟方にも厚頼入得心仕、訴答扱人連印別紙を以御慈悲奉願御定免之義御沙汰候上、別段歸住奉願上度、前條之通夫々事柄相分示談行届内熟仕候上ハ、右一件ニ付重而御願筋毛頭無御座、此上御吟味奉請候而者一同奉恐入候間、何卒以 御慈悲是迄ニ而御下ケ被成下置度一同連印を以奉願上候以上

嘉永二酉年壬四月

預人

源太郎(印)

同 年 寄 八(印)

武州多摩郡

留原村

小前

村役人惣代

名主

同 崎村

同

平九郎(印)

同 羽村

同

安次郎(印)

江川太郎左衛門様  
御 役 所

(二)

濟口證文之事

武州多摩郡留原村年寄甚兵衛代悴善左衛門并村役人惣代名主源太郎より、同郡五日市村年寄重兵衛其外之者共水車堰打毀候ニ付、御見分之上御吟味被成下度段當御役所ニ奉出訴ニ付、相手方被召出一ト通御糺之上、今般被遊御出役、御見分之上御調中之處、扱人立入御猶豫奉願上、熟談内濟仕候趣意左之通  
□□善左衛門外壹人々申立候者右甚兵衛義秋川本瀬字中村ニおゐて水車補理御運上永相納從來稼方仕來罷在候、然ル處當六月廿八日晝八ツ時頃、五日市村年寄重兵衛百姓定二郎方酒造人忠作右兩人重立、其外面跡

館谷村

元名主

權左衛門

同人悴

權次郎

伊奈村

組頭

清兵衛

百姓

利兵衛

右 四人預ニ付代兼

伊奈村

組頭

兵左衛門(印)

相手

組頭

孫兵衛(印)

同

百姓代

字 八(印)

同

瀬戸岡村

名主

爲 助(印)

扱人

拜嶋村

同

甚五右衛門(印)

不見知もの共右水車水引入口當村地内に入込、本瀬水行差留候而已ならず、堰場等切崩及亂妨、其上專漁業いたし居候故、甚兵衛より村役人々爲知來候間俱々罷越場所見受候處、以之外之儀ニ而□□置一躰甚兵衛儀者貧窮之身分ニ而纒之水車稼を以漸妻子扶助罷在候ものニ付、差當相續方差支、且者往古より有來之水車水引入口其外堰場等散々被打毀候而者、何共心外至極之段申之、且五日市村ニ而者當六月廿八日漁業取掛候砌、水車預人半藏方々相斷、筏通行路ヲ明魚漁いたし、猶漁相仕舞候節も其段斷返仕同人□□□を受如元形堰口々切銘と歸宅仕候處、同夜五ツ時頃留原村元八熊八兩人ニテ當村兩給役人共方々罷越、五日市村漁師共魚漁いたし候節水車堰理不盡ニ相毀候ニ付、其筋に御見分相願候段申聞候ニ付、驚入即刻右名差之もの共呼寄委細承候處、右仕業に聊携候覺曾而無之、殊更重兵衛者當日八王子宿に罷越其夜歸宅不仕、其外面差人數之内名前違等も有之、旁以不都合ニ付、兩組役人共より源太郎方々掛合ニ□□候處、最早同人儀者右始末御



訴として出府いたし候ニ付、相對ニ者不相成旨被申聞候間、空敷立戻り候義ニ而、一圓難心得旨申之双方中争ニ御座候處、扱人立入篤と事實承候處、一躰漁業之儀より事發候様子ニ付、漁場入會<sup>(等カ)</sup>之儀双方に掛合候處、五日市村役人申聞候者去々未年中秋川鮎漁之儀ニ付、留原村役人共依願新規御取締向被仰付候ニ付、其節議定御請書差上歸村早々村方之もの共に申聞候處、右之趣ニ而者一同□□難澁之趣只管相敷候間、無余儀秋川鮎漁之儀先規任來之通被仰付度奉歎願候處、右願書御取上ケ追而御沙汰之旨被仰聞歸村差扣罷在候處、鮎漁一件ニ付留原村より伊奈村外壹ケ村に相掛候一件、扱人立入熟談内濟相成候趣承知仕、就而者私村方逆も同様之願筋ニ御座候間、鵜漁并しら杭其余之漁業者伊奈村より差上候濟口證文ニ準候様被仰付被下置度段、當御役所<sup>の</sup>奉願上候處、書面御取□□御沙汰之旨被仰渡候ニ付、歸村仕候趣申之、且留原村ニ而者先達而名主源太郎當御役所<sup>の</sup>被召出、今般五日市村より鮎漁之義其村方組合拾壹ケ村に入込漁業稼方仕度段願

出役先ニおゐて御取調之上、控鵜之儀者新井村九郎兵衛に差戻し、以來穩便之漁業仕度段奉願上乍罷在、當節ニ至而當組の入會相成度申立候趣薄々及承候折柄、御召出しニ相成候ニ付、組合村の内談および候得者、以之外之義ニ而縱令五日市村より何様申立候共□□不承知ニ有之、万御取用難相成次第ニ候ハ、村毎罷出奉歎願候間、其段申立吳候様一同申聞候ニ付、此段奉申上候處、一先歸村村方ニおゐて五日市村と示談可致旨被仰付候趣申之、万端齟齬兎角不平之儀ニ付、扱人立入熟談内濟と議定仕候廉々左之通  
一五日市村鵜漁之儀者字權田押出し限り不入筈  
一其外之漁業者權田押出しより下モ五百六拾間余之場所、當酉年より來ル子年迄四ケ年之内五日市ニ而魚漁相休丑年より右場所示合を以双方爲入會候筈  
一丑年より右五百六拾間余之場所可入會筈、尤上ミ百六拾間余者秋彼岸廿日前より留川いたし、下モ四百間余者平川ニ附可入會筈  
一組合村々向後万一漁場振合相變候儀も有之候ハ、猶

出候得共、組合故障無之哉之旨御尋ニ付、此段先般上ケ鮎御用并漁業稼方之義ニ付、伊奈村外壹ケ村相手取及出入、御吟味中扱人立入掛合之上訴答者勿論組合村ニおゐても一同無申分内濟相成候、然ル處隣村五日市村より當村組合十一ケ村に入組漁業仕度段申立候趣ニ御座候處、一躰留原村代繼引田山田網代伊奈横澤館谷三内高尾淵上右拾壹ケ村者、何事ニよらず都而往古より組合ニ相成居、既ニ先年淵上村引田村と及出入其節御奉行牧野大隅守様御裁許證文ニモ御書載有之、殊更五日市村者先々より上郷小和田村外村々<sup>の</sup>組合漁業仕來候儀ニ而、剩當村地先之義惣躰ニ而凡千三百間程も有之候内、五百六拾間者下郷組合ニ有之、其余七百四五拾間者五日市村より小和田村境迄、是又上組に入會ニ相成居候義ニ付、權田押出より下拾壹ケ村、上者五日市村組合ニ而駈と境筋相分居候義ニ有之、然ル處近年同村之者共御用控鵜之名目を以、去々未年七月廿八日當村地内留川場所に入込及亂妨候ニ付難捨置義ニ候得共、立會人等も有之其儘打過罷在候、既ニ其後御

亦其節ニ可及示談筈  
一川下モ村々入會之義ニ付故障有無扱人より問合候處拾壹ケ村入會之儀者留原村より代繼村迄往古より入會、然ル處今般留原村漁場之義ニ付五日市村と爭論ニおよび扱人立入候趣意之内、留原村前百六拾間余者留川時節定例相除、平常之儀者五日市村と隣村殊ニ權田押出し境より上ミ者合川等ニも有之候、慈愛ヲ以爲入會候趣双方承知熟談之上者組合村々ニおゐても故障無之趣、且水車堰之儀者扱人貫受素々之通ニいたし、水車者以來無差支相稼候筈、其外行違憤之義者扱人貫受双方分無之、漁業之義者睦敷穩便正路ニいたし候筈ニ而熟談内濟仕候上者、右兩様一件ニ付重而御願ケ間敷義致間敷候、依之左之名前之もの共一同連印濟口證文如件

當御代官所

武州多摩郡

留原村

水車稼人甚兵衛伴

善左衛門頼ニ付

嘉永二百年十月



代親類  
彌兵衛(印)

役人惣代  
源太郎(印)

漁師惣代  
清 八(印)

同御代官所

五日市村

役人惣代

利兵衛(印)

同

重兵衛(印)

中山主馬知行所

同 村

役人惣代

勘兵衛(印)

同

源 藏(印)

同 同  
[組カ] 漁師惣代

長右衛門(印)

清 八(印)  
與三郎(印)

留原村漁場入會村惣代

當御代官所

箱谷村

名主 傳 藏(印)

高尾村

年寄 代 助(印)

伊奈村

同 孫兵衛(印)

引田村

同 彌四郎(印)

米津越中守領分

下代繼村

名主 安兵衛(印)

大津仁十郎知行所

瀬戸岡村

拔人 名主 爲 助(印)

當御代官所

上草花村

拔人 名主 彌十郎(印)

同 福生村

名主 十兵衛(印)

(三) 農間稼人書上帳

(表紙)

質屋稼人  
水車稼人  
油絞稼人  
鮎 稼人  
炭 稼人

村々取調書上帳控

拾貳番組

御用取扱  
五日市村

農間質屋稼人名前

五日市村

一 冥加永貳百文年々御上納

年寄 安兵衛

一 右同斷

同 市郎左衛門

一 右同斷

同 權 平

一 右同斷

同 小兵衛死去跡

一 右同斷

同 菊次郎

前書之通双方掛合行届議定爲取替内濟仕候間、此上御吟味請候而者奉恐入候ニ付、何卒格別之以 御慈悲御吟味是迄ニ而御下ヶ被下置候様奉願上候以上

同 檜原村  
名主 郡 次(印)

同 拜嶋村  
名主 甚五右衛門(印)

右留原村

役人惣代

名主 源太郎(印)

善左衛門代  
親類

彌兵衛(印)

漁師惣代

清 八(印)

右五日市村

役人惣代

利兵衛(印)

同

重兵衛(印)

江川太郎左衛門様  
御 役 所



農間質屋稼人名前

西より辰迄廿ヶ年季  
一冥加永貳百文上納  
兩間村  
名主 卯兵衛

農間質屋稼人名前

下恩方村  
年寄 八兵衛  
百姓 仙助

農間水車稼人名前

冥加永貳百九拾八文年々上納  
一車貳輪  
但シ大キサ差渡壹丈七尺  
五日市村上□分  
百姓 所平

同水車稼人名前

卯年より未年迄五ヶ年季  
冥加永貳百拾九文  
雨間村  
清左衛門組 甚兵衛

但シ大キサ差渡壹丈

定免  
冥加永貳百六十六文六分六リ六毛  
一車壹輪  
但シ大キサ差渡壹丈貳尺  
同村  
名主 太郎右衛門

同水車稼人名前

一車壹輪  
但シ大キサ差渡壹丈貳尺  
小川村  
上分  
名主 勘兵衛

農間油絞り稼人名前

一冥加永四拾文年々上納  
一右同斷  
五日市村  
年寄 安兵衛  
同 市郎左衛門

鮎稼人名前

一御運上永百七拾八文年々  
上知下より御上納仕候  
五日市村  
長左衛門  
源次郎

鮎稼人名前

御運上年々御上納  
一鮎漁稼人無御座候  
御運上年々御上納  
一鮎漁稼人無御座候  
百姓 忠右衛門  
雨間村  
下恩方村

市場農間炭稼人名前

五日市村  
勘兵衛  
兵藏  
政吉  
德兵衛  
定右衛門  
勘左衛門  
治兵衛  
安左衛門  
市五郎

鮎稼人名前

喜八  
次郎  
清次郎  
庄右衛門  
新兵衛  
辨藏  
佐吉  
半左衛門  
喜三郎  
德次郎  
喜代次郎  
忠左衛門  
銀藏  
金藏  
熊藏

引田村

組頭健藏父  
彌四郎



與市  
常吉  
又右衛門  
清太郎  
忠左衛門  
勘次郎  
太平次  
友次郎  
茂兵衛  
安兵衛  
源藏  
久次郎  
八郎右衛門  
長次郎  
三郎兵衛  
乙次郎  
庄兵衛  
八兵衛

傳兵衛  
吉兵衛  
彦七  
藏之助  
清右衛門  
辨藏  
菊次郎  
權平

右村、取調奉書上候處相違無御座候已上

拾貳番組  
御用取扱

五日市村  
名主

勘兵衛(印)

明治三年四月

品川縣御役所

### 三七 志摩採集記事

K & I

志摩ハ上方地方ニテ殊ニ漁業盛ナル國ノ由ハ夙ニ聞  
キ居リシガ、今年ノ夏始メテ動物採集ノ爲ニ實地檢分  
スルコトヲ得タリ。國中都會ト稱スベキモノハ鳥羽ノ  
ミニシテ、餘ハ皆小村落ニ過ギズシテ、就中屈指ノ漁  
村ハ波切、安乘ナリ。此中巡見シタルハ鳥羽、安乘、  
和具ニシテ、波切ハ時日逼リテ見ルヲ得ザリシ。猶ホ  
帶在中不幸ニシテ風荒レ波高ク旅宿ニ籠居セシ日多ク  
シテ、思フ程ニ採集スルコトヲ得ザリシ。今ハ唯經歷  
セシ諸村ノ概略ヲ記シテ他日再遊ノ便ニ供スルノミ。  
志摩ハ伊勢ノ東南端ニ接シタル半島ナレバ、之ニ遊  
バントスルニハ西ヨリスルモ東ヨリスルモ伊勢路ニヨ  
ルヲ最便トス。四日市港ヨリ南海上十八里神社港マデ  
日ニ漁船ノ往復アリ。神社港ヨリ志州鳥羽マデ海上三

里風波ナクバ小舟ニテモ遅クモ二時間ニシテ到ルベ  
シ。  
鳥羽灣ハ有名ナル港ニテ前ニハ菅島、桃取、坂手ノ  
諸島并ビ立チ灣内ノ水深ク二三百尋ニ達スル所アリ。  
難風ノ時ト雖モ波靜ニシテ巨艦大船ノ碇泊ニ堪タリ。  
惜カナ土地偏鄙ニシテ船舶ノ來ルヲ少ク、市街ノ繁昌  
甚シカラズ。  
漁夫ハ鳥羽ニ住セズシテ灣前ノ諸島ニ散在セリ。坂  
手ニ在ルモノハ重ニさめ、しび等ノ大魚ヲ捕獲シ、菅  
島及ビ桃取島ノ和具、答志ナドニハ蛋女多シ、又かつ  
を舟ヲ出ス。此等ハ純然タル漁村ニシテ宿泊スベキ家  
ナシ。故ニ鳥羽ニ宿シテ日々小舟ニテ右ノ諸村ニ行ク  
ナリ。坂手最モ近ク菅島、答志へ各五十町アリ。菅島



ハ桃取島ノ南ニアリテ、南ハ直接ニ大洋ニ面シ、海岸ニ暗礁多ク難風ノ時和船多ク損ズト云ヘリ。

安乗村ハ鳥羽ヨリ南五里東ニ出デタル岬ニ位シ、北ニハ國ノ中部ヲ横斷セル大灣ノ口ヲ扼シ、東南ハ大洋ニ面シ動物採集ニハ都合ヨキ場所ナリ。人家ハ粗末ニシテ鳥羽ヨリ下ル事數等、純粹ノ漁村ナリ。北灣ノ岸ニ沿フテ畔名、千賀、的矢、三ヶ所等ノ諸村アリ。的屋ハ鳥羽ニ次デ繁華ノ港ナリト云ヘリ。

此灣ト平行シ國ノ南部ニテ西ヨリ深く入レル第二ノ入江アリ。之ヨリ南ニアル半島ヲ俗ニさきしまト云ヘリ。波切、船越、片田、布施田、和具、越賀、御坐ノ諸村コノ所ニアリ。入江ノ北岸ニハ立神、神明浦、鵜方、迫子、塩屋ノ諸村アリ。濱島港ハ御坐村ト相對シテ入江ノ口ヲ扼ス。

和具村ハさきしまノ中部ニ位シ北浦ヨリ南濱マデ横斷十町許リ人家兩岸ニ續ケリ。國中一二ノ漁村ニシテ家數六百餘、南岸ニアル漁舟ノ數六百ヲ下ラズ。サシモ廣キ濱邊モ舟ニテ充滿セリ。十三人乗りノかつを舟

モノト、七八尋ヨリ九尋十尋ニモ到ルモノトナリ。第一ノ組ニハ若キ女多クシテ十數名隊ヲ成シ、各大ナル桶ヲ用意シ、之ヲ禪ノ後部ニ繩ニテ結び獲物ヲ入ル、ナリ。深キ所ニ入ルモノ一舟ニ一人宛乗り、其夫櫓ヲ漕グ。此種ノモノハ眞正ノ蛋女ニシテ各村ニテ其數甚タ少ク、極寒ノ時(菅島ニテハ一二兩月)ヲ除キ年中水ニ入ルヲ業トス。二三尋ニ入ルモノハ甚ダ珍ラシカラヌコトニテ、和具村ニテハ何レノ女モ此心得ナクハ嫁スルコトヲ得ズト云ヘリ。

専門ノ蛋女ヲ雇フニ必ス二人來ルヲ法トス。若シ一人不慮ノコトニ遭ヘバ、他ノ一人之ヲ援クルガ爲ナリ。其水ニ入ル次第ハ随分込入リタルモノニテ往々迷信ヨリ起リテ可笑キ事ヲモナスナリ。勿論所ニ從ヒテ少々ノ相違アレトモ菅島ニテ見タルモノハ最モ古風ノ様ナレバ之ヲ記スベシ。始メ濱邊ニ火ヲ焚キ燻ヲ取リ(暑中燒クガ如キ時ニテモ)テ後舟ニテ乗り出シ、然ルヘキ所ニ至レバ夫ハ石ノ錨ヲ下シ、其繩ノ端ヲ足ニテ踏ミ蛋女ハ端坐シテ黙禱シナガラ恭シク洗米ヲ水上ニ散

ノミニテモ二十艘ヲ下ラズ、盛ナトリ云フベシ。如此小舟ノ多キハ夏期寒天草ヲ採ルガ爲ナリ。岸ヲ離レテ五十町ニ大島小島アリ。小島ハ隣村布施田ニ屬シ大島ハ和具ニ屬ス。大島ヨリ西南ニ鳴神岩アリ。其ヨリ南ニ當テ神ノ島アリ。共ニ和具ノ有ナリ。

コノ國總體ニ大洋ニ面スル所ハ波甚ダ荒ク、漁舟ハ何レモ皆濱邊ニ牽擧グ。故ニ小舟ノ上下ニ多時ヲ消シ甚ダ面倒ナリ。沿岸ノ岩ハ劇シク波ニ打タレ附着ノ動物ハ大抵稍々深キ所ニアリ。之ヲ取ルニハ干潮ノ時ヲ待ザルベカラズ。海底ニハ岩多ク「ヅレツヂ」(底引キ網)ハ殆ド用ヲナサズ。故ニ水底ノ動物ヲ採ルニハ蛋女ヲ雇フニ若クハナシ。蛋女ノ水ニ入ルモ亦潮流少ナキ時ヲ考フ。深サハ大凡八九尋マテ到ルコトヲ得。潜水器ヲ用テ海底ヲ探ルモノさきしまニ二名居ル由ナリシガ不幸ニシテ遂ニ遇ハザリシ。

蛋女ハ沿岸ノ諸村ニ大抵居ルモノニシテ之ヲ目撃セシコト屢ナレバ少シク丁寧ニ記スベシ。蛋女ハ何レノ村ニテモ二様ニ分ル。二三尋ヨリ五六尋ノ深サニ入ルシ、畢リテ常衣ノ半袖(じゆばんト稱ス)ヲ脱シ、水入りノ裝束ヲナシ、海水ヲ指ニ浸シテ少シク舟中ニ振り入レ、兩耳、額ニ滴ラシ、又口ニ菅ム。次ニ腰ニ挿タルかひどし(長サ一尺許リノ鍔篋ニシテあはびヲオコス道具)ヲ抜き取りテ舷ヲ敲クコト十五度許リ、之ハ魔おどしナリト云ヘリ。水ニ入ル裝束ヲ云ヘハ(二三尋ニ入ルモノ大抵同ジ)耳ニ綿ノ栓ヲナシ、髪ハ強ク束ネテ後頭部ニ至リ、二三渦線ヲナシ、其穴ヨリ毛ノ端ヲ少シク抽キ出シ(いそまげト云フ)髻ノ上ニ白手拭ニテ後口鉢卷ヲナシ、頸ニハ守リ囊ヲ懸ケ腰ニハ白木綿ノ禪ヲ纏ヒ、其上ヲ荒繩ニテ締リ、前ニテコノ繩ニ小サキ繩製竹絲ノ籠ヲ結び下ゲ、右腰ニ前述ノかひどしヲ挿スナリ。始メザンブト水ニ投ジ直ニ出デ來リテ片手ヲ舷ニ懸ケ片手ニテ耳ノ栓ヲ正シ、頭ヲ摩シ顫ヲ推ス。其ヨリ片手ヲ舷ニ懸タルマ、頭ヲ俯シテ水底ヲ窺ヒ暫時呼吸ヲ思案スルモノ、如ク、時々ヒューヒュート口笛ヲ吹キ、時分ヲ計リテ潜ス。潜スルニハ先ヅ少シク体ヲ擡ゲ、兩手ヲ以テ水ヲ兩腋ニ排スルト同



時ニ急ニ深ク吸氣シ、頭先ツ入り胴ヲ直立シテ臀天ニ朝シ、臀入りテ後ニ足入り水底マテ直下ス。甚ダ深キ所ニ入ルニハ足ヲ以テ船底ヲ蹴リ錨繩ヲ傳フテ下ルヲ通例ナルガ如シ。水底ニテハ終始足ヲ上ニシテ水ヲ蹴リ、或ハ手ヲ以テ海藻ヲ排シ、或ハ巖ノ下ヲ窺ヒ探リ進退甚タ敏捷ナリ。出ズルニハ水底ニ直立シ足ニテ底ヲ蹴リ其勢ニテ眞直ニ上ル。櫓ヲ漕ゲル夫ハ三間許リノ竿ヲ手ニシテ、上リ來ル蛋女ノ鉢卷ヲ目懸テ(身體ハ黒クシテ見分ケ難キコトアリ)水中ニ突キ込ミ蛋女ハ其端ヲ掴ミ之ニ助ケラレテ出ルナリ。コノ時蛋女ノ面ヲミルニ空氣白泡トナリテ鼻ノ邊ヲ覆ヘリ。獲物ハ概ネ手ニシテ胸ニ當ツ。あはびナドハ籠ニ入レ來ル。水中ニ在ル時間ハ大抵三十五秒ヨリ四十秒、最モ永キハ五十五秒ナリシ。水ノ深サハ五尋ヨリ八尋、蛋女自身ノ話ニテハ十四尋マテ至リ得ト云フ。又夏期ヨリハ冬期ノ方底ノ水溫カキ故余計ニ深ク入ルコトヲ得ル由。大抵續ケテ水ニ入ルコト十五度乃至二十五度ニシテ濱邊ニ歸リ火ニテ緩ヲ取り再ヒ出テ行ク。通例一日

ニ二度行クト云ヘリ。

和具村ニテハ水ニ入ルノ儀式稍省略ニシテ洗米ヲ散ズルナドノコトナシ。又此處ニテハ鏡ヲ用テ水底ヲ覗キ取ルベキ物ヲ先ヅ定メテ後ニ水ニ入り、下ニテ探ルコト少シ。從フテ水中ニ在ル時間モ五秒許リモ短シ。鏡ハ甚ダ簡單ナル仕掛ニシテ木板ニテ方台形ノ箱ヲ作り、其開キタル底ニがらす板ヲ張ルノミナリ。底ヲ水面ニ浮ベテ窄リタル上ノ口ヨリ覗キミルニ漣漪ノ起ルコトナク、日光充分ニ達スル所ハ至極鮮明ニ見ルヲ得ルナリ。コノ道具ハ兩三年前紀州ノ浦ヨリ傳受セシト云ヘリ。

蛋女ノ採ルモノハ何所ニテモ重ニさざえ、あはび、がゼナリ。又時節ニヨリわかめ、あらめ、かんでんぐさヲモ苺リ取ル。和具ニテハ時々北浦ニ出テたまがひヲモ取ル、魚類ハ夏期中少シト云ヘリ。十月頃ヨリ種々ノ網ヲ牽クガ故ニ又種々ノ魚ヲ得ル由、菅島坂手ニテハ七月中旬ニ専ラかつを舟ヲ出セリ。安乘ニテハ七月廿日ヨリ夜さばヲ釣レリ。其前日マデハ網ヲ釣リシ

ト云ヘリ。和具ニテハ其節既ニ鯖釣リノ時過タル由、尤モ和具ニテハ風ニテ久シク業ヲ休ミ、八月ニ入り始メテかつを舟出デタリ。北浦ニテハひき網ニテあぢ、うるめいわしヲ取レリ。

和具村ニ籠居中一事愉快ナルコトアリシ。其ハ黒潮ニ浮ベル二三ノ動物ヲ取リシコトナリ。黒潮ハ紀州ノ汐御崎ヲ衝キ夫ヨリ東北志摩ノ前面ヲ流ル、ガ故ニ、南風劇シキ時ハ近クさきしまノ濱邊ニモ來ルナリ。荒波ヲ冒シテ大島ノ邊マデ乘リ出デシニ、瑠璃色ノ黒潮ハ綠色ノ海水ト判然界ヲナシ、之ニ浮ベル動物ニハ烏帽子形ノとうきん (Physalia) 帆船ノ如キ Yellia 佛像ノ御光ノ如キ Porpita 其他異様ノくらげヲ取り得タリ。

採取シタル動物ヲ一一舉ルハ甚ダ事繁クシテ六ヶシケレバ、名稱ノ異リタルモノニツキ聞キ得タルモノヲ舉グベシ。大抵ハ和具ノ名ナリ。Sponge (海綿) ヲハちまト云フ。Sertularia (セツルアリア) Physalia (フィザリア) きん (安乘) ニテハほつたて、之ニ刺サルレバ大痛ヲナ

ストテ、蛋女ノ恐ル、コト甚シ)。Porpita, Yellia 共ニ名ナシ。くらげ (Aculephae) ニテハ通常ノ丸ク透明ナルモノヲもちくらげ、長ク髪の毛ノ如ク糸 (tentacle) ヲ牽クモノヲかみくらげト云ヒ、八本ノ紐 (tentacle) 下レル者ヲたこくらげ、又其形ニヨリテとうろくらげトモ云ヘリ。Ctenophora ハはなだくらげ、Actinia ハいそつびトモいそぼとモ、Gorgonia ハ菅島ニテはな安乘ニテ小供ハさんごしゆト云フ。其他 Coral ハしやり、きくいしナドノ名アリ。Echinus ハがゼ、Asteria, Ophiuron ハひとこ又たこまくらげ、Crinoid ハうみしだ、菅島ニテハありかりト云フガ如シ。總体沿岸ノ動物ニ就テ云ヘバ入江中ノみづしほニ棲メルモノハ大洋ニ面セル所ノモノト勿論大ニ違ヘリ。然シ同シク大洋ニ面スル所ニテ菅島ノモノト和具ノモノトハ稍々相違アリ。岩ニ附着セル Sponge, Chiton (チト) ナドニテ最モ明ニ之ヲミルナリ。菅島邊ニハはなアレトモ和具ニハナクシテしやりアリ。うしほ (Muroena) ハ北方ニナクシテさきしまニアリ。僅ニ十里ノ距離ニ



シテ如此相違アルハ何ニヨルカ、恐ラクハ黒潮ノ影響ナルベシ。然レトモ黒潮ノ流ル、眞ノ方向及ヒ位置、南北兩處ニテ海水ノ溫度ノ相違黒潮ガ沿岸ノ動物ニ及ボス影響、此等ノ事ハ我々初學者ガ僅ニ二三句ノ巡見ニテ確説スベキニ非ラズ。今ハ唯兩處ノ動物ニ相違アルコトヲ云フノミ。安乘邊ハ北方南方ノ中間ニテ其動物ノ大様モ亦中間ニアルモノ、如シ。

### 三八 魚仲買惠美壽講中諸事定帳

(表紙)

諸	定	帳
支	相	
相	定	
定	帳	

魚中買仲ケ間  
惠美壽講中

定

一上之店惠美壽講中之儀者正徳年中に初り定等相極メ有之候處、段々狽に相成候故、元文中寛保年中右兩度に相改之所、段々鹿抹ニ相成候ニ付、此度惣講中立會古來之通互に相勤可申候事  
一講中之内手代衆中別宅被致、右之講中望有之候者、惣行立會、講中之内壹人も其仁ニ付差構も無之候

三八 魚仲買惠美壽講中諸事定帳

は講中ニ入レ可申候、尤御入り被成候而初而東山參會之節、御惠美壽御酒料金子貳百疋宛御出し被成、惣講中ニ袴を着し顔見世可被成候、尤其節主人方御引合可被成候事

一他所ノ新規ニ右之講中御望有之候は行事元ニ而組ニ御披露被成、其仁ニ付講中之内壹人も無構之候は講中ニ入可申候、尤講中ニ御入り被成候而初而東山參會之節、御惠美壽頭掛金子五兩宛御出し可被成候、尤初而參會之節上下を着し惣講中ニ顔見世之節行事元より御引合可被成候事

一講中之内實子養子手代ニ御譲り被成候儀者是迄之通ニ而御坐候、若又他所ニ御譲り被成候仁有之候は、其仁之組中として吟味仕差構無之候ハ、初而東山參

一一一



會之節、御惠美壽御酒料并御肴代として銀子壹枚御

出し可被成候、尤其節はかまを着し譲り主物講中

の御引合被成候事

一講中之内問屋内外さ渡る衆并問屋別レ之衆中又は

養子其外縁引ケ間敷義御相談被成候者、先行夏元

御斷被成候而、講中を御除被成候而御相談可被成候、

若又御斷も無之候は物講中より除可申事

一壹歩七之儀ハ問屋衆中の講中寄候節相對之上ニ而引

申被吳候事

一四厘引之儀前以仲ケ間中下方に罷下り對談之上四厘

引を取申候、此義惠美壽講中斗之事ニ候

一古來の相定之通仲ケ間小買之儀、魚商賣被致候講外

之衆中の賣買仕間敷候處、此儀も近年猥に相成候間、

互ニ被仰合吟味之上御賣可被成候、若御賣被成候事

相聞候者講中除可申候事

一問屋直賣之儀相成不申候儀ニ御坐候得者彌無怠二

八月ニ當行夏より可申遣候事

一仲ケ間仕切書出し違物等ハ相對被成候而御不參被成

切御無用、縱商賣之儀ニ而も沙汰致間敷候、兎角參

會一通り神妙御勤可被成候事

一二八月行事算用寄會相勤、半季中之寄銀引請并講中

之入用之品帳面に寫仕拂を致、殘ル有銀を勘定仕立、

次之行夏衆に御渡し可被成候事

右之通先規より相定り有之候得共段々猥に相成候ニ付

此度再相改、依之當行事ハ二八月參會之節式法讀立、

物講中に可被爲聞候、且又式法之儀相背被申候仁有之

候者、惠美壽講中相除可申候事

明和六年五月十一日

惠美壽講中  
行夏

間敷候事

一講中之外たる仁有之候而其仁ニ付不埒之筋有之候者

講中之内ハ罷出取持之儀堅可爲御無用候、若又相背

候而世話等内證ニ而被致候仁有之候は其仁ともに講

中を除可申候事

一講中之内前ハ相定之通問屋日と書出し仲ケ間かよ

ひ無油斷取扱被成違もの無之様ニ互に吟味可被成

候事

一講中之内先ハ賣先多ク有之候處、近年に至り賣か

け損失有之候處、新規に講中之内ハ罷出候而出入仕

間敷候事

一二季仕切仲ケ間取替かよひ書出し之儀者先之通正

七月廿一日切に取遣イ可仕候、尤廿五日暮六ツ切帳

面相仕廻可申候事

一二季仕切物講中互ニ取替金銀相場之儀、當行事立會

兩替相場を聞合相定、組ニテ行夏元ハ御觸可被成

候事

一毎年二八月廿日參會之節世上雜說并博突ケ間敷義一



祭魚洞文庫所藏

日本捕鯨史料文献解題



- (一) 獨立史料
- (二) 鯨繪巻類
- (三) 水産博覽會關係
- (四) 漁業資料中にあるもの
- (五) 地方誌中にあるもの
- (六) 一般産業資料中にあるもの
- (七) 雜誌論文
- (八) 大日本水産會報水産研究誌

第一 獨立史料

鯨志 梶取屋治右衛門著 寶曆十年十二月 木版一冊  
平安書林發行 五〇頁

著者は南紀和歌山の藥種商である。鯨鮪の正しき名や形態を知らしめ、且つその効用、禁忌を明にせん爲、本書を草したるが如くである。本書の内容が如何なるものであるかは、例言を一讀すれば明瞭である。曰く「名は實の賓である。名正しければ實之に従ふ。而して名實俱に存す。此の故に編首に名義を出し、以て其方言異名を正し、次に正誤を設けて舊説の差誤を辨じ、更に舊説著名なる者を引いて證據を審にし、進んで藥食の主治、禁忌を擧て、養生治病の一助に備へる。又鯨鮪の圖を挿入し、其形狀を詳にするに努めし故、觀者をして一目瞭然たらしむる」と。全編漢文にて綴られたる冊子であるが、捕鯨の參考文献としては古いものゝ一つであるから、此の方面の研究者は一讀すべきであらう。

長門國 三見海 鯨取留申結記録 寛延元年九月中森姓筆録

寛延元年九月、長門國大津郡内海に鯨が游泳なし入り來りたる際、同郡三見海瀬戸崎部落と、内海を隔てたる向ふの通部落との兩捕鯨組が出漁して、その鯨を捕獲した。その際、兩捕鯨組は夫々の權利を主張して、その捕獲物に對し悶著が生じたのである。結局、問題は訴訟の段取となつたが、奉行所では舊慣にのつとつて裁判をなし、やうやく一件の落著を見たといふ記録である。東北方面の捕鯨記録が僅少である如く、日本海方面に於けるそれも僅少である。然し乍ら、日本海に於ては、東北方面とは異り、實際捕鯨業が可成りに行はれた形跡がある。例へば、日本兵農史論の後編には、山陰山間の大地主が、日本海面にて捕鯨組を經營したといふ一語が見えてゐる。それにもかゝはらず、實際の根本史料に至つては未だ發見せられたるもの、皆無といふも過言ではない。かゝる折柄故、本史料の如きは貴重なる文献といふを失はない。



蘭捕鯨圖記の著があるといふ。

蘭曉摘芳鯨篇

盤水大槻茂質著

文化五戊辰八月

著者は蘭醫にして、仙臺の人、杉田玄白等と相識る。

鯨に就ての著書二三あるも、實地に鯨體解剖を見聞した経験なきものゝ如く、唯寛政戊午五月、品川に漂着したる鯨を見たるに止まるといふ。然し乍ら、夙に、鯨に關しては意を留め、自身醫者なりし所より、捕鯨によつて國家を益せんとする如き經國濟民の見地には立たず、むしろ、解體即ち鯨の生理解剖を中心として見ようとしてゐる様である。本書はかくの如き見地から、洋書容斯東私動物集纂圖彙第五水族譜一百七十一號第一章大魚鯨品集説及第二篇各種大魚を翻譯したものである。所々註して盤水自身の意見も加へてある。尙盤水には鯨漁叢話、魚王譯史等の著があるといふ(捕鯨叢考)。然し乍ら前者は、唯部分的に鯨史稿に引用されてゐるに止まり、原本は今日見る由もない。後者は文化五戊辰八月編纂とあり、蘭曉摘芳鯨篇と同年月なれば、同一物に非ずやと思はれるが、今兩者を比較し得ぬから斷定を下し得ぬ。盤水の子茂禎には、和

鯨肉調味方

天保三年仲春

木版 卅一枚

勇魚取繪詞の附録である。鯨體のあらゆる部分について、詳細な料理法を解説してある。此の一卷を見る事によつて、徳川時代我國が如何に鯨肉を食品として嗜好してゐたか窺はれる。捕鯨史の研究には、消費部面の参考書として一讀しなければならぬ。

金華山沖鯨漁留記録

平塚雄五郎

中扉八廿五枚  
立とぢ

天保九年から同十年にかけて、牡鹿狐崎の大肝入平塚雄五郎がものした、同地方鯨漁業についての記録である。元來我國では、東北方面に於ては捕鯨業が行はれること、極めて少なかつた。蓋し同地方の住民が、鯨肉を賞味しなかつた事も一主因であつた様である(本記録末尾の一札にて推察される)。然し乍ら、天保年代に入り藩庫が窮乏をつけ、沿岸住民の生活も困窮となるや、上司は國産獎勵の波に乗つて、金華山沖にて捕鯨業を

捕鯨議定書

寫本九枚

天保九年、安房國平郡船形村で捕鯨業經營の許可を得、愈々實行に取りかゝるに際し、捕鯨設備等を議定して書き止めたもの。鉾、劔、庖丁、鯨體等の圖解、及捕鯨の際に於ける船の配置等を畫いてある。東國方面の捕鯨史料は僅少である故、本資料の如きは重要である。

土佐捕鯨史料寫

書名は當文庫にて假に附したるもの

此の史料の原本は高知圖書館に藏されてゐる。史料の内容は次の如し。

天保十五年辰五月

鯨方諸道具附立目錄

嘉永七年寅五月

鯨方諸道具附立目錄

嘉永七寅閏七月

鯨方諸道具増減控

開始しようとした。其時、著者平塚雄五郎が、捕鯨御用係を拜命したのである。本記録の内容は、雄五郎が御用係拜命から始まり、西國より捕鯨練達の士を迎へること、捕鯨法に於て鉾又は火器の何れを撰ぶべきかのこと、又捕鯨が附近漁村に如何なる影響を及ぼすかに關する調査のこと、等々である。兎に角、その大部分が、彼と役所との往復文通を以て占められてゐる。従つて、本記録によつては、民俗的な細微にわたる捕鯨生活等の事柄には、餘り觸れ得ない。然し乍ら、東北方面に於ける捕鯨史料の殆んど皆無である今日、本記録の如きは重要なものである。就中注意すべきは當時此の地方に於て、捕鯨技術に火器を利用することの如何に就て、論議の存する點である(實際には舊來の如く鉾を以て行はれた)。捕鯨業未發達の東北に於て、これは一の問題を我々に投げかけると思ふ。米國捕鯨船の活躍の見聞が、住民の腦裏にあつたのではないかと思はれるが、尙明でない。



安政五年午五月

鯨小商物札根居牒

捕鯨聞書 松前奉行 小野玄仲

安政五年四月  
計紙十二枚

安政四年十二月、北米利堅合衆國の三本檣捕鯨船レピツト號が、函館港へ入津の際、乗組米人と捕鯨業について、一問一答をなした時の記録である。當時、米國では、ポムブランズを用ひ、銃殺捕鯨を試みてゐたので、日本人にして捕鯨に関心を有する者が、此の新式方法に多大の興味を以てゐた點が、此の會話によつて窺はれる。又、本書の最初には、クレーネル氏創製の鯨鯨及火銃の効果を稱讚した二文がのせてあり、卷末には、紀州熊野浦捕鯨具聞書大畧が添へてあるのは、當時、北海道の捕鯨業開拓に、朝野の人々が着目してゐた事を語つてゐて面白い。尙安房郡水産沿革史中に類似のもの一札あり。

に、明治廿一年度の收支計算が記してあり、別の一枚に、熊野浦捕鯨場の圖解がある。僅か三枚の資料であるが、紀州捕鯨研究に際しては、根本資料たるを失はぬ。

津呂組捕鯨場納家床船網諸道具引渡根居控

明治四辛未六月

表題に見る通り、明治四年津呂組捕鯨場が山内家の手より離れて、民間經營人に引渡される時、鯨場内にある納家床船網諸道具を明細に書き印して控となしたものである。恐らくは、現物と照し合はしたでもあらうかと思はれる朱點が、諸道具名稱の頭に印されてゐる。

鯨論裁許之卷

明治十八年九月

編者不明、深田古雄なる者の序あり。大岡政談中の一物語りなれば、純然たる史料とは稱し難い。然し乍ら又、一概に架空の小説とも云ひ難いであらう。内容は、

附錄 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文獻解題

觀鯨篇

小版 木版二六頁

嘉永辛亥四月十一日、品川海灣に死鯨が打ち上つた折、附近諸寺院の住僧等が是を見て詩歌を賦したるを集綴せしもの。資料といふよりもむしろ文學的のものである。

北海道捕鯨開業豫算書

四六版 六頁

年號及執筆者の名を逸してゐるが、内容中に「新宮ヨリ勢州四日市マテ片道旅費云々」とあるから、新宮捕鯨組(紀州捕鯨の一)關係の人々が、北海道に捕鯨業を起さんとした時の豫算書であらう。年代は明治初年と思はれる。豫算書ではあるが、收支の項目が明瞭になつてゐるから、明治時代に於ける捕鯨業の、經營を研究する上には多少の参考とならう。

紀州熊野浦捕鯨場輓近略沿格

寫本 半紙三枚

明治元年より同廿二年に至る間の、紀州熊野浦捕鯨場の簡單な年表である。計紙一枚に書いてある。他の一枚

紀州熊野浦の内、片瀬村の漁夫が、海上に鯨を見付け、船を出して銛を投じた所、急所をはづれて鯨は沖へ遁走した。數日過ぎて、山田領谷中村(熊野浦の續)の漁夫が、游鯨を見付け、銛を投じて捕獲した所、尾部に銛跡があつた。即ちそれは、片瀬村漁夫の取り遁した鯨であつた。此處に於て、兩村間に争が生じ、紀州領漁民は、御三家の威光を笠に着て遂にその鯨を横領し、加之谷中村の漁家十數戸を破毀するの暴行をなした。かゝる事件最中、山田奉行に就任した大岡越前守が、理非曲直を正さんとして、關係漁民を奉行所に出頭せしめた。そして兩者對決の上、遂にかの鯨は谷中村漁民の手に歸せしめ、片瀬村へは、その賣上高の十分一を分與して、一件を落着せしめたのである。紀州捕鯨研究上、殊に紀州領民と山田領民との性格の、多少の相異を窺ふすがともならう。

捕鯨說

平松與郎 明治十九年十一月 菊版 一四頁

國家の富強は兵備と物産に俟ち、海國の海軍海産に力



を用ゆるは、陸國の陸軍陸産を重んずると同じである。此の立前から、捕鯨業の發達を叫んでゐる著者は、捕鯨業によつて國産を擧げ、軍備を整ふると共に、一朝有事の際には、捕鯨隊を以て直ちに海軍に轉用せしめんとする、一石二鳥の意圖を持つてゐるのである。尙捕鯨技術は、從來の網代式のものでなく、新發明にかゝる電氣爆裂鯨獵器械を推してゐる。

大日本水産會報第五卷(明治十九年)参照のこと。

捕鯨事業調査資料

書名は便宜の爲當文庫にて附したるもの

- 次の如き資料を含む。(一)明治十八年十一月より十九年三月迄長崎縣下に於て捕獲せし鯨魚の調官報十九年十一月八日ノ部ニ出
- (一)帆船豐津丸及捕鯨器械等代價調(一)條約證 朝鮮政府ト扶桑海産會社トノ間ニ於テ訂結シタル條約ニ基キ關澤明清ト扶桑海産會社トノ間ニ於テナシタル約條
- (一)捕鯨銃證明書(一)鯨肉受取證 (一)捕鯨道具及鯨體の圖解 鯨魚取繪詞より抜いたと思はれるもの
- (一)伊豆大島海捕鯨試驗成績報告關澤明清 其他二三あり。

州沖と伊豆大島附近を中心にして行はれたものである。日誌には其間の行動を明細に記述し、それに續いて「捕鯨試驗成績書、器械構造の大畧、事歴發射試驗、實體命中の成績、向來の見込」等各項目を分ちて論じてゐる。四七頁の小冊子ではあるが、日本の捕鯨業が、網代式から銃殺法に變化するに際し、捕鯨界に於ける先驅者の一人として活躍した關澤明清氏の、苦心の一端を窺ひ得らるゝ資料である。

大日本水産會報第一卷(明治廿五年)参照のこと。

日本捕鯨彙考 服部徹編

明治廿六年七月 菊版前後編  
大日本水産會發行 前編百九頁後編二百十頁

明治廿年代、我國に於ても捕鯨の事を講究せざる可らざる時に當り、夙に捕鯨關係の典籍を蒐集してゐたる田中芳雄氏が、その編纂を服部徹氏に囑して成つたものが本書である。本書は前後二編に分れ、編纂趣旨は、前編には本邦沿岸に來游する鯨の諸説を掲げ、後編には之を捕獲する方法順序を擧げてゐる。然して、何れ

附録 鯨魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文獻解題

捕鯨圖識 藤川三溪著

明治廿貳年九月 菊版 上中下三卷  
大阪龍雲舎發行 上十一枚、中廿枚、下卅一枚

上卷には鯨名、鯨性、鯨種を論じ、中卷には鯨油、鯨肉、鯨皮、鯨骨、鯨鬚、鯨舌、鯨齒、鯨鼻鬚、鯨耳、鯨筋、鯨目、鯨鰓、鯨精、鯨陰、鯨臍、鯨尾、鯨臟腑、鯨脂等につき、その効用等を畧述し、各種鯨鯨の圖解をのす。下卷には鯨棲鯨道を述べ、氷海捕鯨より近海捕鯨に筆を進め、我國古來各地の捕鯨に就て見る所あり、然して我國遠海捕鯨業の必要を力説してゐる。續いて、我國捕鯨場に於ける舊捕鯨法を敘述し、西洋のそれに及んでゐる。附録として日本海獸記を掲ぐ。

捕鯨機械試驗日誌及成績

關澤明清 明治廿四年八月  
四六版 四七頁

農商務省技師關澤明清及農商務技手見習中神長文をして、關澤明清の考案に成る捕鯨砲を試験せしめた折の日誌及成績書を、印刷に附したものである。試験は、明治廿四年七月十一日から八月廿六日にわたつて、房

も單に編者が意向に成るものに非ず、本法古來の鯨書中より、其善說適言を蒐集し、之を當時の學理に照らして編纂せしものであつて、編者自己の意見の如きは僅に其間に加る而已である。内容目次は、前編上卷に鯨の名義、性質、外貌、骨節、臟腑、中卷に鯨の種別、鯨類各論、下卷に同じく鯨類各論、後編には、上卷捕鯨起原沿革、捕鯨地及氣候、中卷に捕鯨獵船具、納屋道具から組織を述べ、下卷に捕鯨方法、解剖、鯨の大品位の測定、鯨商品の製造法利用法から鯨組祝儀の事を述べてゐる。其他に、附録に大魚喰、捕鯨餘論等あり。要するに古來の捕鯨典籍を集成したものである。

鯨幾太郎 石井研堂

明治二十七年一月

捕鯨業を背景とする小説である。紀州捕鯨場三輪崎に羽刺の子として生をうけた幾太郎が、年十五歳にして孤島に漂著した。其後幾多の艱難を経て、米國捕鯨船に救助されて米國にわたつた。そこで、彼はカリホル



ニヤ金山にゆき、資金を調達し米國流の捕鯨設備ある船を借り入れ出獵した。カムチャツカ邊に捕獲を營み大獵を博して故郷に錦をかざるといふ筋である。安政年間より明治初年迄の時期である。

捕鯨志

大日本水産會編

明治廿九年 大日本水産會發行

菊版 三〇頁

本書は、我國及歐米諸國に於ける捕鯨業の沿革、鯨種及捕鯨の狀況等を編述したものであるが、就中、歐米のそれに關しては精述してある。蓋し、本邦捕鯨業參考文献は、坊間既に乏しからざる故、省畧したといふ。然して、歐米捕鯨事情に就ては、米國水産調査員報告及米國捕鯨家カピティン・スカモン氏著海獸史等に據る所多く、譯者は吉崎健太郎氏である。本邦の事情は、伊谷以知二郎氏編述し、校閲は學藝委員下啓助氏之を擔任したといふ。本書の意圖する所は、讀者をして歐米捕鯨の情態を知悉せしめ、將來遠洋捕鯨業を起さんとする者の参考に資するにあるを以て、歐米の斯業、殊に近代的なる銃殺捕鯨業に就て精細なる敘述を見せ

沿革、漁場の沿革、漁具漁法の沿革、業務の處理、保護、公の負擔、特權、捕鯨、鯨肉賣買の習慣、役夫使用上の習慣、窮民救恤並に受賞、鯨鯨總論、捕鯨の統計、捕鯨業の收支計算、捕鯨會社の經濟、捕鯨獵船器械、祭式及び祝事、捕鯨の祝謡、捕鯨年代記」等である。土佐捕鯨業の研究には、土佐室戸浮津組捕鯨史料と共に必讀すべき文献である。

鯨體處理場設置許可願其他 辻野福松

明治四十年三月 原本 美濃一三枚

千葉縣海上郡本銚子町、辻野福松氏が、鯨肥料製造業を起さんとして、その計畫方法と共に、繪圖をそへて、縣知事へ出願した書類である。製造方法は、鯨肉を蒸汽機械にて熟し、之を壓搾したるものを乾燥し鯨粕とし、鯨骨も同様に處理して骨粕とする。千葉縣では、ツチ鯨等、肉の比較的美味ならざる鯨が捕獲されたから、肉から肥料も製造し得たのであらう。又、製造法に、蒸氣機械を利用したる點も、注目されるであらう。

附錄 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文献解題

てゐる。

捕鯨新論 美島龍夫著

明治卅二年十二月 菊版 東京市嵩山房發行 五一頁

著者は遠洋捕鯨株式會社取締役にして、捕鯨經營には實際上の體驗を有せる人である。本書は、著者が同志と共に、明治卅年十月、長崎市に於て諾威式捕鯨會社を組織し、その効果漸く見るべきものあるに至つた時、著者の經驗したる所を江湖に紹介し、以て國家の爲め斯業の改良發達を希圖せん爲にものしたものである。書中、新舊兩法を比較してあるので、網採舊捕鯨業から、銃殺新捕鯨業にうつらんとする過渡期の捕鯨事情の一面を窺ひ得る。

津呂捕鯨誌

津呂捕鯨株式會社 山田稠 實著

明治卅五年四月 菊版一冊 高知市文行堂發行 一四二頁

土佐津呂部落に古來行はれた捕鯨業に關する參考文献である。内容は舊捕鯨業の大體の輪廓を與ふると共に他方史料を收めてある。概目を擧げると「捕鯨業の

くぢら

副題 本邦の諾威式捕鯨誌

東洋捕鯨株式會社編

明治四十三年四月 小版 二八〇頁

日本の捕鯨狀況を一般に知らせるを目的として、東洋捕鯨株式會社長岡十郎氏の談話を基として編纂したるものである。概目は、第一編 本邦捕鯨業の現在及將來。第二編 鯨體の各部と其利用法。第三編 鯨屋伊右衛門の鯨談。第四編事業場に於ける鯨の解剖處理。第五編 九州に於ける鯨肉調理法。第六編 本邦發達の鯨鬚工藝品。第七編歐米近年の捕鯨事情。第八編 本法に於ける諾威式捕鯨業發達の事歴。附錄 捕鯨業關係の諸法令規程。等から成つてゐる。全編を通じて雜駁の嫌がないでもないが、然し何と云つても實際捕鯨業に従事した人の編であるから、參考とすべき點少なくない。殊に表題にある如く「本邦に於けるノールウェー式捕鯨業」の成立過程を研究するには、一讀しなればならない文献であらう。



實地探險捕鯨船

江見水蔭著

明治四十年四月 菊版  
博文館發行 二〇二頁

東洋漁業株式會社が、朝鮮蔚山を根據地として、日本海で捕鯨業を經營してゐた時、同社所屬の捕鯨船ニコライ丸に便乗した江見氏の捕鯨見聞録である。著者は有名な小説家丈けあつて、此の一書も讀み物風に興味深く書かれてあるが、尙是によつて、當時日本に行はれてゐたノールウエー式捕鯨の狀況を窺ひ得ると思ふ。但し一面的にであるが。

日東捕鯨會社定款

三六版 三五頁

日東捕鯨會社設立趣意書及定款を印刷に附したものである。

日本鯨獵株式會社定款

一四頁

此の會社の設立年月は明かならざれど、定款第十五條に「株金ノ拂込ハ其四分ノ一ヲ設立免許ノ日ヨリ貳ケ月以内ニ拂込マシメ殘額ヲ來ル明治卅五年迄ニ拂込ムモノトス」とある故、卅年前後の設立ならんと思ふ。

一、由來

太地捕鯨附古座、三輪崎

現今の捕鯨

二、組織及諸規程

組織鯨突定 附產落鯨突定

三組鯨突節割ノ件

三、漁期漁具漁法

四、賃銀(遺物)救濟法 鯨漁事節遺物

五、諸稅 獵獲鯨肉献上物

熊野太地浦捕鯨史 東 玉次

昭和七年十月 菊版  
太地水産專修學校 謄寫刷本文八〇頁

太地水産專修學校の參考書として、同校訓導東氏の編したもの。概目は、歴史上に見えたる鯨、鯨の名、太地浦捕鯨沿革、組織及諸規定、漁期、漁具、漁法、賃銀救濟法、鯨漁事節遺物、諸稅献上物、鯨歌、いさなとりの詩歌、等十一項目外に附録として鯨船塗繪圖、銛及び網之圖、鯨之圖があり、卷頭には捕鯨行が添へ

附錄 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文献解題

日本橋區蠣殼町三丁目にあり、事務取締役には平松與市郎之に當り、其他重役には梶山新介、高橋元義、田村直式、柏原源四郎等が出てゐる。歐米諸國が、日本近海の鯨類に着目してゐるのに對抗して、設立したものである。大日本水産會報第十三卷(明治廿七年)參照のこと。

鯨とは 東洋捕鯨株式會社

四六版 一五頁

鯨の種類、習性、捕獲法、解剖、處理、利用等につき簡単に述べたもの。宣傳用の著述である。大正十年以後の出版。

和歌山縣東牟婁郡捕鯨沿革 内藤春吉著

昭和〇年 非賣品 菊版 謄寫刷 九六頁

紀州太地浦の捕鯨を中心として、同所附近の古座、三輪崎等の捕鯨に就て述べしもの。是で舊紀州捕鯨業の大體の輪郭は知り得るが、本書はむしろ史料集といふ方が相應しい様である。目次は次の如し。

である。内容は和歌山縣東牟婁郡捕鯨沿革と、殆んど同様であるが、紀州捕鯨史研究には一讀しななければならない。

熊野太地浦捕鯨乃話 太地五郎作者

昭和十二年五月 菊版  
紀州人社發行 一三八頁

紀州熊野太地浦の捕鯨業は、代々同浦の豪家太地氏(太地角右衛門の子孫)の經營する所であつた。此の捕鯨業は、明治中葉に終焉を告げて、新式捕鯨業に變つた。かくて時代の遷るに従つて、舊捕鯨業の沿革なり、實況なりが、湮滅に歸するを恐れ、太地家の後裔にして、且實際舊捕鯨業に關係深かりし著者が、捕鯨事實を詳にし、昔の有様を其まゝ識り得るよすがにもと著述したのが此の一卷である。内容は「太地捕鯨の起源」「事務所の事」「大納屋の事」「山見の事」「沖合の事」「六鯨の事」「鯨切り捌きの事」「明治十一年の大慘事」「羽刺が刺水夫を教育する一例の話」「太地にて初めて洋式にて鯨を捕りたる事を談して置く」「きお



いの式「鯨潮を吹く吹かぬの説に就て實例を説明して置く」等にして、大體講演をなしたるものを蒐録したものであり、加之に、鯨圖や漁具圖を添へ、同地捕鯨關係文献をも添へてある。

鯨肉の料理に就て

太地五郎作 半紙謄寫刷

鯨肉の料理法に就て、封建時代及最近代のもの簡單に述べたもの。備忘録程度のものであるが、紀州太地の特殊地域の方法の記述であるから、紀州捕鯨業には多少の参考とならう。

鯨の話

志野徳助著 昭和八年四月 四六版 三四頁

著者は土佐捕鯨株式會社福志満丸船長である。著書の内容は、著者の體驗に基き、鯨の捕獲、解剖、効用等を述べてある。仙臺放送局よりの放送講演を印刷したものである。

捕鯨事業に就て

桑田透一 昭和九年十二月 菊版 一三頁

昭和九年十二月六日、日本産業株式會社の定例本曜會に於て、桑田氏が試みたる捕鯨事業に就ての講演筆記である。内容は、氏の「捕鯨業一般」に盛れる所を、簡畧に述べたるものである。

捕鯨業に關する調査

農林省水産局 昭和十年九月 農業と水産社 菊版 九四頁

本書は緒言にもある如く、我國及世界に於ける捕鯨業の實情を察知せんが爲、蒐録せる資料を取纏めたものである。概目は次の如し。

- 第一編 我國沿岸捕鯨業狀況 (一)本邦に於ける捕鯨業沿革 (二)捕鯨船一覽表 (三)鯨漁根據地一覽表 (四)最近十ヶ年捕鯨統計 (五)昭和九年度捕鯨狀況 (六)鯨生產品價格表 (七)體長別各種鯨處理一覽 (八)鯨肥分析表並主要肉類營養比較表

- 第二編 (一)世界捕鯨業の沿革 (二)世界捕鯨狀況 (三)南氷洋捕鯨狀況 (四)亞弗利加捕鯨狀況 (五)智利及ベル

土佐室戸浮津組捕鯨實錄

吉岡高吉著

昭和十三年十二月 アチックミニューゼアム 菊版 六〇頁

本書は、明治三十年代に於ける、土佐室戸浮津捕鯨組の敘述である。舊記録は一切使用せず、著者が實見せる所を基礎とし、是に捕鯨關係者の經驗談を混じて、編纂したものである。舊捕鯨業の大體の輪廓を窺ふに便である。尙、本書には、巻頭に、十數葉の捕鯨關係の寫眞が添へてあつて、理解を助くる事大である。

土佐室戸浮津組捕鯨史料

アチックミニューゼアム編

昭和十四年四月 菊版 三七一頁

本書は、土佐室戸浮津に於て經營された捕鯨組の記録集である。寶曆年間から、明治卅年頃迄にわたつて筆録されたものを、年代順に配列してある。その内容は、主として、藩と捕鯨經營者との關係を中心とした政治的なものが前半三分の二を占め、後半三分の一は、浮津捕鯨會社創立前後の事情を窺知するに足る文献集である。従つて、本書は、浮津組の公的一面を主とし

- 捕鯨狀況 (六)濠太利捕鯨狀況 (七)諾威西海岸捕鯨狀況 (八)北部大西洋及北氷洋捕鯨狀況 (九)北部太平洋及北氷洋捕鯨狀況 (十)世界主要捕鯨國捕獲狀況比較圖 (十一)昭和九年度に於ける各國捕鯨狀況 (十二)世界に於ける捕鯨母船一覽表 (十三)世界鯨油產額 (十四)歐羅巴に於ける鯨油價格表 (十五)南氷洋近海母船隊操業の一例 (十六)南氷洋に於ける氷の狀態 (十七)南氷洋漁場圖 附録

捕鯨業一般

桑田透一著 昭和十一年四月 菊版 二二頁

海軍有終會

二二頁

日本捕鯨會社の桑田透一氏が、昭和十一年四月三十日水交社に於て、海軍有終會の講演會が開催せられし時試みたる講演筆記である。内容は、第一期帆船時代 (イ)歐羅巴 (ロ)亞米利加 (ハ)日本、第二期捕鯨汽船時代 (イ)歐羅巴 (ロ)日本、第三期捕鯨工船時代 (イ)歐羅巴 (ロ)日本、結論、となつてゐる。



て物語つてゐる史料集であり、捕鯨水主の日常生活とか、或は其他の民俗的事情の如きは、缺如してゐるといふ遺憾の點も存する、然し乍ら、土佐捕鯨史を研究する場合には、津呂捕鯨誌と共に、根本史料たるの位置を占むるものである事は、疑問の餘地はない。

鯨油に関する調査

産業經濟研究特輯 産業經濟  
昭和十四年七月 研究所

タイプで打つてある鯨油の調査報告である。項目は一、油脂資源としての鯨油の特性 二、世界に於ける本邦鯨油界の地位 三、本邦鯨油界の趨勢 四、本邦油脂工業と鯨油を繞る問題 五、本邦捕鯨會社の概觀等である。項目によつて知らるゝ如く、歴史的資料に非ずして實際問題に関する調査である。

鯨族開國論

桑田透一著 四六版 昭和十五年九月  
一四六頁

幕末開國を斷行して西歐資本主義國の侵略を免れたのは、米國提督ペルリの賜であるといふ思想を一抛し、米國が我國に開國を望んでやまなかつたのは、米國捕

鯨史稿

大槻清準

六卷

仙臺藩の儒者大槻清準の著、著作年代は明でないが文化文政年間らしい。その内容は卷之一の釋名第一に和名、漢名、朝鮮名、梵名、刺旬名、卧兒狼德名、和蘭名、北亞墨利加オンデレイツケー名等。卷之二釋種第二に鯨魚種族諸説異同表、一世美、二座頭、三長須、四兒鯨、五鰭鯨、附録(眞向鯨、槌鯨、赤坊鯨、サカマタ鯨、スナメリ鯨、蜈蚣鯨)等。卷之三釋體第三に鯨魚全身圖、頭、腦、鼻、下腮、脣、口、齒、鰓、舌、目、耳、頷旁鰭、背上鰭、臍、陰所、乳房、糞門、尾皮、肉、骨、神經、脂、臟腑、氣管、心、肝、脾、肺、腎、胃、膽、大小腸、子宮。卷之四附録第四世界捕鯨地、大日本、支那海南、亞米利加諸島、卧兒狼德新增白蠟尖山、大日本捕鯨地、洋中鯨路、捕鯨之候、捕鯨敘原、起業財力、捕鯨擇地、漁場屋舎(大納屋、小納屋、樽納屋、大工納屋、鍛冶納屋、道具納屋、シメ納屋等)。卷之五、附録第五漁船、漁場職掌、鯨部總稱。卷之六附録第六捕鯨、捕子母鯨、量鯨長短、魚品定格、

附録 鯨魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文獻解題

鯨船が幕末我近海及北太平洋に跳梁し、その薪炭食料補給の爲であつたし、若し我國が開國しなければ米國は我國を侵略せんとしてゐたらしいといふ事を論議したものである。

鯨を追ふて

米窪滿亮著 四六版 昭和十六年  
二八九頁

著者が昭和十六年日本水産の沖積船嚴島丸で南水洋に渡航し、捕鯨狀況を視察した感想集である。即ち「鯨族に関する物語り、捕鯨の歴史、捕鯨の事業の經濟的考察、捕鯨の國際協定、同事業の今後のプロスペクト、東亞共榮圈と南極圈の關係」等について書かれてゐる。

捕鯨 馬場駒雄

四六版 昭和十七年九月  
三二六頁

海洋科學叢書の一冊。筆者は南水洋捕鯨の體驗者である。内容は 一沿革 二現代捕鯨の發達 三鯨 四現代捕鯨法 五捕鯨の現勢 六鯨の利用と捕鯨業の重要性 七鯨の保護、捕獲制限の問題とある如く、主として著者の體驗した捕鯨業の問題を取扱つてゐる。

鯨魚解法、各舎分司、鯨肉斤兩、鯨身諸具用法、舎内各務、食鯨始末、鯨肉調理、雜記、漁父踏、論大銃鯨鯨、鯨部寓兵。以上が目録の大略である。然して此の大著は、彼が親しく九州捕鯨地を視察したる所の見聞事實を基礎とし、加ふるに古今東西の文獻を縱横に引用して論議を盡したるものであるが、尙今日より見れば非科學的なる點も少しとしない。然しかゝる缺點は當時の學問程度に省みるならば止むを得ぬ事柄であつて、此の爲本書の價値が大いに減殺さるゝやうなことはない。兎に角本書は、我捕鯨史文獻としては非常によく纏まつたものであつて、捕鯨史研究には不可缺の文獻である。捕鯨史文獻としては勇名取繪詞が有名のものであるが、これは純然たる寫實的な文獻といへる。是に對し鯨史稿は、儒者であり兼經世家であつた大槻清準の人柄がよくにじみ出て、捕鯨業の一つの財源として目した著者清準の論策が、隨所に見られて、經濟史的に見て極めて興味深いものがある。



房南捕鯨志

竹中邦香

寫本

明治二十年十二月竹中邦香が著はす所。その趣旨は例言によつて明かである。曰く「余年來捕鯨業に志あり。依て去る明治十六年、肥前に遊び、十七年には紀州を巡り、十九年には房州に祇り、捕鯨の景況を調査し、其時々筆記せしものあれども未だ世に公にせず。蓋し紀肥等の捕鯨の事は之を記せる書各種あるを以てなり、獨房州の事に至ては、未だ其書あるを見ず。今にして之を記するものなくんば、後年に及んで其起因顛末等知り難きに至らん。依て前に筆記せるものを取て、更に補輯を加へ一卷を成す。本篇の上巻即ち是なり。今茲明治二十年、農商務省は三等技師關澤明清氏に命じて、新製捕鯨機械を實地に試験せしめらる。氏は則ち房州の漁人を雇役し、伊豆大島の海に泛んで之を試み、正に能く機械の効用あることを驗せり。當時余亦私に往て實地を目撃す。引續いて房州の捕鯨家醍醐新兵衛氏、其機械を用ゐて再び試み、能く二鯨を捕獲し得たり。余亦頗る此事に關係せり。而して此舉に依て、

新製機械の効用漸く世の信する所と爲りたれば、捕鯨の業或は是れよりして盛に起らん。然れども之を記せるもの無ければ、廣く世上に示すこと能はざるのみならず、年月を経るに隨ひ、人其原由する所を知らざるに至らん。依て前後兩回試験の顛末を記し、且其屠解採油等の方法は前日筆記せしものに就き、更に親しく目撃せる所を附加し併せて一卷をなす。本篇の下巻是なり。乃ち前記の一卷と合せ題して房南捕鯨志と曰ふ。其安房と云はずして房南と云ふものは、實地試験の擧は南方海島に係り、安房のみに止まらざるを以てなり」と。然して本文庫に謄寫せるは上巻のみである。遺憾乍ら下巻は原本が見當らなかつた故である。原本は帝國圖書館所藏にかゝる。

古座浦捕鯨志

中根七郎

謄寫刷卅一頁

編者曰く「今ノ捕鯨ハ汽船ニ乗り砲煩ヲ放チ専ラ機械ノ力ニ依ルモ、古ハ殆ト人力ノミニシテ、彼ノ木ノ葉ノ如キ漁舟ニ乗シ、大洋ノ洪波ヲ遭廻リ、網ヲ張り鉞ヲ

投シテ、巨大ナル鯨鯨ヲ捕獲シタルモノニテ、甚危険

ニ極テ大膽ナル事實ナレハ、時ニ手負ニ狂フ巨鯨ノ爲ニ、波上ノ水泡トナリシ漁夫モ少カラス。夫故ニ此ニ從事スルハ、恰モ武士ノ戰場ニ向フニ異ナラス、我古座浦ノ漁戸ハ、往古斯ル勇敢ナル事業ヲ爲シテ世ニ知ラレタルモノナルニ、事業ノ終熄以來茲ニ五十有餘年、今ハ當時ノ殷盛ノ面影ヲ留メス。往年此壯快ナル事業地タリシコトスラ、漸ク忘レ去ラレントスルハ遺憾ニ堪ヘス。故ニ不肖ヲ顧ミス従前採聞シタル些細ノ談片ト、集蒐シタル僅少ノ資料ヲ綴合シテ本書ヲナシタリ」と、昭和七年十月の編纂である。

南水洋捕鯨實況

大洋捕鯨株式會社

昭和十三年

大洋捕鯨株式會社の日新丸が、昭和十一年竣功し、其年より翌十二年にかけて、南水洋に初獵を試みた時の實況を寫眞に撮り、六十三葉集めて記念となしたるものである。

磯邊のもくつ

谷 眞潮

安永七年土佐藩浦奉行谷眞潮が東諸郡を視察した折の紀行文である。磯邊のもくつ原本は三十六枚であるがその内より津呂浦に至りて捕鯨業につき見聞したる箇所を抜萃して捕鯨史料としたものである。安永年間の捕鯨業を見るに必要な史料である。

土佐捕鯨史一件諸記録

筆録

明治初年より廿年代に至る間の土佐捕鯨組の断片的記録を集めてかく命名したのである。その項目の二―三を擧げると

捕鯨頭數等ノ義ニ付届 明治十九年

捕鯨一件 明治廿年

津呂組捕鯨器械拜借之證 明治廿一年

明治八年七月浮津組捕鯨器械拜建物一切拜借證

捕鯨頭數并鯨油等取調書 明治七年―十年度

浮津組捕鯨頭數 明治二十年十一月

津呂組捕鯨頭數 明治二十年十一月



捕鯨頭數 明治八年分

明治廿年十一月調 津呂捕鯨場納家船網諸道具引渡

根拠帖

安藝郡津呂 浮津組捕鯨器械及建家原簿

其他二點

第二 鯨繪卷類

鯨志 梶取屋次右衛門撰

寶曆十年南紀の人、梶取屋次右衛門が撰した鯨志を謄寫して、繪卷にしたものである。

捕鯨繪卷 一卷 攸々軒述 榛谷某書

末尾に「安永二年癸丑春二月、木崎攸軒入道盛標、天保六年乙未夏、榛谷詠謹書」とある故、原著者は肥前唐津城南藩の木崎攸軒であり、それを天保年間榛谷某が寫したものであらう。内容は次の如し。小兒の玩弄鯨一件の巻序、小川島全景(見取圖)、同捕鯨場位置、山見合圖、銛、釵、手形庖丁、捕鯨場物的人的組織、鯨掛捕たる圖、持双に掛勢子船にて曳く圖、納屋場開剖圖、勢美鯨圖、雜頭鯨圖、長須鯨圖、兒鯨圖、各種鯨の價值見積り標準、鯨捌方、勢美捌方、雜頭捌方、切捌たる圖、鯨體各部の説明(利用法)、納屋道具、羽指踊の歌、羽指踊圖、近國漁事有之場等より成つてゐる。

附録 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文献解題

る。九州捕鯨研究に際しては、生島仁左衛門跋の鯨繪卷に次ぐ参考史料である。

鯨繪卷 山 時成 大一卷

卷末に「右之一卷者紀伊國熊野鯨之圖松平義堯以家本模寫畢、寶曆七丁丑年正月八日酒井忠昌、安永七 戊戌年閏七月上院山氏時成寫意」とある。従つて原圖は松平義堯所藏のものであり、それが酒井忠昌に模寫され、更に安永七年山氏時成によつて模寫されたものが、當文庫所藏のものである。巻首に山氏時成の序がある。此の一卷の内容は鯨船之圖、銛、鯨截、筋イルカ、カマイルカ、マイルカ、ナイゴトウ、潮ゴトウ、大ナンゴトウ、座頭鯨、兒鯨、脊美鯨、長須鯨、イハシ鯨、眞甲鯨、サカマタ鯨、ノソ鯨、槌鯨、アカホウ鯨、コト鯨、鯨脊于口張ト云圖、釵先ナイラキ、ナイラキ、イラキ鯨、カセ鯨、鰐鯨、マンホウ、ゲエ等の繪圖である。



鯨及海豚之圖

折本 安永七年 大折本にして寫本  
上中下三卷ちつ入

下卷の卷頭に「此一巻者紀伊國熊野鯨數品正寫之圖也  
元文元丙辰年三月松平義堯以家本模寫畢、厥后寶曆七  
丁丑年正月酒井忠昌圖畫、安永七戊戌年后文月上院山  
氏時成寫意」とあるから、紀州邊の鯨を中心に圖示した  
ものゝ寫本であらう。上卷には脊美、座頭、長須、兒  
鯨、鰯鯨、抹香鯨等の簡單な形態觀察や採油量を解き  
各種鯨が圖解してある。中に鯨舟と捕鯨用の銛と劔が  
各一箇宛畫いてある。中卷には、海豚其他鯨類の圖解  
があり、中にはマンボウ等の繪も挿入してある。時に  
は三才圖會其他によつて極く簡單な註も附してある。  
下卷は前記の如く紀州熊野の鯨類を寫したものである。  
上中下三卷の内下卷はその出典前記の如くである  
が上中二卷のそれは明かでない。

鯨繪卷 上下 生島仁左衛門跋

唐津領小川島の捕鯨經營者生島仁左衛門が、自らの家  
業を自ら省みて守る爲に、鯨繪卷二卷を畫かしめ、上

棒、切身かき、かき、赤身持、臍籠、萬力、骨のこた  
ん切、斤量、羽釜、鐵風呂、油煉釜、油上戸、鐵壺、  
油詰、柄杓、たんけい、油通桶、鯨船一艘ニ諸道具仕込  
方、雙海一艘沖立道具仕込方、鯨船雙海飯米薪酒渡方、  
先納道具之次第、鯨組前細工之次第、前細工場所荒増  
之圖、組入用之品寸法を荒増記、鯨船新造仕立之寸法、  
羽指踊之圖、鯨組祝儀之節之歌、九州鯨組浦ヲ記、鯨  
組定法書等を收めてある。鯨繪卷として、當文庫に收  
藏せるもの十數卷を數ふるが、此の上下二卷は他に比  
類を見ぬ程の尤品である。又鯨繪卷は紀州關係のもの  
が大部分を占めてゐて、九州方面のものはやゝ少ない  
觀がある。従つて本卷の如きは、鯨繪卷としてのみな  
らず、九州捕鯨業研究の場合には、有力なる史料とな  
ることは疑ふべくもない。

熊野海鯨繪卷 一卷 加納夏雄

鯨船之圖、劔及銛之圖、座頭鯨、兒鯨、脊美鯨、長須  
鯨、鰯鯨、マツコ鯨、ノソ鯨、ツチ鯨、アカウ鯨、コ

附錄 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文獻解題

卷々頭に序を述べてその旨を語つてゐる。仁右衛門が  
鯨組主となつたのは寛政八年であるといふから、此の  
繪卷の完成も寛政年代であらう。内容は次の如し。五  
嶋福江領柏鯨捕之圖、五嶋領柏浦鯨組納屋場之圖、五島  
領黃島鯨捕之圖、黃島捕鯨組納屋場所之圖、唐津領小  
川島より筑前領井壹州迄之荒増之圖、小川島之圖、小  
川島鯨組納屋場之圖、鯨組沖備方三結之次第、勢子船  
鯨追廻網ニ追込之圖、雙海網ヲ張圖、網ヲ取圖、鯨懸  
取持双ニ掛たる圖、柏浦納屋場ニ而鯨捌之圖、勢美鯨  
之圖、坐頭鯨之圖、長須鯨之圖、兒鯨之圖、鯨捌方之  
次第、勢美鯨之頭ノ切捌たる圖、雜頭鯨之頭之切捌た  
る圖、勢美立羽之圖、雜頭立羽之圖、勢美鯨丸切之圖、  
大骨之圖、賂之圖、臍之圖、背皮脇皮腹皮之圖、開之  
圖、以上が上卷である。下卷には、大納屋內定居居之  
人數之次第、小納屋筋納屋骨納屋同、大納屋內鯨收納  
之圖、筋納屋筋收納之圖、鯨之夫々名所を記、早銛、  
萬銛、劔、手形庖丁、大切庖丁、小切庖丁、鈍、斧、  
筋庖丁、たま、のみ、油柄杓、火かき、戻火箸、加き

ト鯨、サカマタ鯨等を畫いてある。出所年月日等は明  
かならざるも、鯨史稿第二卷の卷頭を飾る紀伊熊野海  
鯨之圖と、その源を一にすることは察し得られる。因  
に紀伊熊野海鯨之圖には「右熊野浦鯨之圖、渡瀬氏所  
藏乞需寫也、于時寛政十年戊午十一月戸田氏」とある。

勇魚取繪詞

大木版 折本 上下二卷

下卷最後の跋文に、文政十二年小山田與清とある故、  
同年、同氏の著作ならんかと思はる。内容は、肥前平  
戸の屬島、生月嶋に於ける益富又左衛門の捕鯨組の、  
捕鯨狀況を繪解にしたものである。項目は「生月嶋全  
圖、同島御崎納屋全圖、生月一部浦苧綯圖、生月御崎  
納屋網作圖、同納屋場前細工圖、生月一部浦益富居宅  
組出圖、生月御崎西沖下鯨見出圖、同座頭鯨網代追入  
圖、同脊美鯨掛取銛突圖、同一銛二銛突印立圖、同座  
頭子持鯨劔切圖、同鯨掛取漕込圖、同納屋場脊美鯨漕  
寄圖、同脊美鯨切解圖、同御崎浦大納屋圖、同小納屋  
圖、同骨納屋圖、同羽指躍圖。以上上卷であるが、下



卷には脊美鯨、座頭鯨、兒鯨、長須鯨等の形態、解剖、鯨漁船、漁具、解剖、採油道具等を圖解説明してある。文政年間九州に於ける捕鯨狀況を知るには、一讀しなければならぬ文献である。

肥前國平戸屬嶋生月御崎鯨捕 鈴木性

文久二年十一月 四六倍版大 折本 寫本

本書は、勇魚取繪詞を眞似て、同書より適宜に繪圖と詞とを抜粹し、體裁も亦同書の如く折本となしたるものである。従つて本書の内容は、勇魚取繪詞を一讀するに如かない。

小川島鯨鯨合戦 安夔雀鳥 弘化四年仲春

寫本四五枚

肥前唐津領呼子浦居住の、中尾某といへる者の經營せる捕鯨組が、小川島にて行ふ捕鯨作業の見聞記である。題名既に鯨鯨合戦と云へるによつて察し得る如く、鯨を大敵と見、是に向ふ鯨組を軍陣にたとへ、捕鯨作業を合戦と稱したのである。従つて、全篇讀過するに、るや明でない。

鯨之圖 六鯨之圖 一卷

内容は脊美鯨圖(全形圖、腹之圖、骨組臟腑之圖)座頭鯨之圖、兒鯨之圖、未鯨鯨之圖、鯨鯨之圖、長須鯨之圖、小魚類之圖(シヤチ、ゴド之圖、沖ゴト、クロ之圖、シロ之圖、アカボ之圖、イルカ之圖、マンボウ之圖、鯨蠣之圖)等である。脊美鯨の腹部より見た圖及び骨組臟腑之圖の加へてあるのが特色と思はれる。

鯨繪卷 一卷 筆者不詳 隅谷英彦寫

卷末に「享保八卯年御尋ニ付紀州熊野浦二分口役所ニおゐて吟味之上書付指上候魚之圖、于時享保十五歲戊初夏寫之」とあるから、原圖は享保八年に作成され、享保十五年に模寫が出来たのであらう。然して尙文庫所藏のものは、隅谷英彦が更に模寫したものである。内容は次の如し。サカマタノ圖、スジイルカ、カマイルカ、眞イルカ、アカホウ、マンホウ、ハンソウ、ナ

附録 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文献解題

精微な科學的觀察よりも、軍記物的の興味を感じしむる方が多い。然し、弘化年に於ける小川島の捕鯨狀況の一端を窺ふ史料ではある。中に繪圖が多く挿入してあるが、その内には勇魚取繪詞中の繪圖を借り來つたと思はれるものが少なくないのは注意を要する。弘化四丁未歲仲春西肥唐津於旅舍寫、安夔雀、と末尾に書してあるが、安夔雀が果して原著者なりや否やは判らぬ。

鯨繪卷 山時成 小

卷頭に「此一巻者紀伊國熊野鯨數品正寫之圖也、元文元丙辰年三月松平義堯以家本模寫畢、厥后寶曆七丁丑年正月酒井忠昌圖畫于皆安永七戊戌年后文月上院山氏時成寫意」とある。内容は、熊野浦鯨船、戈海鯨水中出沒之圖、噴潮之圖、座頭鯨圖、脊美鯨圖、五島鯨圖等である。原圖の出所は、同じく山氏時成の筆に成る別の鯨繪卷と同様、松平義堯の許である。尙此の繪卷は完全のものであるか、或は卷末が破損散逸せるものな

イラキ、ケンサキナイラキ、ワニサメ、イラキサメ、カワサメ、水鯨、脊干鯨、座頭鯨、兒鯨、ノソ鯨、カツヲ鯨、マツコ鯨、長須鯨、ナイサゴトウ、潮ゴトウ、大ナンゴトウ、ツチ鯨、脊干鯨口ハリノ圖等であり、別ニ燕魴魚が添へてある。色彩等は多少異なるが、畫風は、山氏時成が模寫した鯨繪卷大に類似してゐる點が見られる。

鯨之圖 一卷 (繪卷) 乗信

卷末に「元文五年十月廿五日水野大炊頭ヨリ借寫、寛政十戊午歲七月十一日乗信寫之」とある。従つて此の一卷の原本も畧明であらう。内容はアカバウ鯨、脊干鯨、坐頭鯨、兒鯨、マツコ鯨、ノソ鯨、長須鯨、汐ゴトウ、ナイザゴトウ、鯨鯨、赤ホウ、カセサメ、大ナンゴトウ、サカマタ、槌鯨、劔先ナイラキ、イラキサメ、脊美鯨口ヲ開ケタル圖、筋イルカ、眞イルカ、鎌イルカ、楂魚(マンバウ)ハンソウ、鱒(碧魚)、水サメ、ワニサメ等を畫き、續いて鯨網の一部、天狗ブカ、捕



鯨の針及び劍(鐵製の部分丈け)を畫いて卷を閉ぢてゐる。

捕鯨繪卷 一卷

末尾に「右者古座浦鯨方ニ而年來取揚申諸鯨春魚々ニ而直寫之繪圖如件、享保十年巳正月、享保廿一年三月小倉平左衛門寫之、出所三浦氏、寛延四年六月廿五日紀州家老久野丹波守より借寫之、右鯨譜慶徳之所藏也、寛政十戊午仲夏二十又八日寫之、宮重氏記」とある故に、その出所が鯨繪卷(二卷箱入)と同じきものであることが知られる。内容は、繪圖の最初は破損して居り、勢子船が針を投する所より初まり、次にせひ鯨、せひ鯨口はりし圖、座頭鯨、兒鯨、まつこ鯨、長須鯨、ごとう鯨、つち鯨、いるか、つかまた(たかまつ)、鯨及逸名の鯨一頭が畫かれてゐる。

鯨繪卷 二卷 箱入 筆者 年代不明

上卷末尾に「右繪圖之儀ハ古座浦方ニ而、年來取揚申

てゐる實況を畫いたものである。

鯨之圖 一卷 (繪卷) 筆者不詳

内容は脊美鯨、座頭鯨、兒鯨、長須鯨、未鯤鯨、鯨(逆亦)、黒、筋イルカ、大魚喰、ゴト等を畫き、續いて早針、角針、中針、柱針、帆柱、萬針、釵、鼻針等を寫してある。年代不明。然し乍ら鯨體模寫の型態、種類、頭數等が、鯨之圖(明治二十四年八月、印田跋)のものと全然同一故、此の一卷の原圖は、紀州太地角右衛門所藏のものと思はれる。但、早針、角針、中針、柱針、帆柱、萬針、釵、鼻針等は後年の附加になるや、原圖のまゝなりしや明でない。

鯨之圖 (繪卷) 印田跋

明治二十四年八月

原本は紀州の太地覺右衛門氏に傳ふるもの。伊勢の魚問屋印田某が、弘化三年、伊勢志摩紀伊の各浦を巡廻して海産物取引の交渉を重ねつゝあつた際、偶々太地覺右衛門の宅に立ち寄り捕鯨の實況を見た。其時覺右

鯨其魚々之形を直に書寫申候」とあるから、紀州古座浦捕鯨場にて、實物を寫生したものと思はれる。上卷内容は、大印、小印、小ざし、ざい印、はやの針、同さしそへ、からく針、大はや針、道具もたせ針、万もり、釵、古座浦組捕鯨圖、脊美鯨、同口はりたる體、座頭鯨、兒鯨、まつこ鯨、長須鯨、筋いるか、五島鯨、槌鯨、しやちほこ鯨、いわし鯨であり、下卷内容は、セヒ、座頭、兒鯨、マツコ、長須、マツコ等の母子の鯨を畫き、コトウ、潮コト、大ナンコト等の圖から、眞イルカ、筋イルカ、カマイルカ、シヤチホコ鯨、赤ホラ、マンホウ、ハンサウ等に及び、其他ナイラキ、釵先ナイラキ、ワニ鯨、イラキ鯨、カセ鯨、水鯨等迄も寫してある。題名は鯨繪卷とは云ふものの、内容は紀州古座浦方面にて捕獲さるゝ體軀の大なる鯨類魚類を擧げたものゝ様である。

捕鯨圖 三枚續錦繪

明治初年のもの。外國帆船が、捕鯨艇にて鯨を捕獲し

衛門は、同家に相傳されてあつた繪卷の原本より、複寫して別に繪卷一卷を製作して、印田某に贈つた。其後印田某の親類にして、小宮某が、印田家にて該繪卷を見、印田の許を得て、陶器下畫師をして三度轉寫して成つたものが此の繪卷鯨之圖である。末尾に印田某の跋文があつて、以上の消息を語つてゐる。時に明治廿四年八月。繪卷の内容は次の如し。脊美鯨圖、座頭鯨圖、兒鯨圖、長須鯨圖、未鯤鯨圖、いはし鯨圖、しやち鯨圖、イルカ圖、くる圖、大魚喰圖、午頭圖及び網船沖合船圖、鯨船一番沖合圖、脊美鯨泳游圖等である。

梅岳捕鯨圖 軸三本

明治丁酉三〇年、梅岳なる者が捕鯨操作の實際を目撃

して寫した畫の如く思はれる。三部作。一は捕獲の瞬間。二は捕獲したものを岸に漕ぎよせる所。三は捕鯨に要する漁具の圖である。



捕鯨繪卷 一卷 隅谷英彦

大正乙丑年

卷末に筆者隅谷英彦が「捕鯨無記名繪卷筆者不詳」と原本の存りしを確證してゐるが、不幸又その原本の筆者の名も知られてゐない。然し乍ら、その捕鯨が紀州捕鯨の有様を模寫したものであることは、鯨船の紋様によつて窺はれる。繪の内容は、三艘の勢子船が一頭の鯨を追ふて鉚を投じてゐる捕鯨操作の寫實である。

肥前州産物圖考

俱八本 木崎攸軒

折本  
天明四年

圖考八本中の一本に、小兒の弄鯨一件の巻序と題し、九州小川島に於ける捕鯨繪圖がある。此の圖考八本は攸々軒が七十三才の天明四年に完成したものである。従つて、その一本たる鯨繪圖も、恐らくは安永年間から天明初年にかけての作品であらう。その内容は、攸々軒原著、榛谷某書する所の、捕鯨繪卷と畧同一である。此の捕鯨繪卷の原本が、安永二年の作であるといふから、或は肥前州産物圖考中の一本捕鯨圖と、その執筆年代がさしたる差異なかつたかも知れぬ。

第三 水産博覽會關係

捕鯨裝置 (明治十六年水産博覽會審査報告)

同報告中、第一區第二類出品審査報告なる一卷が含まれてゐるが、その中海漁裝置部の第一捕漁裝置が、捕鯨業に關係せる項目である。

捕鯨裝置の出品者は、高知縣浮津捕鯨會社、長崎縣小關亭、和歌山縣石垣徳太郎、石川縣阿波有道等であり、これを審査するに當りては、何れも當該地方捕鯨業の簡単な歴史を附加してあつて便宜である。殊に、高知縣浮津捕鯨會社の出品は、審査官によつて好評を博してゐる様である。その審査順序は、網船、勢子船、網、浮子、網羽、手形庖丁、長柄庖丁、劍、鉚、綱等を解説し、次に捕鯨圖三葉を挿入して、理解に便ならしめてゐる。續いて、土佐捕鯨業の歴史を省みて、簡単な敘述を加へてゐる。他地方の出品に對しても、大體同様な方法をとつてはゐるが、記述は比較的簡單である。然して最後に総合的批評を試みてゐる。

農家 勞働圖解

一四〇  
嘉永二年十一月

本圖解の最後の部分に、能州鳳至郡前波村邊及其附近、並に越中射水郡水見灘等にて行はるゝ捕鯨圖がある。此の捕鯨圖によれば、前記地方に行はるゝ捕鯨法は、臺網の使用に存してゐる。圖解は、臺網にて鯨を捕る所、胴の木(持双柱)に組んで鯨體を岸近く漕ぎよせる所、轆轤、綱類、胴の木、庖丁、つりかぎ等の圖の三葉を收め、それに簡単な説明がついてゐる。臺網捕鯨の點に注意すべきである。

阿淡産志 海魚之部六

海鯨の項目の下に一頁の記述と一葉の繪がある。阿淡方面は鯨類の來游する事稀であるがその一證になる。

太地浦捕鯨繪卷 一卷

明治五年

年號は判然とせぬが末尾に明治壬申とあるから五年頃の筆らしい。内容は他の繪卷とさして變らぬが、唯寒中鯨値段積りがあつて經營上の好参考となる點は注意すべきである。

捕鯨器具 (明治十六年水産博覽會報告)

右報告中、第一區第一類出品審査報告の一卷あり、その第五項に捕鯨器具を擧げてゐる。

審査順序は、和歌山縣橋爪長録氏出陳の捕鯨器械圖及鯨種類之圖を掲げて審査し、次に紀州捕鯨業の歴史に簡單な一瞥を投じ、續いて高知縣津呂捕鯨會社出品の圖式を審査してゐる。石川縣嬰長次郎氏出陳の器具は突具(金時鉚矢ノ根鉚引鉤刺鉚等)のみであり、これに關しても批評を加へてゐる。土佐及和歌山の捕鯨法は、周知の如く網鉚併用のものである。以上三出陳の器具を審査し、その最後に簡單なる所の、我捕鯨業の史的敘述を加へ、総合的批評を試みてゐる。

丹後國與謝郡伊根灣捕鯨場圖

(明治十六年水産博覽會審査報告)

同報告中第一區第二類出品審査報告なる一卷あり、その中の海漁裝置部第八各種採藻裝置附漁場の項に、題名の如き捕鯨漁場圖がある。此の捕鯨は、網を利用するが、その利用方法が同地特有の地形を考慮に入れて



る。此の點が、一般網捕鯨法に對して特色を有してゐる。要するに、京都府漁業誌所載與謝郡伊根浦捕鯨法の、具體的解説と思はるゝものである。

(水産博覽會審査評語 明治十六年)

出品物に對し一―二行の簡単な評語を加へたものゝ集綴である。その内より捕鯨關係のものは次の如し。鯨敷網圖長崎縣南松浦郡魚目村(卅四頁)、捕鯨器械圖和歌山縣太地村(八二頁)、捕鯨事業長崎縣北松浦郡平戸村、高知縣浮津村、長崎縣南松浦郡有川村、佐賀縣東松浦郡小川島、和歌山縣東牟婁郡佐野村(八六―八九頁)、鯨油千葉縣平郡加知山村(五八頁)、鹽鯨皮山口縣大津郡瀬戸崎浦(一一五頁)、等である。

(水産調査豫察報告 第一―第二卷合本)

明治二十一年農商務省農務局にて試みたる調査報告である。調査を本調査と豫察調査との二に區別し、此の報告は豫察調査を纏めたものである。豫察調査の主旨

古座、三輪崎の捕鯨業の調査あり。主として同地方に廻游する鯨鯨の種類習性等に就てある。第四卷第一冊には第一區長門海の川尻村の捕鯨調査あり。簡畧なる記述にして、文中、川尻捕鯨會社の記録にかゝる明治一―廿二年迄の捕獲高表が添附してある。尙第四卷第一冊に第五區若狭海の伊根浦の捕鯨業、同第六區越前、加賀、能登外海中の加州能美、日未及石川郡等の捕鯨業、第四卷第二冊の第一區能越内海中の宇出津村の捕鯨業等につき極めて僅かの記述あり。

鯨油

(明治廿三年 第三回内國勸業博覽會審査報告)

魚油蠟の項目の下に四七七―四七九頁にわたつて鯨油の製法が畧述してある。歐米の方法に基づく所の大日本水産會社のそれである。

鯨蠟

(明治廿三年 第三回内國勸業博覽會審査報告)

魚油蠟の項目の下に四九三―四九五頁にわたつて日本

附録 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文献解題

は、各地水産物の消息及び漁業等、從來の狀勢を詳かにし、仍て以て豫め調査の本據たる事物を定めんとするにあつた。然してその範圍は、全國に及ぼんとしたが、先づ以て西南方より始めたのである。蓋し本邦水産の消息が、南方よりする處の風候潮勢に基いてゐるからである。然して本報告中、捕鯨史料は一卷五冊九州西部(第一區天草海及肥薩内海第二區肥前内海第三區高來海及彼杵海附大村裏海第四區五島海第五區松浦海第六區筑前海第七區壹岐海第八區對馬海)の内、五島海及松浦海のものである。調査年月は明治廿四年。五島海に於ては、柏島、富江ノ黒島、大濱ノ黄島、魚ノ目ノ有川、宇久島、小値賀等が擧げられてゐるが、當時専ら捕鯨の行はれたるは有川、黄島等。松浦にては生月、小川島が畧述されてゐる。尙當該地方の舊家には、捕鯨舊記が存するものゝ如くである。

(水産調査豫察報告 第三―第四合卷)

第三卷第一冊。第二區には紀伊南東海のうち大地、

水産會社及び大日本帝國水産會社の鯨蠟の製法が畧述されてゐる。

鹽藏物

(明治廿三年 第三回内國勸業博覽會第四部審査報告)

右の如き題名の下に鹽藏鯨肉の記述がある。二三―三三四頁の僅々二頁の記述に過ぎないが、山口縣下に於ける鯨肉鹽藏の方法を知り得る。但しこゝに云ふ鹽藏は、淡鹽に非ずして遠方へ運搬する爲の調理法とも見られる。

燕骨

(明治廿三年 第三回内國勸業博覽會第四部審査報告)

加工食品なる項目の下に、鯨燕骨の製法が簡單に述べられてゐる(三七七―三七八頁)。山口、佐賀、長崎方面に於ける該品の製法を窺ひ得る。

骨粉及び各種製肥料

(明治廿三年 第三回内國勸業博覽會審査報告)

海産肥料項目中四六二―四六六頁にわたり、右記の如



き見出しの下に鯨骨肥料についての記述がある。簡単ではあるが化学成分にも立ち入つて述べてゐる。

水産業の方案

(明治廿八年 第四回内國勸業博覽會審査報告)

第三十七類水産業の方案中、五〇三―五〇五頁に捕鯨方案について出品したるものに對する論評がある。出陳者は北海道天鹽捕鯨場、山口縣川尻捕鯨場、山口縣立津捕鯨場等である。方法といふも捕鯨事蹟が内容となつてゐる様である。

捕鯨其他海獸獵具及其圖式

(明治廿八年 第四回内國勸業博覽會審査報告)

右項目中捕鯨獵具の説明が大部分を占めてゐる(三八七―三九二頁)。出品者は長崎縣平戸(捕鯨銃火箭、魚標)高知縣浮津(舊來方法の雛形)山口縣川尻及立津(各其事業の成績)其他である。

宮田榮助氏の出品になるが、他は總て津呂捕鯨會社の出品である。

佐賀縣小川島捕鯨業成績

(第二回水産博覽會審査報告 明治卅一年七月 第三・四・五卷)

第四卷第九區第六營業組織成績及統計中に、右記の如き項目があり、小川島捕鯨業の明治十一年(會社組織の年度)より同廿九年に至る間の捕鯨頭數と、その代價金額の統計がある。

魚市場(第二回水産博覽會審査報告 明治卅一年七月 第三・四・五卷)

第四卷第四部第九區の第三に右記の如き項目がある。その中に、佐賀縣岸川峰吉出品の早津江津魚市場についての二―三行の解説があるが、捕鯨史料としては維新後鯨肉の糶賣を開始したと唯一語が見えてゐるに止まる。本項目は鯨肉賣買の研究に際しては精讀すべし。

(水産調査報告 第四卷 第三册 農商務省水産調査所 明治廿九年四月) 日本漁船調査第一報。これに山口縣及高知縣の捕鯨船の構造圖あり。捕鯨技術史の参考には一讀すべし。

鯨網(第二回水産博覽會要録)

明治卅年の水産博覽會に、津呂捕鯨株式會社より出品したる鯨網の解説書である。解説の順序は出品數量及賣價、製造場、素質、構造法、製造機械、使用法、効用、製造人名。業務沿革、捕獲高、褒賞、審査請求の主眼等である。明治前期に於ける鯨網製造及使用の方法を、具體的に知り得る便宜の書である。尙同書には、繩網、萬綱、大ジラセ綱、胴繩、手形綱、矢繩、劍引繩、曳セ樽、樽カ、ス綱、小ジラセ綱、小附繩、捕鯨用長銆、捕鯨用ポプランス、捕鯨用破烈矢、捕鯨用二連中銃、手形庖丁、大切庖丁、筋仕成庖丁、小切庖丁、大銆、樽銆、中銆、早銆、劍等が個別的に出品の上審査されてゐる。出品者は、捕鯨用長銆、捕鯨用ポプランス、捕鯨用破烈矢、捕鯨用二連中銃は東京市居住の

鯨大數網記錄(第二回水産博覽會審査報告 第一卷)

右報告書中一八七頁及一八九頁に、捕鯨に使用する大敷網に就ての記録が載つてゐる。長崎縣南松浦郡五島三井藥村宇赤瀬及び佐賀縣神集島に行はれたものであり、前者は明和三年、後者は享保九年の開始にかゝるといふ。参考すべき文献である。

鯨筋(第二回水産博覽會審査報告 明治卅一年七月 第二卷第一・二册)

鯨筋を乾製せしめた食品である。その簡単な製法が述べられてゐる(三一〇頁)。

畜産及水産品罐詰製造業者取調表

(第二回水産博覽會審査報告 明治卅一年七月 第二卷第一・二册)

明治二十七年及同三〇年度の二ヶ年度にわたり、右記製造業者の取調表が(五二八―五三三頁)(五三四―五六四頁) 府縣別に掲げられてゐる。中に鯨肉罐詰業者の姓名も見えてゐる。



魚骨藻類人造肥料及雜肥

(第二回水産博覽會審査報告 明治卅一年七月 第二卷第一・二册)  
魚骨藻類人造肥料及雜肥を出陳した中に、鯨骨粕を出した人が二人(津呂及浮津捕鯨會社)存する。その化學的分析表が掲げられてゐる(第二卷第二册二九頁)。

鯨燕骨

(第二回水産博覽會審査報告 明治卅一年七月 第二卷第一・二册)  
高知縣、山口縣、富山縣、佐賀縣、鳥取縣等より出品したる鯨燕骨についての論評あり(五一五―五一六頁)。

鯨油

(第二回水産博覽會審査報告 明治卅一年七月 第二卷第三・四册)  
魚油蠟及魚膠類中の第十五項に鯨油を論評してゐる。出品地は神奈川縣、兵庫縣、千葉縣、茨城縣、宮城縣、石川縣、富山縣、山口縣、和歌山縣、高知縣、佐賀縣等である。就中、山口縣、高知縣の論評が最も長い。

鯨鬚筋骨及其製品

(第二回水産博覽會審査報告 明治卅一年七月 第二卷第三・四册)  
審査報告の冒頭に、鯨鬚鯨筋を工業に利用したる來歴が簡單に述べてある。参考に供すべきである。審査報告は(1)鯨鬚筋骨(2)鯨鬚鯨筋の製品との二項に分れてゐる。前者に於て出品せる縣は、高知縣、佐賀縣、山口縣、長崎縣、石川縣、富山縣等にして、後者には東京府、大阪府、兵庫縣、鹿兒島縣、山口縣、高知縣、福岡縣等の名が見えてゐる。本文を一讀する事によつて當時に於ける鯨鬚骨等の利用程度が窺ひ得られて面白いと思ふ。

高知縣安藝郡 室戸村浮津 漁民子弟就學一覽表

(第二回水産博覽會審査報告 明治卅一年七月 第三・四・五卷)  
第四卷第四部第八區の第三に漁民子弟教育統計なる項目があり、その中に高知縣安藝郡室戸村浮津の漁民子弟就學一覽表が、浮津水産補習學校の手によつて、明治三十年四月に調製され、それが本書に掲げられてゐる。

追賞

(第二回水産博覽會審査報告 明治卅一年七月 第三・四・五卷)  
第四卷末尾に追賞の項目あり、その中に捕鯨關係功勞者として、高知縣多田五郎右衛門、宮地武右衛門、奥宮保馬、佐賀縣東松浦郡呼子村中尾甚六、千葉縣勝山町醍醐新兵衛、石川縣金澤市下本多町河波有造を挙げられてゐる。就て見るべし。

鯨其他海獸獵業

(第五回内國勸業博覽會審査報告 明治卅六年十一月 第三部)  
山口縣川尻捕鯨組の網獲捕鯨業及び長崎縣平戸の銃殺捕鯨器具に就ての審査報告である。前者については簡單な歴史的記述がある。

遠洋漁業の方法及成績

(府縣聯合水産共進會審査復命書 明治四十一年三月)  
右題名の下に、山口縣東洋漁業株式會社及び長崎縣長崎捕鯨合資會社の二捕鯨會社より、出品したるものに就ての審査書が含まれてゐる。何れも汽船捕鯨業(近

千葉縣六郡漁業調査書

(復書紙綴 千葉縣水産試驗場)  
明治四十四年九月十月 矢吹技手  
調査書の最後に勝山町の項あり。その中に捕鯨及鯨網と題して勝山捕鯨業に就ての一言の記述あり。

註、水産博覽會關係文獻中に於て括弧中のものは書名を示す



第四 漁業史料中にあるもの

土佐國漁村調査書

軼入筆録

明治十九年漁誌編纂に際して、沿岸各漁村に命じ、漁村内の各事情を調査の上報告せしめた。その原本が本調査書である。捕鯨部落である津呂、浮津、窪津等の事情についても取しらべられてゐる。従つて本調査書は、明治廿年前後に於ける、捕鯨部落の實狀を知るに不可欠の文献であると共に、同年代に於ける土佐沿岸各漁村と捕鯨部落との比較研究をなす上に於ても、不可欠の文献である。

京都府漁業誌

京都府水産講習所 明治四十三年

與謝郡伊根及び栗田村等にて行はれた捕鯨法の記載が同誌第二卷伊根村之部及び同第四卷栗田村の條に記述してある。同地の捕鯨法は特殊のものであつて、鯨鯨が灣内に泳入した場合、灣口をたて切り網にて三重位に遮斷して鯨鯨の逃逸を防ぎ、更に別の網を以て、鯨

かつた様である。但明治初期には關澤明清が新式捕鯨器具を以て幾度か試験を行つたといふいはれある場所である。

豆州内浦漁民史料

澁澤敬三編著

上中下四冊 昭和十二年

豆州内浦にては立切網を主要漁具として漁業を営む漁村である。此の漁村が立切網を使用し得るのは内浦そのものが特殊な灣形をなしてゐる爲であつた。然るに此の灣の前面即ち駿河灣の東部に於て駿州前田村の漁師が捕鯨業(突取法による)を営み或は戸田村の漁師がこれを営み時には遠く三浦三崎の方より鯨船が乗り込んで來て此處で捕鯨する事があつた。此の爲内浦灣内に廻游する魚族が魚道を遮斷されて灣内へ入らぬ様になり従つて内浦の漁師が不漁に陥り困窮するに至つた。かくて内浦灣前面に於て捕鯨する事を取り止められ度内浦灣の漁師が再三上司に嘆願した願書が内浦史料中に散見してゐる。(九〇五番、九〇六番、九〇七

鯨の岸近く寄るを窺つて、是を圍繞して岸へ引きあげるのである。勿論その途中多數の船が錨を以て突く事も行はれるのである。敷網による捕鯨法と共に特殊の捕鯨法であらう。

安房郡水産沿革史

安房郡水産組合 大正三年

第一二九號見物村御用留、第二二二號安政四巳年十二月七日鯨漁之儀爲問合アメリカ鯨漁舟レビット號へ罷越候處大畧左之通御座候、第一六九號蝦夷地鯨漁願立手續、第一七三號捕鯨ニ關スル建言、第一七六號鯨鯨漁獵ノ件、第一七七號鯨鯨取揚切捌赤肉其外賣捌方御尋ニ付左ニ奉申上候、第一七八號鯨鯨御請證文之寫差上申御請證文之事、第一八一號履歷書(加知山醒醐氏)第一八二號鯨鯨ニ關スル質疑應答、第一八三號漁沿革第一八九號捕鯨器拜借願等が收められてゐる。房州捕鯨業は槌鯨等が主として捕獲の對象となり、元來紀州、土佐、九州等の捕鯨業の如く、網具は使用しなかつた様である。従つて、捕鯨規模も前記諸國の程の事はな

番、九〇八番、九〇九番、九一〇番、九一一番)

山口縣豐浦郡水産史

水産局

昭和十年三月

楠美一陽氏の豐浦郡水産史料を復刻したものであるが巻中には捕鯨史料も含まれてゐる。山口縣下にて捕鯨業の行はれたるは、寛文年間肥前の捕鯨業者が角島、肥中浦を中心としてなしたるを初めとするといふ。その後延寶年間には、地下の漁業者も亦捕鯨を行ふに至つた。元文年間には、肥前大村領の深澤儀平治が渡來して、角島、肥中にて捕鯨を營んだが少時にして中止した。その後、寛政年間には又斯業の復興を見た。今本書中捕鯨史料の存在箇所を二、三指摘するなら一二五、一七一、三一一、三一七、三四九、六六八、六七八、八〇八、九〇七、九四五の諸頁に散見してゐる。山口縣下の捕鯨史料としては重要なものである。俵物としての鯨ひれに注意すべし。



擇捉島漁業志

擇捉島水産會編纂

擇捉島水産會函館出張所  
昭和十二年十二月

本島に於て本邦人が捕鯨業を經營したるは大正四年東洋捕鯨會社が擇捉郡内保に事業場を設けし以來であるといふ。大正四年—昭和八年間の捕獲頭數及び製法等に就ての統計あり。

北海道漁業志稿

北水協會編

菊版  
昭和十年

第十二篇に「鯨」の一篇が宛てられてある。僅々六頁の記述に過ぎない。従つてその内容も極めて簡畧である。が北海道捕鯨史の研究には参考に供すべきであらう。北海道漁業志要中の鯨の記述と畧同様である。

北海道漁業志要

後編第十一章獵虎臘肭獸及鯨中に鯨獵業に關する一項目がある。第三款鯨、第一產地、第二種類動作、第三獵期獵具及獵獲方法、第四獵獲高及製造輸出、第五資本漁夫、第六沿革等である。僅々七頁の記述に止まる。

大日本水産學校長藤川三溪が「水産ヲ論ゼントナレバ、ソノ本原ニ溯ツテソノ理ヲ明ニセサルベカラズ、ソノ本原ヲ明ニスルニハ、第一天學、地學、理學、化學、航海學、測量學、而シテ後ニ養魚法、蕃殖法、漁獲、製造、販賣ノ精ニ及ブベシ、コレ我が水産學校水産會社ノ設アル所以ナリ」。此の爲、彼が淡鹹水族を圖解して、用に供せんとしたものが本書である。下巻海獸部に、脊美鯨、壺魚鯨、座頭鯨、長須鯨、兒鯨、巨頭等の繪圖があり、それに簡単な解説が加へられてゐる。

水族誌

「第四編無鱗魚類ノ二」に「クヂラ」「セミクヂラ」「ザトウクヂラ」「コクヂラ」「ナガスクヂラ」「ソクヂラ」等々の項目を別つて、各々の習性、利用法等を敘述してある。著者畔田翠山源伴は紀藩の人であるので、本誌に記述せられた各種鯨類の種類、習性、利用法等も、自ら紀州を中心として觀察研究した結果であらう。捕鯨誌に直接關係なき生物學的敘述が大部分であるとは

附錄 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文献解題

その内容も北海道漁業志稿と大差なし。

舊藩時代の漁業制度調査資料

東牟婁郡(一九七頁)の捕鯨沿革あり。紀州捕鯨業の参考とすべし。

紀州漁業圖說(五)

捕鯨 和歌山縣水産會

昭和七年四月  
半紙版

和歌山縣水産會が紀州漁業圖說と題して、謄寫刷りの圖說五冊を公にした。一冊廿頁前後のものである。その五冊目の最後に、捕鯨の項目があり、簡単に紀州捕鯨業の組織を述べてゐる。

紀伊伊勢志摩漁具圖說

折本

「鯨漁具之内」なる項目の下に一葉の圖面がある。捕鯨に要する網具の構造、麻及藁繩見取圖、采等の形が畫かれ、簡単な説明が加へられてゐる。

水産圖解

藤川三溪著

明治二十二年  
井上神港堂發行

いへ、紀州捕鯨史研究には参考に供すべきであらう。増補 漁撈編 川合角也 菊版 大正九年 第二編各論の第七章捕鯨業なる項目の下に、捕鯨技術の解説がある。細目は第一節沿革、第二節捕鯨法の種類、第三節鯨の種類及習性、第一類沿岸捕鯨、第一網獵法、第二類沖取捕鯨、第一突獵法、第二諾威式捕鯨、第三米國式捕鯨となつてゐる。沿革の項に述べあるは、主として歐洲のそれであるが、以下の各項目に於ては、明治以後に於ける我國捕鯨業の技術的組織を知るには、便利な文献である。

日本水産製品誌

水産局

明治廿年

右書中に鯨條並に海豚節につき製法を記せり、就て見るべし(昭和十年再版)一六四頁。尙鹽鯨は同書三三六頁、鯨蕪骨は同書四三三頁にあり。



第五 地方誌中にあるもの

風土注進案

三隅莊通浦(一六頁) 深川莊瀬戸崎浦(一八頁) 向津貝村(五一頁)等に捕鯨記事あり。山口縣捕鯨史料としては豊浦郡水産史中のもとの合せ讀むべし。

高知縣史要

高知縣

大正十三年三月

第四編第三章産業部の第二節林業水産中に、土佐捕鯨業の史的概畧が述べられてある。五五〇頁から五六〇頁にわたつて、多田五郎右衛門が起業の當初から、明治末葉大東漁業株式會社が銃殺捕鯨業を以て、社運を興起せしむる迄を敘述してある。參考資料としては、津呂捕鯨誌、南路誌所載鯨漁業根元開書等を中心とし、明治時代の斯業については實際の見聞を主としたものゝ如くである。従つてその敘述は、捕鯨業の發端及び津呂浮津兩組成立當時の事情、並びに幕末明治時代の記述に詳にして、徳川時代を通じての史的發展の事實

熊野史

小野芳彦

昭和九年三月 菊版  
八六〇頁

第二卷熊野小史中の第九章を捕鯨業にあてゝある。その項目は「一、熊野捕鯨業の沿革 二、舊式捕鯨の概況 三、熊野六鯨、鯨踊」となつて居り、十一頁を割いてゐる。熊野捕鯨業の一斑を窺ひ得る。

串本町史

大正十三年八月 四六版  
八四八頁

第二篇第七章産業部の第九節を捕鯨事業に宛てゝある。明治六年以後の捕鯨業が中心問題として取扱はれて居り、中に同年度以後の文書が數葉挿入されてゐる。紀州捕鯨業研究に際しては好文献である。同篇第十七章第三節名物名産中にも鯨の一項がある。因に第三篇は古文書集となつてゐる。

清水港沿革誌

望月萬太郎

明治卅二年九月

漁業沿革の項目下に、万治元年房州館山の捕鯨船が、寛文四年に相州三崎の捕鯨船が、いづれも清水港に來りて悶着を起したる記事畧述しあり。

附録 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文獻解題

には筆を入るゝ事少ないらみがある。然し乍ら、土佐捕鯨業の輪廓を知るに便利である。

南紀徳川史

昭和八年刊

第一冊卷之二周參見浦にて鯨三百を獲す、卷之四雄湊浦にて鯨御突留、第二冊卷之十一勢州捕鯨、第七冊卷之六十四和田忠兵衛頼元、和田總右衛門頼治、第十冊卷之九十三熊野浦鯨獵之事、卷之九十四寄り鯨あらば不殘浦方へ呉べし、勢州松崎浦にて捕鯨被仰付、卷之九十五勢州にて捕鯨、第十一冊卷之百三熊野鯨、第十三冊卷之百十八鯨船を備へ船軍操練等あり。

白濱 温泉叢書歴史文獻篇

雜賀貞次郎編

昭和八年

篇中に捕鯨に關する資料一二あり。綱不知港の鯨漁及び南龍公鯨船調練これである。前者は鯨の大群が不時に寄せたのを捕獲した時の記録であり、後者は南龍公が鯨船を訓練して將軍家の不審を蒙つた時の記録である。南紀徳川史に載れると同様のものである。

新編常陸國誌

卷下

中山信名修 東京印刷株式會社  
栗田寛補 明治三十四年三月

第十三卷土産の部に海鱈の一項がある。僅々一頁の記述である。此の一項によつて此の地方の漁人の鯨に對する關心の一端が窺はれる。此の記述に於ては當時の漁人は流鯨を捕へてゐたに止まる様である。

小笠原島誌

山方石之助

東陽堂支店  
明治卅九年十一月

第五編第二章水産業の章中(一)明治以前の漁業(二)明治初年の漁業(三)明治九年以後の漁業(中の鯨獵)は總て捕鯨史料である。幕末から明治初年にかけて、同島に如何にして捕鯨業を振興せしめざる可らざりしかを窺ふに足る。中濱萬次郎、藤川三溪等の活躍も見られる。

對馬島誌

對馬教育會編纂

昭和三年七月

第一編第廿二章産業第四節漁業中に捕鯨の項目がある。此の記述二―三頁に止まる。第二編町村別地誌中にも多少參考に供し得る所あり。



第六 一般資料中にあるもの

本朝食鑑 平野必大

元祿十年

卷之九の冒頭に鯨魚の項目あり。釋名から初まり習性形態、捕鯨地、捕鯨法、解剖、製油法、肉の醫學的考察其他の利用法等を記す。地方的色彩の比較的少ない記述であるが、兎に角近世初頭中央部に於て鯨が如何に考へられてゐたるかを知るには不可缺の文献である。

和漢三才圖會 寺島良安

正徳三年

卷第五十一に魚類江海中無鱗魚に鯨の項目がある。生物學的記述である。徳川初期に於ける鯨鯨の自然科學的敘述である。但し此の敘述は本朝食鑑には及ばぬ如き感がある。

大日本史料 第十二編之四後陽成天皇

五三五頁に慶長見聞集を引き關東にて初めて鯨を突く事の記事あり。尙五四二頁(當代記)五四二頁(御湯

の住民への分配割合等を規定してあるに止まる。僅か八頁許りの記述であるが、常陸方面の捕鯨業に對する御料と私領との關係を窺ひ得る。尙第五卷の雜稅(第二)中に鯨漁分一の事の追加、及び第九卷の水運(第三)の部に、鯨船を河川洪水の節に利用するといふ事に就ての記述が見みてゐる。

ペルリ 日本遠征記 鈴木周作譯

大同館發行 明治四十五年六月

本書は世人周知の内容を有する述作である故、今更紹介の必要もあるまいと思ふ。唯、捕鯨史研究の上から注意すべきは、米國が幕末我開國を要求した半面には、北太平洋方面に於ける米國捕鯨業が隆盛を極め、その捕鯨船に薪炭水を供給する必要の存したる爲なる事、是である。本書全體の構成は紀行文風であるが、鯨につき尙二二三ヶ所、上述の消息を傳ふる敘述が見られる。一五頁、一一六頁等。

殿上日記)五四二頁(輝資卿記)等に二二三行宛鯨肉利用の記事あり。

地方凡例錄 卷五

鯨分一金、突鯨・寄クジラ・切クジラ分一定法之事、の題下に法令あり。尙常州鹿島郡下津村に流鯨ありたる折の實例を擧げてあり。本書にのれる鯨關係の記述は徳川時代の捕鯨稅(殊に天領に於ける)を知る參考たり。

日本財政經濟史料

「本書は瀧本博士の題言にある如く、大藏省の編纂に係るものなれども、その原書は悉く舊記、古文書に基き、或は古老に訊して、蒐集したる徳川幕府の政令法規」である。その中、捕鯨史料は、第一卷財政の部雜稅の項目中、第五に鯨漁稅として集めてある。内容は幕府の法規であるから、突鯨、寄鯨、流鯨等の運上の率、及び御料と私領とへ流寄鯨ありたる場合の、兩者

施福多先生文献聚影(解題)

シーボルト文献研究室代表者 入澤達吉

昭和十一年四月

中に「キシウ産鯨に就いて」と題する一項がある。内容は、鯨體各部の効能と利用法及び各種鯨屬の生態觀察の記述である。紀州捕鯨史研究の參考に供すべし。文政年間、彼シーボルトが日本滞在中、彼の門下の英才岡研介をして調査せしめたものであるといふ。尙日本疾病志にも眼を通すべし。九州地方に於て、鯨肉過食から來る疾病について、シーボルトの觀察が一言述べてある。

甲子夜話 第二 四三六頁

甲子夜話續篇 卷十六 二四二頁

水戸沖に米國銃殺捕鯨船が來り、附近漁夫が是に近付いて船上に登り米國船員より種々饗應をうける記事あり。捕鯨業を通じて幕末騒然たる沿海の事情をうかがふべし。



土佐國捕鯨說 (古事類苑産業部一漁業)

原本が何れに傳つてゐるか明かならざれども、土佐國捕鯨業の沿革を畧述し、併せて捕鯨方法をも簡単に敘述してある。古事類苑産業部一の四三一頁―四三二頁にわたつて書かれて居り、項目は「捕鯨由來ノ事」及「鯨魚捕術ノ事」の二つ。

鯨漁業根元聞書 (南路志)

河龍撰の南路志卷三十五關國第十一之二に載る所である。山内忠義の治下、兼山が國政に參與してゐた當時、尾張の尾池四郎右衛門を捕鯨にまねき寄せて以後、寶曆九年迄の土佐國捕鯨事情を、傳へ聞いて記録したものである。記録の終りに「安喜郡室津浦住人種屋喜左衛門致集書所也」とある。内容は土佐室戸浮津組捕鯨史料の、卷頭にある一文獻と大同小異である。

高知縣産業史料 捕鯨沿革 寫本(原本高知圖書館藏)

慶安年間、野中傳右衛門が尾張の尾池義左衛門を招い

(九)紀伊阿田和捕鯨業の起原となつてゐる。

西游日簿 司馬江漢

筆錄 天明八年九月

藝州尾ノ道附近に大鯨小鯨と呼ぶ二つの小さき島あり。春三月五島よりこゝに鯨が來るといふ。

尙尾ノ道附近の鯨島については「道ゆきふり」(前伊豫守貞世朝臣著、群書類從第十八輯所載)五〇頁を見よ。

紀南遊囊 天山

謄寫版

寛政十一年十二月天山が兵庫より潮岬を廻つて太地に及び同地の捕鯨業を見物した時の記録である。太地五郎作が校訂してあるから信頼し得るであらう。寛政年間の太地捕鯨業の規模組織等種々を窺ふに足る。

西遊日記 司馬江漢

坂本書店 昭和二年五月

司馬江漢が、天明八年四月江戸を發して長崎に遊び、寛政元年三月再び江戸に歸る迄の詳細な日記である。此の旅行中、彼は十二月初めより一ヶ月許、平戸の屬島生月にわたつて、益富又左衛門經營の捕鯨業を見聞

附錄 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文獻解題

て、安藝郡安藝浦にて捕鯨を營ませてより、明治十五年に至る迄の概畧を畫いてゐる。原稿紙四枚許りであるから、その内容は推して知るべきである。但し、此の敘述中には、多田氏起業の事實が缺如されてゐる。末尾に「明治十七年九月―十一月刊行高知縣勸業月報」とあるから、一度公刊されたものであらう。尙、寺石正路氏の「土佐遺聞錄上」中に載せられてゐると思はれる捕鯨術なる一編をも含んでゐる。捕鯨術の内容も、大體、土佐捕鯨業の起原を論じてゐるものである。

日本産業資料大系 (4) 水産業、捕鯨

龍本誠一、向井鹿松兩氏の編纂にかゝる資料大系の内の(4)の第二編水産業中的一项漁業及水産なる題名の下に捕鯨を論じてゐる部分がある。その順序は(一)本邦捕鯨業の濫觴及沿革 (二)土佐捕鯨業の沿革 (三)安房加知山捕鯨業の沿革 (四)九州捕鯨業の盛衰 (五)九州鯨獵の起原及沿革 (六)紀伊熊野浦に捕鯨の傳來せし事 (七)加賀能登越中海捕鯨業の起原 (八)紀伊太地浦捕鯨業の沿革

した。その間の見聞録が、此の日記中に含まれてゐる故、九州捕鯨史研究の際には、多少の参考となるであらう。生月島の人情風俗等も多少畫かれてある。鯨骨粕を砂糖製造の中に入れるとあるに注意せよ。

大町念佛講帳 謄寫版

山形縣郷土研究會 昭和十五年四月

鯨肉利用方法の資料あり。奥州に於ける鯨肉食用の一資料なり。

近世商業組織の研究 宮本又次

第一部第八章近世商業文書中に鯨細工削屑に關する文書二通あり。恐らくは鯨鬚の加工に關するものならん。

房總文庫 第三卷

安房古事志第三平群郡の部に「捕鯨」の項目の下に勝山村の醍醐新兵衛の捕鯨業についての敘述がある。僅々三―四頁の記述であるが房州捕鯨業の文獻僅少の折柄参考に供すべきである。尙本書によれば魚油製造様式は橋南溪西遊記に出す所と畧同じであるといふ。



第七 雜誌 論文

幕末鯨漁業に於ける經營形態 遠藤正男

九州帝大の機關雜誌經濟學研究(六卷三號、昭和十一年九月)に掲載せられた論文である。内容は表題の如く肥前唐津地方の鯨漁業につき幕末當時の經營形態を中心として論究したものである。九州捕鯨業に就ては資料僅少の折柄であるだけ有益なる論文である。その概目は次の如し。

- (一) 幕末鯨漁業の經濟史的意義
- (二) 肥前地方鯨業の沿革とその發展の原因
- (三) 肥前鯨漁業に於ける生産組織
- (四) 鯨加工マニユファクチュア
- (五) 製品の販賣及び收益
- (六) 餘言

アイヌ捕鯨記

名取武光

ドルメン再刊第一號 昭和十三年十一月

北海道内浦灣の三荊八十四翁が、生涯の中二本の鯨を突き留めたその經驗談を、筆録したものである。簡單な記事ではあるが、我國との捕鯨民俗を比較する場

味深いものがある。尙附隨的に、谷真潮の東郡紀行「磯邊のもくづ」(安永七年作)及山内家文書天保十四年の文書中より、捕鯨關係の記事をも引用紹介してある。

文化五年土佐漂着船關係記録

桑田精一

土佐史談五一―五二號 昭和十年六月、九月

文化五年支那江蘇省の商船が、土佐室戸港に漂着したが、土佐藩では多數の番船をこれに附し九州へ護送した。その時、護送委員の一人に推された奥宮仁右衛門は、當時土佐津呂捕鯨組の經營者であり、彼は護送の傍、往復の何れにても任意九州捕鯨地に赴き、同地捕鯨術の視察を命ぜられた。此の「關係記録」は、漂着船護送の時の日誌及記録が主となつてゐるが、それと共に奥宮氏の捕鯨視察復命書も含まれてゐる。捕鯨史研究上必要なるは、此の復命書の部分であり、これによつて當時土佐捕鯨の實狀の一端を知り得ると共に、九州のそれをも比較的に了解し得る便宜もある。此の部分は、別名奥宮仁右衛門九州鯨方聞合記録となつて

附錄 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文獻解題

合必要な資料であらう。

鯨 井上嘉都治

昭和二年一月發行 「財團法人齋藤報恩會時報」第二號別刷 著者は東北帝國大學教授。本論文は鯨の生物學的研究である。

土佐の捕鯨網漁法

羽原又吉

社會經濟史學第三卷第四號 昭和八年七月

内容は土佐捕鯨業の沿革と、捕鯨操作の紹介である。主として津呂捕鯨誌に據つて書かれてゐる。項目は「沿革」「捕鯨、A船の分類、B船の行動、C突鉞」「結尾」の三つ。

岡本真古の癸酉日記

關田駒吉

土佐史談第六十七號 昭和十四年六月

文化十年、岡本真古が御浦廻役の時、職務上から書き留めた土佐捕鯨業に關する日記を、關田駒吉氏が紹介されたものである。當概年度の土佐捕鯨業の實況や津呂組經營者の奥宮正敬の人となり等を知り得て、興

ある。

捕鯨事業視察復命書

高知縣勸業月報 第廿六號

高知縣勸業課編纂

勸業課員平松與一郎が、安藝郡及幡多郡に赴いて捕鯨業並に鯨油の實況を視察して報告したものである。内容は、土佐捕鯨業の簡單な沿革と實狀とを併記してある。

捕鯨見聞記事

高知縣勸業月報第十六―十七號

高知縣勸業課編纂

勸業課員三浦與郎が、明治十八年一月十七日より、安藝郡捕鯨業を視察したる時の記録である。同年度の土佐捕鯨業の實況を知るに必要な資料である。

捕鯨業

水産文庫第二卷 第八、九、十、十二號

右四號にわたつて捕鯨業に關する記述がある。これは川合角也氏の執筆にかゝる漁撈學の講義の一部である。項目は次の如し。



第一沿革、第二捕鯨法の種類、第三鯨の種類及習性(脊美鯨、座頭鯨、長須鯨、兒鯨、鯔鯨、抹香鯨、槌鯨) 第一節沿岸捕鯨、第一網獵法、一獵具(網鉆及釵) 二漁船及漁夫、三獵法、第二節沖取捕鯨、第一突獵法(獵法、獵船獵具及乗組員) 第二諾威式捕鯨(事業船、獵具、獵法、鯨の解剖、獵場及獵期) 第三米國式捕鯨(獵船、捕鯨端艇、乗込員、捕鯨具以下缺) 氏の漁撈論中に收むる捕鯨業の基礎をなしてゐる部分である。

韓國の三捕鯨會社

水産文庫 第二卷第七號

雜録中に長崎捕鯨會社、日韓捕鯨會社、東洋漁業會社の設備準備について畧述あり。

水産製造學食用品

水産文庫 第二卷第五號

水産製造學食用品の第十五に鹽藏鯨肉、第十六鯨の尾羽の二項目がある。各々數行に過ぎぬ簡單な記述である。

第八

大日本水産會報 水産研究誌

捕鯨史料

大日本水産會報

明治15 第一卷第一號

魚蠟魚油の製造

柴田成親

16 第二卷第一號

鯨油を貯蓄して凝結せざる法

質濱 町田 實次

第一四號

魚油精製法

梶川 温

第一九號

捕鯨の地如何

金木十一郎

17 第三卷第二〇號

捕鯨の景況

第二一號

海豚捕獲及製法并に販路の件

質四家 水野正連

第二四號

海豚腮より製したる膏油の説

第三一號

捕鯨器械の質問

質建部 丑之助 山本由方

附録 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文献解題

龍涎香の性質

水産文庫 第二卷第九號

雜録中にあり。簡單なる歴史、化學的性質等にも及んでゐる。

明治捕鯨界の先鞭

石川縣水産雜件

右書中に表題の如く淡水漁史執筆になる一文あり。冒險世界載る所故興味中心の讀物である。僅か四頁の記述。

天鹽捕鯨業

北海道水産雜誌七 第四號 一四七頁

吉川昌則氏が天鹽國にて内地人經營の捕鯨業を視察しその沿革、組織、經營等を紹介したものである。

第三二號

鯨油試験

捕鯨沿革概畧 捕鯨業

起原備考(房州)

18 第四卷第三六號

魚油魚蠟の輸出

梶川 温

魚油の説

第三七號

九州鯨獵の實況

第四〇號

九州鯨獵の沿革

第四一號

鯨魚

水野正連

捕鯨説

第五六號

鯨獵器試験

第五七號

土州捕鯨業の沿革及現時業務の狀況を説き將來の意見を陳ぶ

第五八號

鯨魚

質阿部 九八郎 水野正連

捕鯨説

第五九號

鯨獵器試験

第六〇號

土州捕鯨業の沿革及現時業務の狀況を説き將來の意見を陳ぶ

第六一號

鯨魚

質高橋 元義 天野鐵輔

捕鯨説

第六二號

鯨獵器試験

第六三號

土州捕鯨業の沿革及現時業務の狀況を説き將來の意見を陳ぶ

第六四號

鯨魚

質服部 徹



20 第六卷第五八號

鯨の産兒場游行里程等の如何に關する意見

松原新之助

第六〇號

眞甲鯨族銃殺論

服部 徹

第六三號

海防の急務捕鯨にあり

平松與一郎

第六四號

鯨骨の利用

田中芳男

第六七號、六八號

捕鯨器械試験の實況

關澤明清

第六七號

捕鯨の件

應 質 關澤明清

第六九號

魯國捕鯨會社設立の舉を聞て感あり

關澤明清

21 第七卷第七〇號

鯨筋

應 質 鈴木榮吉

第七一號

捕鯨と鯨漁との關係如何

關澤明清

第九二號

高知和歌山山口三縣捕鯨頭數

第九三號

長崎縣下の捕鯨數

第九五號

海豚捕獲方法

應 質 佐藤賢治

第九六號

鯨骨の販路

應 質 佐藤賢治

第九八號

捕鯨機械の件

竹中邦香

同

海豚捕獲の統計及利用上の調査

第九九號

鯨肉販賣方等

川原波有藏

第一〇一號

伊豆田子港海豚捕獲の概況

岸上正作

第一〇二號

大島捕鯨の實況

醍醐新兵衛

同

露國の捕鯨船

附錄 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文獻解題

第七二號

鯨

應 質 高岡直吉

第七三號、七五號

長崎縣水産一班

下 啓 助

第七七號

鯨骨及鯨鬚

應 質 大塚右八郎

第七八號

歐洲需要魚油の影響

牧野健藏

同

遠洋の捕鯨を論ず

服部 徹

22 第八卷第八三號

捕鯨にクラーレ毒藥を用ふるの害否

應 質 和歌山縣東京衛生試驗所

第八六號

槌鯨棍鯨骨肉粉抹肥料の分析及効用

野澤 淳

第八八號

鯨鬚等の件

平松與一郎

第九一號

五島捕鯨會社の捕獲數

第一〇四號

川尻捕鯨會社捕鯨數十年間統計表

同

日本海に於ける露國人の捕鯨

同

日本水産會社の解散

24 第十卷第一〇六號

捕鯨起業資本

應 質 佐野純亮

第一〇七號

香川縣の捕鯨業

廣瀬六三

第一一〇號

鯨肉軍艦の需要食品となる

同

捕鯨減少の理由如何

第一一一號

鯨組の祝宴 脊美鯨減少せず 英國東洋鯨獵會社の船 浦潮斯徳の鯨肉日本の市場に上る 眞甲鯨 捕鯨銃

第一一二號

脊美鯨の鬚 脊美鯨の分布 眞甲鯨の分布 鯨



の晝寝

第一一五號

漁業と國防との關係

谷 干城

第一一六號

九州鯨獵の盛衰について

柏原忠吉

25 第一一七號

捕鯨砲の實驗

關澤明清

第一二三號

大島捕鯨の實視

第一二四號

大島及房州海の捕鯨

第一二五號

日本近海の外國漁船

村 田 保

捕鯨の方法

郡司成忠

同

捕鯨砲

同

大島及房州洋の捕鯨

第一二六號

應質 關澤野三清

26 第一二七號

第一二八號

第一二九號

關澤明清

鯨筋

第一三八號

金華山沖の漁場について

鎬木余三男

27 第一三九號

鯨獵株式會社創立の計畫

第一四〇號

鯨鬚に関する件

第一四二號

應質 澤濱時榮次

第一四四號

關澤氏の捕鯨業 電氣捕鯨器の試驗

長崎縣下

の捕鯨數

第一四六號

海豚皮製革法

應質 朝家萬太郎

第一四七號

佐賀縣小川捕鯨會社の漁獲

第一四九號

金華山沖抹香鯨試驗ノ實況

高橋新太郎

第一五〇號

日本鯨獵株式會社の漁業試驗

28 第一五一號

紀州沖抹香鯨獵

第一五四號

浮津捕鯨會社の捕鯨高

第一六一號

抹香鯨獵向來の見込

29 第一六四號

魚油の精製

第一六七號

海豚の種類性質捕獲製造及販路

松原新之助

第一六八號

外國捕鯨業の近況

第一七一號

西洋形漁船豐津丸

第一七四號

長崎縣下捕鯨頭數

30 第一七五號

巨頭鯨の大獵

第一七六號

生月と植松の捕鯨

第一七八號

鞣革用海豚皮

應質 西尾茂七松

附錄 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文獻解題

第一七九號

朝鮮沿海露國汽船捕鯨概況

第一八一號

長崎縣捕鯨數

第一八二號

遠洋捕鯨

31 第一八七號

五島捕鯨會社の近況

第一八九號

鯨油の驅虫効用

第一九二號

長崎縣捕鯨數

第一九三號

朝鮮海の捕鯨業

第一九四號

海豚の鞣革

第一九五號

露人の本邦近海捕鯨業

第一九六號

新著島の捕鯨會社

西伯利の捕鯨業



第一九七號

觀鯨骨之記

32 第一八卷第一九九號

海豚油と海豚の捕獲 西海に於ける外國捕鯨船

第二〇一號

九州の捕鯨業

高橋新太郎

同

水産上顯著の事績 咸境江原兩道沿海捕鯨景況  
露韓捕鯨條約の訂結

第二〇三號

長崎縣下の鯨獵

第二〇四號

海豚皮革法 福岡支會大集會 捕鯨船烽火丸の  
近況

第二〇五號

岩手縣鯨獵の狀況

第二〇六號

魚油輸出 魚油蠟の改良を要する點

第二〇八號

遠洋漁業の好況

第二〇九號

抹香鯨獵に就て

楠木余三男

第二一〇號

和歌山縣の捕鯨會社

33 第一九卷第二一一號

鯨肉賣弘の計畫

第二一二號

韓海捕鯨業の一斑

朝鮮漁業協會

第二一四號

本邦近海米國捕鯨船の利

第二一五號

土佐の捕鯨

第二一六號、二二二號、二三三號

北海道捕鯨志

佐藤隆

第二一七號

北米捕鯨船近信

第二一九號

昨年米國捕鯨業概況

第二二一號

脊美鯨の壽命に就て

第二四一號、二四二號、二四五號

土佐國津呂捕鯨業の沿革

第二四一號

北米捕鯨船の明治卅四年に於ける成績 北米合  
衆國捕鯨業の景況 稀有の大鯨 捕鯨船と鯨油  
價格

第二四五號

鯨の模型製造 日本海に於ける米船捕鯨の好況

一鯨の價二十萬圓

第二五二號

太平洋捕鯨の消息

第二五四號

日本近海に於ける米國捕鯨業 世界第一の捕鯨  
場

第二五七號

高知縣鯨獵及漁況

第二六〇號

太平洋に於ける本邦人捕鯨業の興廢と戰爭

第二六四號

龍涎香

第二二二號

諾威式捕鯨法一斑

松牧三郎

同

鯨の躰量 鯨の馬力 漂鯨奇聞 鯨の奇異なる  
死因

34 第二〇卷第二二三號

日本鯨獵株式會社 中國四國邊に於ける鯨肉相  
場

第二二六號、二二七號、二二八號、  
二二九號、二三〇號

諾威式捕鯨實驗誌

松牧三郎

第二三四號

朝鮮海の捕鯨

朝鮮海通  
聯合會

第二三四號、二三五號

捕鯨船長用丸遭難の詳報

35 第二一卷

36 第二二卷第二四一號

北米合衆國政府鯨族の保護を圖  
らんとす

中村嘉壽



第二六七號、二六八號、二六九號

諸威國の捕鯨業

南摩紀磨

37 第二三卷

38 第二四卷第二六九號

韓國沿海捕鯨契約

第二七二號

東洋漁業株式會社の捕鯨 韓海捕鯨業の情況

第二七三號

鯨鯨の群游

第二七五號、二七六號

諸威國捕鯨

綾部策雄

第二七八號

韓國沿岸の任意捕鯨權

39 第二五卷第二八四號

台灣の捕鯨調査

第二八六號

銚子沖の捕鯨

第二八七號

韓海捕鯨の近況

第二八八號

本邦捕鯨業の勃興(論說)

同

捕鯨船長保丸 北氷洋の結氷中に閉鎖されし米國捕鯨船

第二八九號

東太平洋鯨獵概況

第二九〇號

房州沖鯨獵近況 亞米利加合衆國の捕鯨業

40 第二六卷第二九四號

鯨肉の成分

第二九六號

合衆國の捕鯨業

第二九八號

鯨肉の成分

第二九九號、三〇〇號、三〇一號

魚油

第二九九號

英領コロンビア州捕鯨業

第三〇〇號

前田又平

亞米利加鯨大獵 北極捕鯨船隊の捕鯨狀況

第三〇一號、三〇二號、三〇三號、

三〇四號

鯨族の利用法

浪生

第三〇一號

諸威捕鯨概況 蘇格蘭の捕鯨業禁止案

41 第二七卷第三〇四號

米國に於けるゴンドウ鯨油

第三〇五號、三〇六號

加奈陀太平洋に於ける捕鯨業 阿部松之進

第三〇五號

大日本捕鯨株式會社營業概況 台灣捕鯨規則

第三〇六號

北極捕鯨成績

第三〇七號

新著島捕鯨業者の覺醒に鑑み我

邦捕鯨業者に警告す

小金丸増次郎

同

輸出鯨油の危機

前田又平

附錄 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文献解題

同

海外捕鯨事情

第三〇八號

海上浮游工場

第三〇九號

獨逸に於ける本邦產鯨腦油

第三一〇號、三一〇一號、三一〇二號

全國捕鯨業者大會

第三一二號

本邦鯨油の前途

第三一三號

米國の捕鯨業

第三一四號

加奈陀大西洋岸に於ける捕鯨業

42 第二八卷第三一六號、三一七號、三一八號

諸威式捕鯨業合同に關する意見 牧 朴 眞

第三一六號

捕鯨組合の成立と會社合同

第三一九號

捕鯨會社合同成る



第三二〇號、三二一號  
歐米の捕鯨業

内村茂一

第三二〇號  
東洋捕鯨創立總會

第三二一號  
東洋捕鯨の營業組織

第三二四號  
那威捕鯨船と南極洋の大獵

第三二五號  
海豚の利用

吉岡哲太郎

第三二六號  
鯨漁取締規則 捕鯨船數の制限

43 第二九卷第三三〇號  
韓海と捕鯨成績

第三三五號

諾威式捕鯨に對する吾人の希望 綾部策雄

第三三七號

諾威式捕鯨業の批難を辨す 松崎正廣

第三三九號

鯨血利用に關する關係

西村寅之  
木村金太郎

第三八七號  
捕鯨の近況 歐洲戰亂と鯨油

第三九八號

捕鯨合同問題の進展

4 第三四卷

5 第三五卷第四〇〇號

鯨漁場としての根室近海の價值 岡田藤江

第四〇一號

土人の捕鯨と洋上の怪光

第四〇三號

捕鯨合同問題真相

第四〇四號

朝鮮捕鯨業の盛況

6 第三六卷第四一三號

鯨肉の西洋料理

第四一四號

朝鮮の捕鯨事業

第四二一號

附錄 祭魚洞文庫所藏 日本捕鯨史料文献解題

東洋捕鯨の近況

44 第三〇卷第三四一號

鯨漁取締規則中改正

第三四二號

鯨油の歐米に於ける商業上の分類 菊池建

第三四四號

北海の捕鯨業に着眼せよ 鈴木陽之助

大正1 第三一卷缺本

2 第三二卷第三六五號

捕鯨組合と捕鯨數

第三六五號、三六六號、三六七號、

三六八號

我國に於ける鯨體の利用 安藤俊吉

第三六七號

昨年の捕鯨頭數一覽

第三六八號

諾威式捕鯨獵獲數 小笠原島の寄り鯨

3 第三三卷第三七六號

智利南部に於ける捕鯨業 津田生

第三八五號

房州に於ける捕鯨業の概要 兩會社の朝鮮捕鯨認可

7 第三七卷第四二五號

食料品としての鯨肉

第四二九號

千九百十七年の捕鯨業

第四三〇號

英領哥倫比亞州の捕鯨 鯨脂模造バタと諾威の捕鯨

第四三三號

肉類の不足は鯨肉を以て補へ 北川政次郎

第三八卷第四三八號

8 遠洋漁業發達の經路

第四三九號

鯨罐詰業

第四四四號

食糧品の逼迫と鯨肉食用

第四四六號

鯨油の本源

第三九卷缺本

9 第三九卷缺本